

伊丹市地域防災計画

資 料 編
様 式 編

2025年度修正

伊丹市防災会議

目 次

伊丹市地域防災計画

資 料 編

資料 — 1	防災力等の概況	3
資料 — 2	各部の災害予防事務	8
資料 — 3	備蓄一覧	12
資料 — 4	応急給水設備等（市保有分）	15
資料 — 5	災害対策本部室配置図（防災センター2階）	16
	災害対策本部配置図 本庁舎5階（会議室501）	17
	その他の主要な場所（本庁舎各階）	18
資料 — 6	伊丹市災害対策本部組織図	19
資料 — 6-2	各対策部の指揮系統	20
資料 — 7	伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌	21
資料 — 7-2	災害対策（水防）本部事務分掌専決区分	29
資料 — 8-1	地震防災非常配備態勢	34
資料 — 8-2	地震防災非常配備態勢（南海トラフ地震臨時情報発表時）	35
資料 — 9	伊丹市地震防災計画動員数	36
資料 — 10	震度階級表	37
資料 — 11	非常配備に伴う伝達基準	41
資料 — 12	地震情報等伝達系統	42
資料 — 13	広報体制	43
資料 — 13-2	伊丹市防災用MCA無線呼び出し番号一覧表	44
資料 — 13-3	災害時特設公衆電話一覧	45
資料 — 13-4	全国瞬時警報システム（J-ALERT）等非常放送設備導通施設一覧	47
資料 — 13-5	屋外拡声器設置箇所図一覧	48
資料 — 14	広報案文	49
資料 — 14-2	伊丹市全国瞬時警報システム（J-ALERT）メッセージ一覧	53
資料 — 15	市内救急告示病院等一覧表	54
資料 — 16	指定緊急避難場所・指定避難所数一覧	55
	福祉避難所一覧	63
資料 — 17	臨時ヘリポート	64
資料 — 18	伊丹市医師会災害救護隊編成表	65
資料 — 19	伊丹市薬剤師会	66
資料 — 20	市有車両一覧表	68
資料 — 21	車両調達先	68
資料 — 22	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	69
資料 — 23	水道相互応援協定一覧表	79
資料 — 24	給食設備を有する施設	80
資料 — 25	給食センターの炊き出し能力	80
資料 — 26	民間の炊飯等可能業者	80
資料 — 27	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	81

資料	— 2 8	通信施設の災害対策	89
資料	— 2 9	電力施設の災害対策	95
資料	— 3 0	ガス施設の災害対策	108
資料	— 3 1	風水害防災非常配備態勢	112
資料	— 3 2	伊丹市風水害防災計画動員数	113
資料	— 3 3	防災気象情報の解説等	114
資料	— 3 4	気象予報警報等伝達系統	125
資料	— 3 5	水害時避難指示等の発令基準	126
資料	— 3 6	浸水想定区域内における要配慮者利用施設	127
資料	— 3 7	土砂災害時避難指示等の発令基準	133
資料	— 3 8	土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設	133
資料	— 3 8-2	伊丹市土砂災害ハザードマップ	134
資料	— 3 9	消防力の現況	135
資料	— 4 0	消防相互応援協定一覧表	140
資料	— 4 1	伊丹市防災会議委員名簿	145
資料	— 4 2	伊丹市防災会議幹事名簿	146
資料	— 4 3	伊丹市防災会議防災庶務調整部会幹事名簿	147
資料	— 4 4	災害対策関係機関一覧	148
資料	— 4 5	市関係施設電話番号	150
資料	— 4 6	放射性物質拡散シミュレーション結果	151
資料	— 4 7	フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の概要	152
資料	— 4 8	伊丹市緊急啓開道路位置図	153
法	— 1	伊丹市防災会議条例	154
法	— 2	伊丹市防災会議運営要綱	155
法	— 3	伊丹市防災会議傍聴要領	156
法	— 4	伊丹市災害対策本部条例	157
法	— 5	伊丹市防災会議幹事会設置要綱	158
法	— 6	伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例	159
法	— 7	伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	163
法	— 8	伊丹市災害見舞金等支給要綱	166
法	— 9	伊丹市医師会災害救護活動要領	169
法	— 1 0	伊丹市市民の生活安全の推進に関する条例	172
法	— 1 1	伊丹市要配慮者利用施設の避難確保計画に係る手続等に関する要綱	173
法	— 1 2	伊丹市罹災証明書等の交付に関する規則	176
応援協定等一覧			180
いたみ災害サポート登録事業者一覧			185
協定	— 1	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	186
協定	— 2	大規模災害時の相互応援に関する協定	188
協定	— 3	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	190
協定	— 4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	192
協定	— 5	災害時等における避難者の受け入れに関する協定書	194
協定	— 6	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定書	196

協定	—	7	東北地方太平洋沖地震の応援に関する協定書……………	198
協定	—	8	東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書…………… (宮城県名取市)	199
協定	—	9	東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書…………… (宮城県岩沼市)	201
協定	—	10	災害発生時における伊丹市と伊丹市内郵便局の協力に関する協定	203
協定	—	11	能登半島地震の応援に関する協定書……………	204

様式編

様式	—	1	①災害指令書……………	207
様式	—	2	②調査報告書……………	208
様式	—	3	③各対策部<控>……………	209
様式	—	4	情報収集担当員報告書……………	210
様式	—	5	緊急輸送車両確認証明書……………	211
様式	—	6	死体処理台帳……………	212
様式	—	7	避難者名簿……………	213
様式	—	8	避難者登録カード……………	214
様式	—	9	物品受払い簿……………	246
様式	—	10	避難所日誌……………	247
様式	—	11	日計表……………	247
様式	—	12	被害状況等報告書……………	250

資 料 編

【資料 1】 防災力等の概況

1. 防災力の概要

(1) 管内防災関係機関と防災力

① 市（消防局を除く）

ア. 職員数…………… 2,090 人（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

市長部局等…………… 751 人

教育委員会…………… 469 人

病院…………… 663 人

交通局…………… 133 人

上下水道局…………… 66 人

ボートレース事業局…………… 9 人

イ. 市庁舎の非常電源…………… キュービクル式ディーゼル高圧発電機（750 kVA）

ウ. 通信設備等の状況…………… MCA 防災無線（親局、半固定、携帯局）

同報無線（屋外拡声器 市内 28 箇所）

施設内放送（全小・中学校・市立高校・特別支援学校）

特設公衆電話

衛星電話

メール（緊急災害情報メール、エリアメール）

その他（緊急告知 FM ラジオ、HP、SNS 等）

エ. 勤務時間外の体制…………… 時間外における市民からの通報は、守衛室または消防局で連絡を受け、各関係責任者に連絡。

② 市消防局

ア. 職員数…………… 215 名（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

イ. 消防資機材、消防水利（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

・消防ポンプ自動車（水槽含む）…………… 9 台

・化学消防車…………… 2 台

・はしご車…………… 2 台

・救助工作車…………… 2 台

・高規格救急車…………… 5 台

・指揮車…………… 1 台

・特殊車等…………… 6 台

・非常用消防ポンプ車…………… 1 台

・非常用救急車…………… 1 台

・その他車両…………… 1 台

・消防水利

消火栓（公設）…………… 3,646 箇所

消火栓（私設）…………… 6 箇所

公設防火水槽…………… 152 基

指定水利（防火水槽）…………… 477 基

ウ. 無線設備等の状況

⇒【資料 3 9】 消防力の現況 ②無線等施設概要 参照

③ 消防団（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

- ア. 分団数…………… 6 分団
- イ. 団員数…………… 96 名
- ウ. 消防資機材
 - ・消防ポンプ自動車…………… 6 台
 - ・その他車両…………… 1 台

④ 赤十字奉仕団（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在 [伊丹市連合婦人会]）

- ア. 分団数…………… 5 分団
- イ. 団員数…………… 65 人

⑤ 自主防災組織（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

自治会等を単位とした自主防災組織

- ・結成率…………… 97.4%
- ・組織数…………… 195 組織

⑥ ボランティア（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）

ア. 登録数

- ・154 グループ 1,816 人
- ・個人 200 人

イ. 主な活動内容

- ・ひとり暮らし等地域の見守りが必要な方や高齢者等を対象とした交流活動、友愛訪問等
- ・虚弱な人等を対象とした見守り等
- ・身体障がい者を対象とした外出介助等
- ・視覚障がい者を対象とした点訳、外出介助等
- ・聴覚障がい者を対象とした手話、要約筆記等
- ・児童、幼児を対象とした保育等
- ・福祉施設を対象とした訪問等
- ・趣味、特技を活かした活動

⑦ 指定避難所等（令和 7 年（2025 年）1 2 月 1 日現在）

ア. 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置数

- ・指定避難所 122 か所
 - ・指定緊急避難場所 149 か所
- | | | | | |
|------|----|--------|----|--------|
| 災害種別 | 洪水 | 115 か所 | 土砂 | 148 か所 |
| | 地震 | 119 か所 | 火事 | 148 か所 |
| | 高潮 | 146 か所 | | |

イ. 避難距離等

市内の 17 小学校区を基本に各避難所の指定を行っているが、1 校区のエリアも小さく複数の避難所を指定していることから、各避難所までの距離も近い。

(2) 協定等締結状況

- ⇒【資料 2 3】水道相互応援協定一覧表
- ⇒【資料 4 0】消防相互応援協定一覧表
- ⇒応援協定等一覧 参照

2. 要配慮者の現況

(1) 高齢者（令和7年（2025年）4月1日現在）

年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)	年令 (歳)	人数 (人)
65	2,053	70	1,880	80	1,930	90	807
66	1,978	71	2,065	81	2,020	91	698
67	1,791	72	2,053	82	1,879	92	620
68	1,821	73	2,231	83	2,028	93	448
69	1,899	74	2,431	84	1,632	94	326
		75	2,727	85	1,387	95	242
		76	2,891	86	1,262	96	185
		77	2,789	87	1,261	97	153
		78	2,205	88	1,111	98	102
		79	1,502	89	1,008	99	57
						100～	87
小計	9,542	小計	22,774	小計	15,518	小計	3,725

合計 51,559人

(2) ひとり暮らしの高齢者（令和6年6月 伊丹市高齢者実態調査（対象：70歳以上））

ア. ひとり暮らし 7,531人

(3) その他の要配慮者（令和7年3月31日現在）

ア. 身体障がい者（児） 6,408人（1級 2,069人 2級 910人 3級 1,094人
4級 1,654人 5級 327人 6級 354人）

イ. 知的障がい者（児） 2,549人（重度 769人 中度 506人 軽度 1,274人）

ウ. 精神障がい者（児） 2,101人（1級 157人 2級 1,063人 3級 881人）

エ. 乳児（1歳未満） 1,358人

オ. 外国人市民 3,683人

（〔注〕身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）については手帳所持者）

3. 災害危険箇所等

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

平成22年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県知事が4箇所を「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域」として、「土砂災害警戒区域」に指定している。

令和元年に、同法に基づき、県知事が1箇所を「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」として「土砂災害特別警戒区域」に指定するとともに、「土砂災害警戒区域」も新たに1箇所追加指定している。

土砂災害特別警戒区域

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	福祉施設に係るもの
鋳物師 I (108000001)	鋳物師 3 丁目	急傾斜地の崩壊	

土砂災害警戒区域

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	福祉施設に係るもの
鋳物師 I (108000001)	鋳物師 3 丁目	急傾斜地の崩壊	
北園 I (108000002)	北園 1 丁目	急傾斜地の崩壊	ロザリオ幼稚園
北園 (2) I (108000005)	北園 1 丁目	急傾斜地の崩壊	
北本 (1) I (108000003)	北本町 2 丁目	急傾斜地の崩壊	
北本 (2) I (108000004)	北本町 2 丁目	急傾斜地の崩壊	

(2) 法的規制区域 なし

(3) 建築年代別・構造別建物数 (住家)

(令和7年(2025年)1月1日現在)

建築年代不詳			昭和3年～昭和28年		
木造	SR・RC	その他	木造	SR・RC	その他
804	2	4	240	0	0
昭和29年～昭和44年			昭和45年～昭和55年		
木造	SR・RC	その他	木造	SR・RC	その他
4,289	96	125	6,649	514	577
昭和56年以降			計		
木造	SR・RC	その他	木造	SR・RC	その他
23,353	1,258	5,016	35,335	1,870	5,722

(4) 防災関係施設

防災センター、市役所、支所・分室、消防局、消防署所

(市役所、支所・分室)

・防災センター	(S47. 7)	RC	3F	
	(H25. 3)	RC	3F	改築(耐震補強)
・市役所	(R 4. 11)	S	6F	(免震構造)
・神津支所	(H28. 5)	RC	2F	(神津交流センター内)
・北支所	(H16. 4)	RC	3F	(きららホール内)
・西分室	(H23. 3)	S	6F	(イオン伊丹昆陽SC内)
・南分室	(S47. 3)	RC	2F	(南センター内)
・野間分室	(S52. 8)	RC	2F	(野間笠松センター内)
・くらしのプラザ	(H13. 4)	RC	7F	(伊丹商工プラザビル内)
・人権啓発センター	(S49. 7)	RC	3F	

(消防関係)

・消防局	(S47. 11)	RC	3F	
・東消防署	(S59. 3)	RC	2F	
	(H18. 12)	SR	3F	(増築)
・西消防署	(S47. 11)	RC	3F	(局と併設)
・神津出張所	(S60. 3)	RC	1F	
・南野出張所	(S60. 12)	RC	1F	
	(H15. 10)	RC	2F	(増築)
・池尻出張所	(S60. 3)	RC	1F	
・荒牧出張所	(S62. 3)	RC	2F	
	(H25. 3)	RC	2F	(増築)

【資料2】 各部の災害予防事務

部	課	災害予防事務
各所属共通事項 (行政委員会等を含む)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策、復旧計画等の習熟に関すること 2 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること 3 災害時におけるBCP(業務継続計画)作成に関すること
危機管理室		<ol style="list-style-type: none"> 1 室の非常配備に関すること 2 防災計画の企画、立案、見直しに関すること 3 広域応援協定に関すること 4 防災業務の総合調整に関すること 5 関係施策・事業に対する地域防災計画との整合性の検証に関すること 6 備蓄計画に関すること 7 備蓄倉庫、水防倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関すること 8 市民・事業者に対する防災対策の啓発に関すること 9 緊急通信システムの運用管理に関すること 10 災害時における情報伝達方法の啓発に関すること
総合政策部	秘書課 広報・シティプロモーション 戦略課 施設マネジメント課 政策室 グリーン戦略室 デジタル戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の非常配備に関すること 2 調査に関する資料の整備に関すること 3 電子計算システムの安全性の確保に関すること 4 代替システムの確保に関すること
総務部	(総務室) 総務課 管財課 契約・検査課 (法務室) 法制課 法務管理課 (人材育成室) 人事課 給与制度課 研修厚生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の非常配備に関すること 2 ボランティアの受入れに関すること 3 職員の防災研修とその効果の検証に関すること 4 職員の動員計画の立案に関すること 5 幹部職員の初動体制整備に関すること 6 職員の連絡態勢の検証に関すること 7 庁内電話等通信施設の整備に関すること 8 非常電源等電気施設の整備に関すること 9 庁舎の安全対策に関すること 10 調査に関する資料の整備に関すること 11 災害関連法規の整理に関すること
財政基盤部	(財政企画室) 財政企画課 経営企画課 (税務室) 市民税課 資産税課 徴収課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の非常配備に関すること 2 調査に関する資料の整備に関すること

部	課	災 害 予 防 事 務
市民自治部	(まちづくり室) まちづくり推進課 市民相談課 生活環境課 (市民サービス室) 市民課 消費生活センター (共生推進室) 同和・人権・平和課 男女共同参画課 人権啓発センター (環境クリーンセンター) 総務課 業務課	1 部の非常配備に関すること 2 所管施設の安全確保に関すること 3 災害廃棄物等の処分計画に関すること 4 災害ごみの処分方法に対する啓発に関すること 5 災害時の専門的相談体制の確立に関すること 6 自治会等との連携に関すること 7 避難所施設としての対策に関すること 8 外国人市民向け防災冊子の作成に関すること
健康福祉部	(地域福祉室) 地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 法人監査課 (生活支援室) 支援管理課 生活支援課 自立相談課 こども福祉課 (保健医療推進室) 国保年金課 後期医療福祉課 健康政策課 母子保健課	1 部の非常配備に関すること 2 福祉施設整備に関する企画・立案・実施時の防災的配慮に関すること 3 ボランティア(福祉活動に関するもの)の受入れに関すること 4 要配慮者に対する援護策の検討に関すること 5 民生児童委員、社会福祉協議会との協力・連携体制の整備に関すること 6 所管施設の安全確保に関すること 7 医薬品、ミルク・特殊食品の調達計画に関すること 8 災害時における保健予防計画に関すること 9 義援金に対する受入れ事務に関すること
都市活力部	(産業振興室) 商工労働課 農業政策課 (まち資源室) 空港・にぎわい課 文化振興課 (都市整備室) 都市計画課 建築指導課 営繕課 住宅政策課	1 部の非常配備に関すること 2 防災的な都市計画の立案に関すること 3 確認申請時における防災的な技術指導に関すること 4 開発許可申請時における防災上の指導に関すること 5 都市防災に配慮した都市景観の形成に関すること 6 所管施設の安全確保に関すること 7 公共建築物の耐震診断及び防災性の向上に関すること 8 物資供給計画に関すること 9 救援物資の保管計画に関すること

部	課	災害予防事務
都市交通部	(交通政策室) 都市安全企画課 交通政策課 (道路室) 道路建設課 道路保全課 土地調査課 (みどり公園室) 公園課 みどり自然課	1 部の非常配備に関すること 2 都市計画道路の企画・立案・実施時の防災的配慮に関すること 3 道路・橋梁・街路樹等の防災性能の向上に関すること 4 所管施設の防災上での保全対策に関すること 5 所管施設の防災性の向上に関すること 6 所管施設の安全確保に関すること 7 防災面からの交通安全対策に係る啓発指導に関すること 8 公園施設の防災性能の向上に関すること
会計室		1 義援金収納事務の整備に関すること
教育委員会 事務局 教育総務部	教育政策課 職員課 施設課 教育DX推進室	1 部の非常配備に関すること 2 所管施設の防災性の向上に関すること 3 避難所施設としての対策に関すること
未来教育プロジェクト	未来戦略チーム	
教育委員会 事務局 学校教育部	学校教育課 総合教育センター 保健体育課 小学校給食センター 中学校給食センター	1 部の非常配備に関すること 2 中学、高校におけるボランティア教育・研修に関すること 3 教職員の防災活動計画に関すること 4 所管施設の安全対策に関すること 5 児童生徒への防災教育に関すること
未来教育プロジェクト	部活動地域展開 チーム	
教育委員会 事務局 こども未来部	(こども室) 次世代育成課 こども文化科学館 (幼児教育保育室) 幼児教育推進課 教育保育課 こども発達支援センター	1 部の非常配備に関すること 2 所管施設の安全確保に関すること 3 避難所施設としての対策に関すること
教育委員会 事務局 生涯学習部	社会教育課 スポーツ振興課 公民館 図書館	1 部の非常配備に関すること 2 市民の防災教育に関すること 3 所管施設の安全対策に関すること
	(人権教育室) 人権教育担当	

部	課	災 害 予 防 事 務
消防局	(管理室) 消防総務課 予防課 (警防室) 警防課 救急課 情報管理課 東消防署 西消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の非常配備に関する事 2 消防職員の研修, 訓練に関する事 3 備蓄倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関する事 4 市民・事業者に対する防災意識の高揚、防災指導に関する事 5 自主防災組織の育成, 指導に関する事 6 市民・事業者向け防災冊子の作成に関する事 7 消防指令管制システムの運用に関する事 8 広域応援協力体制に関する事
上下水道局	(経営企画室) 経営企画課 給排水課 (整備保全室) 水道課 下水道課 浄水課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の非常配備に関する事 2 所管施設の防災性の向上に関する事 3 災害時における給水計画の作成に関する事
交通局	総務課 企画営業課 運輸サービス課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の非常配備に関する事 2 所管施設の防災性の向上に関する事
伊丹病院 事務局	総務課 医事課 情報管理課 地域医療体制整備 推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 院の非常配備に関する事 2 所管施設の防災性の向上に関する事
市議会 事務局	総務課 議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局の非常配備に関する事 2 市議会災害対策支援本部に関する事

【資料3】 備蓄一覧 (令和7年12月1日現在)

区分 NO	場所	合計	備蓄倉庫 (7)							小学校 (17)											
			1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
品名			防災センター	スカイパーク	十六名公園	笹原公園	笹原公園第2	昆陽南公園	中学校給食センター	伊丹	稲野	南	神津	緑丘	桜台	天神川	笹原	瑞穂	有岡	花里	
スタータキット (一式)		31	1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アルファ化米 (食)		25,000	3,800	6,700	6,350	6,350			600												
レトルト食品 (食)		15,350	7,780	2,570	2,500	2,500															
ソフトパン (食)		4,500	876	1,224	1,224	1,080															
粉ミルク (本)		2,400	2,400																		
液体ミルク (本)		1,200	1,200																		
飲料水【500ml】 (本)		1,056	1,056																		
哺乳瓶 (個)		150	150																		
哺乳瓶消毒ケース (個)		20	20																		
哺乳瓶消毒剤 (錠)		300	300																		
カセットコンロ (台)		526			295	112		8								32					
コンロ用ボンベ (本)		4,207	339	48	2,443	1,344		21							12						
防災用かまど (セット)		8	2		3	1		2													
紙コップ (個)		4,300					4,300														
ポット (個)		9	9																		
仕切りダンボール (セット)		503	3							20	20	20	20	20	20	20	20	20		20	20
避難所用マット (枚)		585	45							20	20	20	20	20	20	20	20	20		20	20
ダンボールベッド (個)		470	19							20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
ガス式発電機 (台)		31	22	2	3	3		1													
ガソリン式発電機 (台)		10	2	2	2	2		2													
投光器 (台)		30					30														
ダイナモラジオ (台)		499		250	150	99															
毛布 (枚)		15,174	1,313	890	4,330	1,790	1,120	1,160		129	100	220	210	185	180	100	100	100	100	100	100
組立式仮設トイレ (コンパクトタイプ)		60	8							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
組立式仮設トイレ (コンパクトタイプ)		50	24							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
簡易トイレ (基)		233	74	59	40	48		12													
トイレ用テント (基)		126	76	15	15	16		4													
トイレキット (回分)		59,900	16,400	8,600	9,400	8,600	6,300	3,700													
トイレトーパー (ロール)		2,160	2,160																		
おむつ (枚)		3,020	3,020																		
大人用おしりふき (パック)		633	633																		
子ども用おしりふき (パック)		656	656																		
尿取りパッド (枚)		240	240																		
生理用品 (枚)		5,148	5,148																		
歯みがきシート (包)		7,800	7,800																		

【感染症対策避難所用備蓄】

スタータキット【感染症対策】 (一式)	26	1								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
間仕切りテント (基)	800	4				796															
避難所用マスク (枚) 【大人用】	7,500									300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
避難所用マスク (枚) 【小人用9~12】	9,425	5,525				1,400				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
避難所用マスク (枚) 【小児用3~8】	5,900					3,400				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
大型ファン (台)	60	4								2	2	2	2	2	2	2	2			2	2
スポットクーラー (台)	60	7								2	2	2	2	2	2			2	1	2	2

【新型インフルエンザ等行動計画に伴う併用備蓄】

サージカルマスク (枚)	299,950	46,100				253,850															
N95マスク (枚)	1,400	1,400																			
感染防護衣 (セット)	221	36				185															
消毒液 (ℓ)	2,225					2,225															

区分	小学校 (17)						中学校 (8)								高校 (5)					センター (69)		
	NO	12	13	14	15	16	17	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	1	2
品名	場所	昆陽里	摂陽	鈴原	荻野	池尻	鴻池	東	西	南	北	天王寺川	松崎	荒牧	笹原	伊丹	県立伊丹	県立伊丹北	県立伊丹西	県立阪神昆陽	いたみ交流	昆陽
スタータキット (一式)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
アルファ化米 (食)																						
レトルト食品 (食)																						
ソフトパン (食)																						
粉ミルク (本)																						
液体ミルク (本)																						
飲料水【500ml】 (本)																						
哺乳瓶 (個)																						
哺乳瓶消毒ケース (個)																						
哺乳瓶消毒剤 (錠)																						
カセットコンロ (台)												25		54								
コンロ用ポンペ (本)																						
防災用かまど (セット)																						
紙コップ (個)																						
ポット (個)																						
仕切りダンボール (セット)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20							
避難所用マット (枚)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20							
ダンボールベッド (個)	20	20	20	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10						
ガス式発電機 (台)																						
ガソリン式発電機 (台)																						
投光器 (台)																						
ダイナモラジオ (台)																						
毛布 (枚)	100	100	100	100	100	100	27	200	100	100	60	230	150	100	100	30	30	30	30	30	10	10
組立式仮設トイレ (コンパクトタイプ)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
組立式仮設トイレ (エバーサイトタイプ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
簡易トイレ (基)																						
トイレ用テント (基)																						
トイレキット (回分)																					100	100
トイレトーパー (ロール)																						
おむつ (枚)																						
大人用おしりふき (パック)																						
子ども用おしりふき (パック)																						
尿取りパッド (枚)																						
生理用品 (枚)																						
歯みがきシート (包)																						

スタータキット【感染症対策】 (一式)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
間仕切りテント (基)																						
避難所用マスク (枚)【大人用】	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300						
避難所用マスク (枚)【小人用9~12】	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100						
避難所用マスク (枚)【小児用3~8】	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100						
大型ファン (台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
スポーツクーラー (台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						

サージカルマスク (枚)																						
N95マスク (枚)																						
感染防護衣 (セット)																						
消毒液 (ℓ)																						

品名	センター (69)													その他							
	NO	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	他 56カ所 (※1)	こやの里 特別支援 学校	スポーツ センター	緑ヶ丘 体育館・武 道館	スワン ホール	アイ受 センター	北村第2	いたみ いきい きプラ ザ	
場所	南	野間笠 松	人権啓 発	北	北村	神津交 流	西桑津	森本	緑ヶ丘	寺本東	岩屋										
スタータキット (一式)																					
アルファ化米 (食)							300	300	300				300								
レトルト食品 (食)																					
ソフトパン (食)							24	24	24				24								
粉ミルク (本)																					
液体ミルク (本)																					
飲料水【500ml】 (本)																					
哺乳瓶 (個)																					
哺乳瓶消毒ケース (個)																					
哺乳瓶消毒剤 (錠)																					
カセットコンロ (台)																					
コンロ用ポンペ (本)																					
防災用かまど (セット)																					
紙コップ (個)																					
ポット (個)																					
仕切りダンボール (セット)																			20		
避難所用マット (枚)																			60		
ダンボールベッド (個)																			20		1
ガス式発電機 (台)																					
ガソリン式発電機 (台)																					
投光器 (台)																					
ダイナモラジオ (台)																					
毛布 (枚)	10	10	20	20	50	100	110	100	30	20	100			30	40				100	450	50
組立式仮設トイレ (コンパクトタイプ)																					
組立式仮設トイレ (コンパクトタイプ)																					
簡易トイレ (基)																					
トイレ用テント (基)																					
トイレキット (回分)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	5,600									
トイレトーパー (ロール)																					
おむつ (枚)																					
大人用おしりふき (パック)																					
子ども用おしりふき (パック)																					
尿取りパッド (枚)																					
生理用品 (枚)																					
歯みがきシート (包)																					

スタータキット【感染症対策】 (一式)																					
間仕切りテント (基)																					
避難所用マスク (枚)【大人用】																					
避難所用マスク (枚)【小人用9~12】																					
避難所用マスク (枚)【小児用3~8】																					
大型ファン (台)															4	2		2			
スポットクーラー (台)															2	2		2			

サージカルマスク (枚)																					
N95マスク (枚)																					
感染防護衣 (セット)																					
消毒液 (ℓ)																					

【資料3】 備蓄一覧

(令和7年12月1日現在)

(南野防災倉庫・防災資機材)

備蓄品	針金 (16番)	針金 (10番)	ハンマー大	かなづち
数量	3,800	6,700	6,350	6,350
数量	7,780	2,570	2,500	2,500

備蓄品	つるはし	バール (大)	ノコギリ	釘
数量	10本	28本	12丁	47箱

備蓄品	防塵メガネ	防塵マスク	セツトカッター	レンジヤローブ
数量	20	600枚	20本	2巻

備蓄品	発電機	鉄杭	2,443	スコップ
数量	2	175本	100本	88本

備蓄品	チェンソー	テント	ポリタンク	防水シート
数量	3台	10張	17個	108枚

備蓄品	2tジャッキ	65mmホース	C1級可搬式消防ポンプ1式	
数量	3台	6本	2台	

(広畑防災倉庫・防災資機材)

備蓄品	折畳みベット	防水シート	可搬式ポンプ	スコップ
数量	50台	1,700枚	1台	57丁

備蓄品	つるはし	ハンマー	鋼くい (1.2m)	テント
数量	3本	8個	76本	10張

(消防局訓練場)

備蓄品	可搬式ポンプ
数量	3台

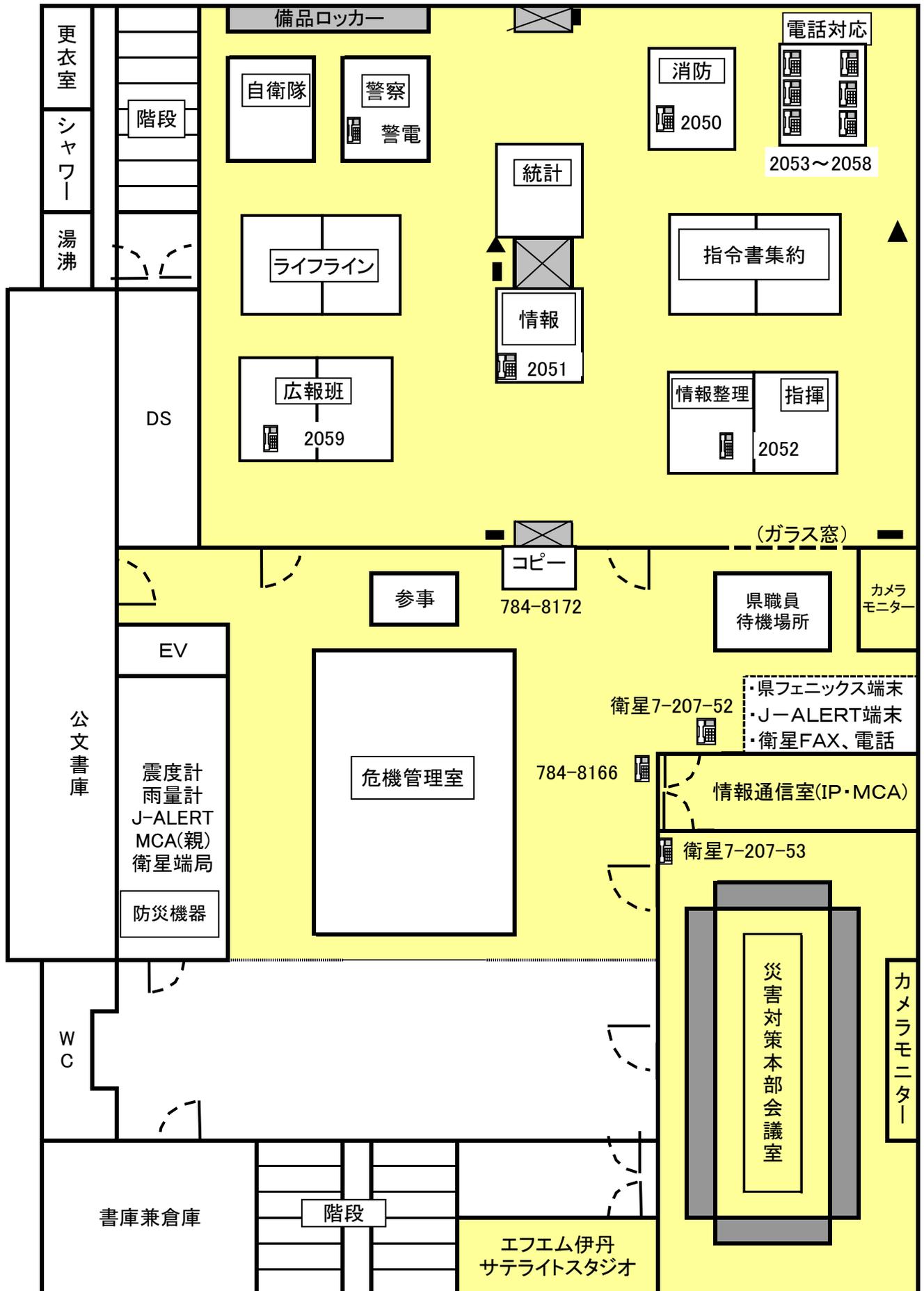
【資料4】 応急給水設備等 (市保有分)

(令和7年12月1日現在)

種別	容量	数量	所管	保管場所等
給水タンク	1.5キロリットル	1台	上下水道局	上下水道局材料置場
	1キロリットル	2台	上下水道局	
給水ポリタンク	200リットル	10個	上下水道局	千僧浄水場
	20リットル	470個	上下水道局	
給水袋	6リットル	8,000個	上下水道局	上下水道局材料置場
		2t	上下水道局	
高所圧送式タンク車				22個＝上下水道局材料置場
給水組み立て槽	200リットル	59個	上下水道局	37個＝市内小中学校及び救護所
飲料水兼用耐震性貯水槽	100m ³	2基	危機管理室	伊丹小学校 神津小学校
組立式給水タンク	1キロリットル	8台	上下水道局	上下水道局庁舎 千僧浄水場
応急給水栓	－	22台	危機管理室	市内小中学校 ※1

※1 飲料水兼用耐震性貯水槽を設置している市立伊丹、神津小学校及び隣接中学校に設置を行う市立緑ヶ丘、昆陽里小学校を除いた小、中学校、市立伊丹高等学校に設置。

【資料5】災害対策本部配置図(警戒配備以降)
防災センター 2階



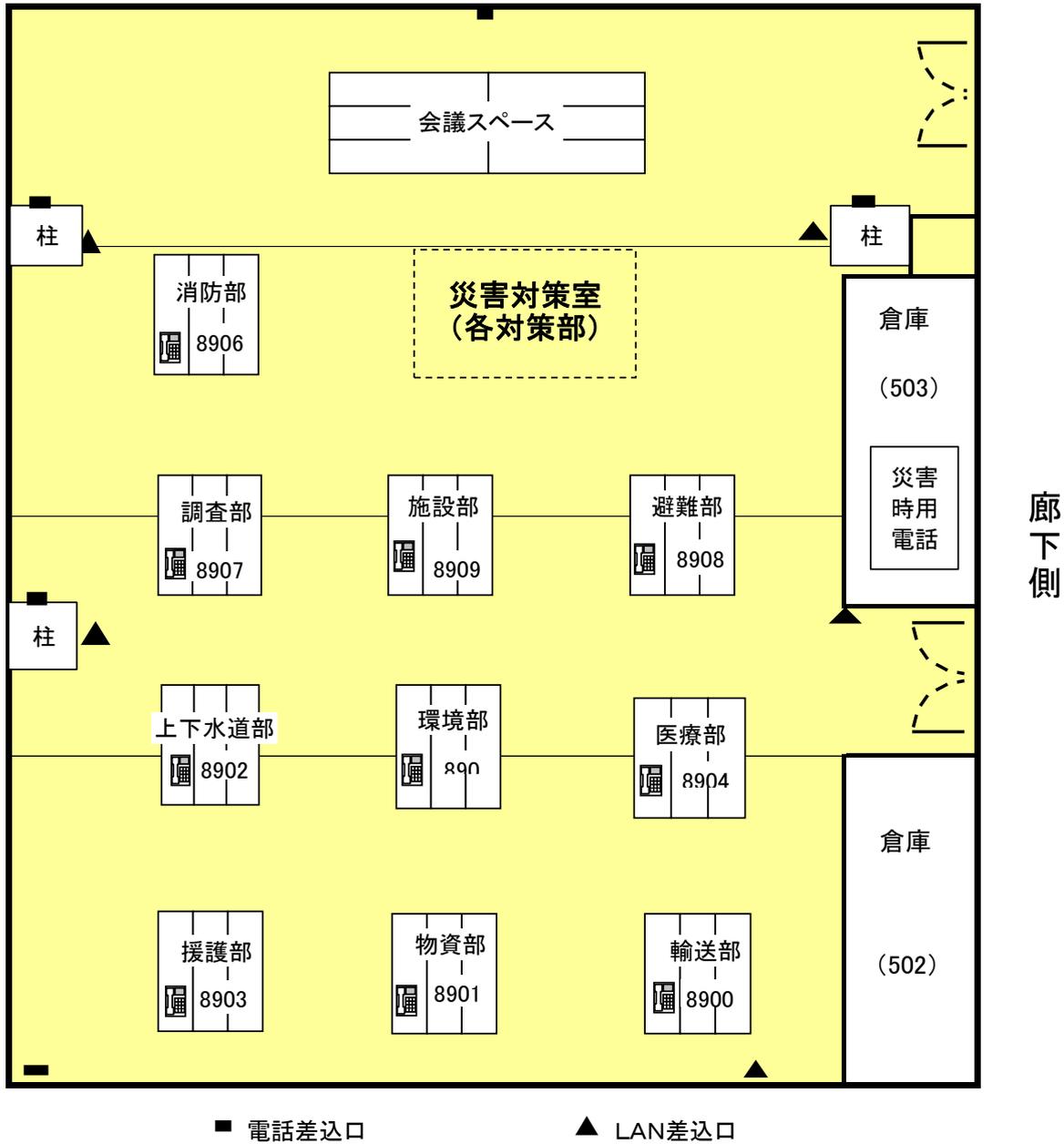
■ 電話差込口

▲ LAN差込口

【資料5】 その他の主要な場所(第一配備以降)
(本庁舎 各階)

階数	室名	災害時用途	備考
1階	市民協働スペース	・市民相談総合窓口 ・プレスセンター	
	会議室 101A、B(月白)	・診察室 ・予防接種会場	
	会議室 105(卵の花)	被災建築物応急危険度判定実施本部 (判定士控室)	
	多目的スペース	市民一時避難所	
2階	会議室 201(若草)	被災建築物応急危険度判定実施本部	
3階	会議室 302(利休鼠)	被災宅地危険度判定実施本部 (判定士控室)	
	会議室 303(柳)	被災宅地危険度判定実施本部	
4階	会議室 404(若葉) 405(白群) 406(浅緋)	男性用仮眠・休憩室	
	会議室 403(鉛白)	女性用仮眠・休憩室	
5階	会議室 501A、B	災害対策本部(各対策部)	※防災センター2階と本庁舎 5階の両方を使用する。
	会議室 503(群青)	災害対策関係者控え室	
	会議室 502(勝色)	仮眠・休憩室(予備室)	

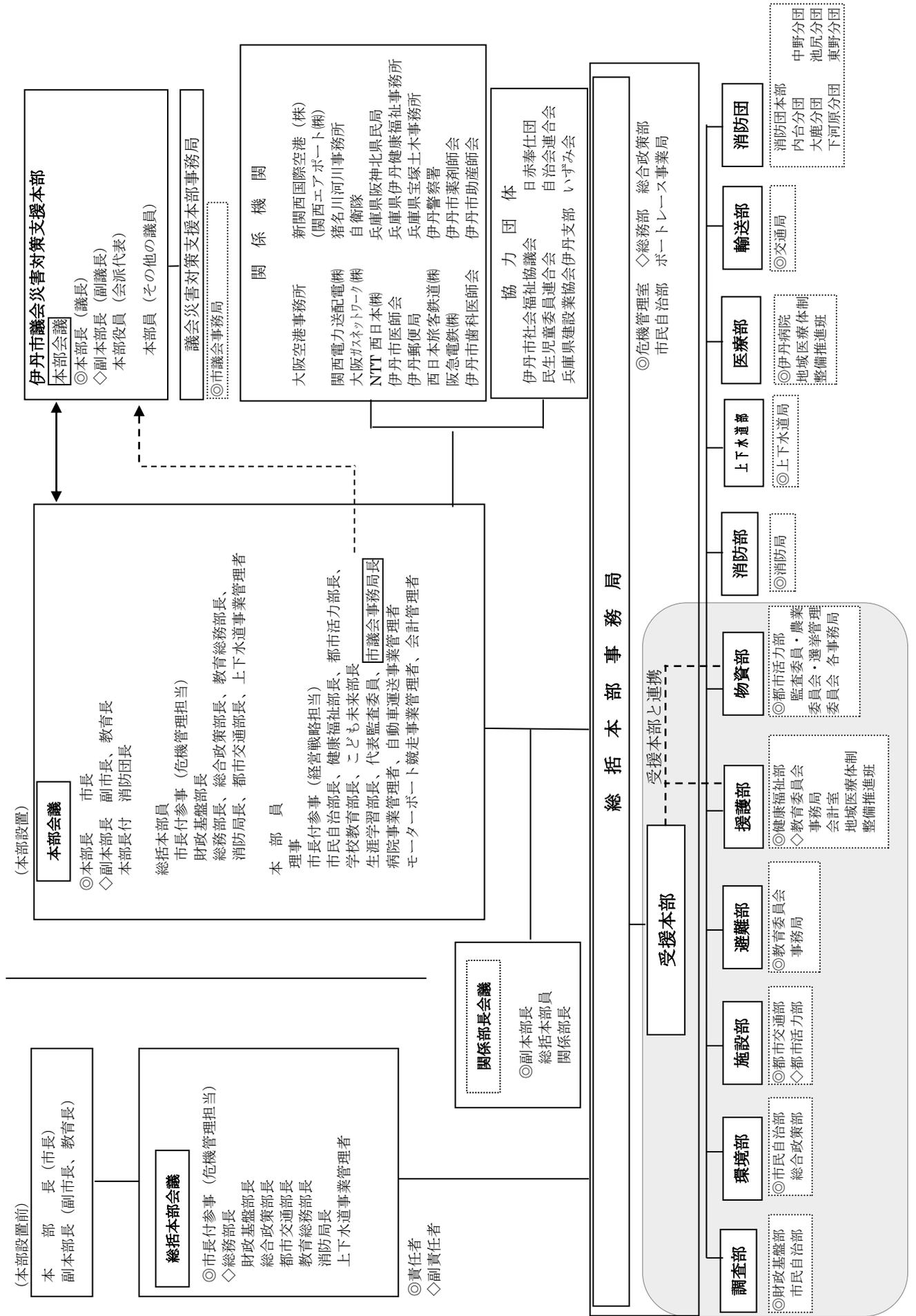
【資料5】災害対策本部配置図(第一配備以降)
本庁舎 5階(会議室501)



(留意事項)

令和4年11月から当面の間、災害対策本部は防災センター2階、本庁舎5階とに分かれて災害対応にあたることとなる。

【資料6】 伊丹市災害対策本部組織図

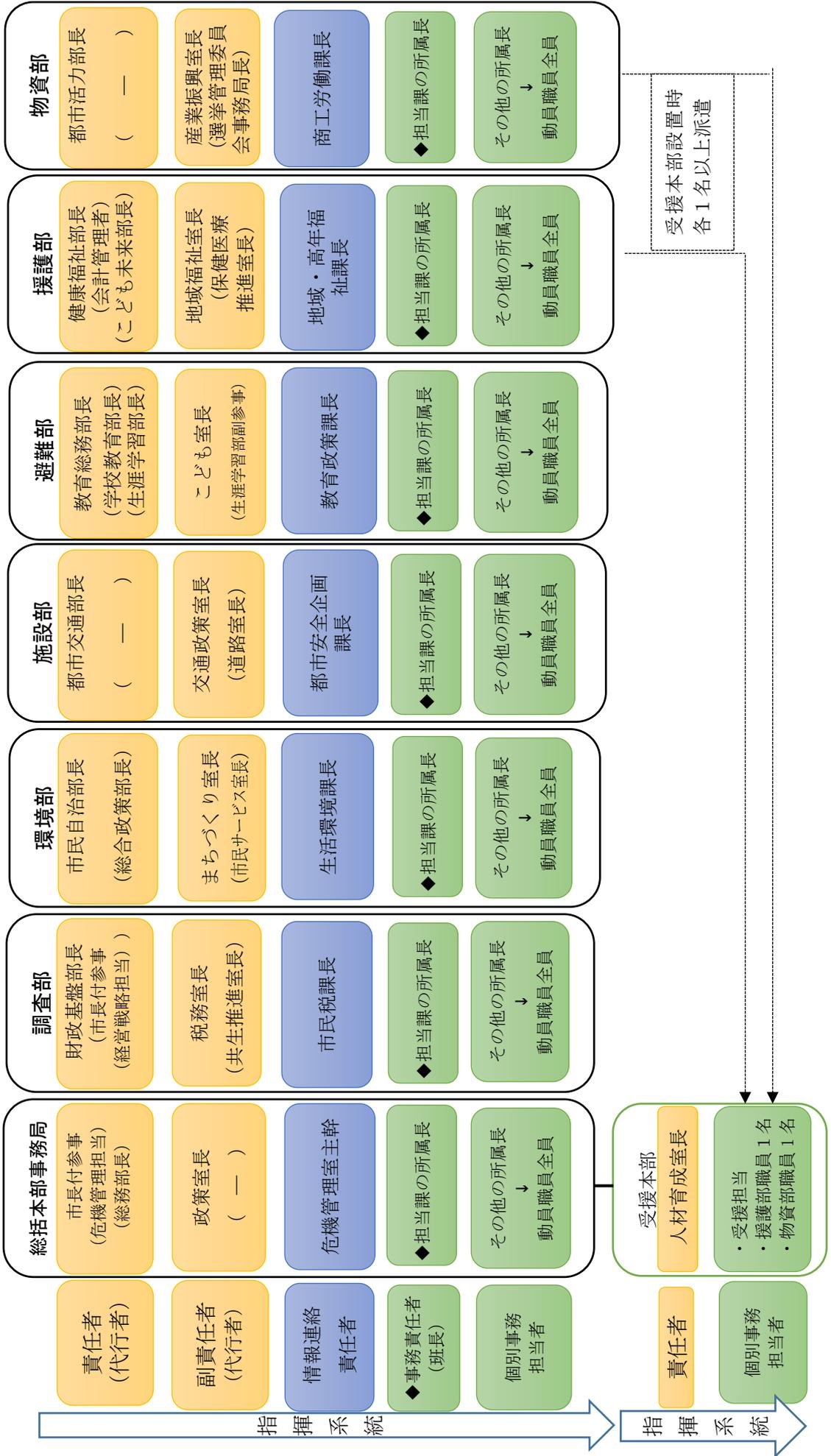


【資料6-2】 各対策部の指揮系統

この指揮系統は、各対策部内において、通常組織の部局が複数跨る下記の対策部に関するものとする。※なお、他の対策部は従前どおり、通常組織の指揮系統に準ずるものとする。

＜役職の考え方＞

責任者：部長級、副責任者：次長級、情報連絡責任者：地域防災計画で定める者、事務責任者（班長）：課長級



【資料7】 伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌

(◎責任者 ◇副責任者 ◆事務責任者（班長）)

	構 成 員	事 務 分 掌
本部会議	◎本部長 ◇副本部長 本部長付 総括本部員 本部員 (伊丹市水防本部及 び災害対策本部組織 図による構成員)	1 災害対策（水防）本部の開設及び閉鎖の決定に関すること 2 災害（水防）対策に係る重要事項の検討及び基本方針の決定に関すること 3 災害（水防）対策に係る総合調整及び指示に関すること 4 関係機関への協力及び派遣要請に関すること 5 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること 6 災害救助法及び激甚災害指定の要請に関すること
関係部長会議	◎副本部長 総括本部員 関係部長	1 本部会議の指示事項の処理に関すること 2 災害（水防）対策に係る重要事項の具体策の検討に関すること 3 本部会議を招集するに及ばない事項、または招集する暇がない場合の協議及び決定に関すること 4 各部との相互調整に関すること
総括本部会議	◎市長付参事 (危機管理担当) ◇総務部長 総合政策部長 財政基盤部長 都市交通部長 教育総務部長 消防局長 上下水道事業管理者	1 災害（水防）活動が必要な場合における関係職員への指示に関すること 2 災害（水防）初期における本部長・副本部長との連絡調整に関すること 3 災害（水防）対策本部設置に係る本部員の招集に関すること 4 災害（水害）発生初動時における緊急体制（警戒配備）の整備に関すること 5 災害（水防）対策本部設置の検討に関すること 6 その他、応急対策上の必要事項に関すること

部	班・担当	担当課	事務分掌
総括本部 事務局 ◎危機管理室 ◇総務部 総合政策部 市民自治部 ポートレス事業局	統括司令班	◆危機管理室 政策室 施設マネジメント課 法制課 法務管理課	1 本部長・副本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理に関すること 3 本部会議、関係部長会議の庶務に関すること 4 災害に係る情報の収集・記録及び伝達に関すること 5 各部の総合調整及び連絡に関すること 6 自衛隊の派遣要請に関すること 7 防災行政無線の運用管理に関すること 8 災害救助法に基づく取りまとめに関すること 9 被災者生活再建支援制度に関すること 10 市議会との連絡調整に関すること 11 総括本部事務局の庶務に関すること
	受援本部 受援担当 ボランティア担当 物資担当	◆人材育成室 援護部と連携 物資部と連携	1 受援計画に関すること 2 応援要請の総合受付に関すること 3 各対策部との応援要請の調整に関すること 4 受援状況の取りまとめに関すること
	秘書班	◆秘書課	1 国・県関係等の災害視察者、見舞者に対する応対及び名簿、礼状等の作成に関すること 2 本部長、副本部長の被災地視察への対応に関すること
	広報班	◆広報・シティプロモーション戦略課 まちづくり推進課	1 市民に対する情報提供に関すること 2 報道機関に対する情報提供に関すること 3 報道機関に対する広報活動の要請に関すること 4 避難情報等の広報活動に関すること 5 被災者の相談及び要望、苦情等の処理に関すること 6 共同利用施設の避難所の開設に関すること 7 自治会等への協力要請に関すること 8 本庁舎、支所、分室等における災害関連情報の掲示に関すること 9 災害の記録に関すること
	総務1班	◆人事課 給与制度課 研修厚生課 ポートレス事業局 総務課 事業課	1 本部長・副本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理に関すること 3 職員の動員計画に関すること 4 総合相談窓口に関すること 5 職員の給食及び仮眠室の確保並びに保健に関すること

部	班・担当	担 当 課	事 務 分 掌
	総務2班	◆総務課 管財課 契約・検査課 ヒューマン・リソース 戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 業者契約に関すること 2 緊急資材の確保、用品の調達及び輸送に関すること 3 庁内電話等通信施設、電気施設の整備及び維持管理に関すること 4 車両配車計画及び管理に関すること 5 災害対策本部室の開設に関すること 6 会議室・作業室の確保及び管理に関すること 7 市有財産（普通財産）及び財産区財産の管理に関すること 8 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	総務3班	◆デジタル戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿等の電算処理に関すること 2 SNS情報収集に関すること
	翻訳班	◆同和・人権・平和課	<ol style="list-style-type: none"> 1 在日外国人等に対する窓口・情報提供に関すること 2 通訳・翻訳に関すること
各 部 共 通 事 項			<ol style="list-style-type: none"> 1 「災害対策本部組織図」による全ての「対策部」は、事務分掌による業務が開始されない場合にあっては既設の「対策部」の協力部として活動すること 2 本部長の特命に関すること 3 職員の動員計画による応援・協力体制に関すること 4 被害状況及び応急対策状況の報告に関すること 5 所管部局の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 6 総括本部事務局指示事項に対する事務処理及び報告に関すること 7 罹災証明に係る被害状況調査に関すること（兵庫県家屋被害認定士の資格取得者） 8 「災害時の保健師活動マニュアル」に係る業務に関すること（保健師）

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調 査 部</div> ◎財政基盤部 市民自治部	調査1班 (庶務担当)	◆市民税課 資産税課 徴収課 市民相談課	1 被害状況の初期調査及び報告書の作成並びに総括本部事務局への報告に関する事 2 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 3 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 4 罹災証明に係る被害状況調査及び交付に関する事 5 市税の減免に関する事 6 総括本部事務局の事務に関する事 7 「調査部」の応援要請のとりまとめに関する事 8 「調査部」の庶務に関する事
	調査2班	◆財政企画課 経営企画課	1 災害応急対策予算の措置に関する事 2 国・県等の財源対策及び災害対策関連措置に関する情報並びに資料の収集に関する事 3 被害状況の初期調査に関する事 4 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 5 罹災証明に係る被害状況調査に関する事 6 公共施設の被害状況等の取りまとめに関する事
	調査3班	◆男女共同参画課 人権啓発センター	1 被害状況の初期調査に関する事 2 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 3 罹災証明に係る被害状況調査に関する事 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環 境 部</div> ◎市民自治部 総合政策部	環境1班 (庶務担当)	◆生活環境課 消費生活センター 市民課	1 廃棄物等の処分計画に関する事 2 廃棄物の処分に関する他都市・関係機関への協力要請に関する事 3 死亡者の収容及び埋火葬に関する事 (災害救助法によるものを含む) 4 廃棄物、し尿の相談業務に関する事 5 廃棄物等の量の把握に関する事 6 感染症対策に伴う消毒業務に関する事 7 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 8 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9 支所、分室への情報の伝達に関する事 10 「環境部」の応援要請のとりまとめに関する事 11 「環境部」の庶務に関する事
	環境2班	◆環境クリーンセンター 総務課 業務課	1 廃棄物、し尿の収集に関する事 2 廃棄物の処分場及び仮置き場の管理に関する事
	環境3班	◆グリーン戦略室	1 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 2 二次災害の防止対策に関する事

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">施設部</div> ◎都市交通部 ◇都市活力部	施設1班 (庶務担当)	◆都市安全企画課 交通政策課	1 施設部業務に関する被害情報等の収集及び総括本部事務局への報告に関すること 2 災害に関する諸情報（気象、被害状況、応急対策実施状況等）の速報及び連絡に関すること 3 交通規制に伴う関係機関等との協議及び連絡調整に関すること 4 避難等が可能な道路の選定及び確保に関すること 5 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること 6 「施設部」の応援要請のとりまとめに関すること 7 「施設部」の庶務に関すること
	施設2班	◆道路建設課 道路保全課 土地調査課 公園課 みどり自然課 都市計画課 建築指導課 営繕課	1 道路、橋梁、公園及び緑化施設等の被害状況の調査及び保全・応急復旧に関すること 2 危険区域等の警戒調査及び応急復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること (災害救助法によるものを含む) 4 土嚢、ポンプの設置に関すること 5 危険区域等の情報収集及び被害状況の報告に関すること 6 緊急要員及び必要資材の要請に関すること
	住宅班	◆住宅政策課	1 応急仮設住宅の建設等に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 住宅関連資金の融資等に関すること 3 市営住宅等の保全及び応急復旧に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">避難部</div> ◎教育委員会事務局 教育総務部 学校教育部 こども未来部 生涯学習部 人権教育室 未来教育プロジェクト	避難班 (庶務担当)	◆教育政策課 教育委員会事務局 各課共通 (こども未来部) 次世代育成課 こども文化科学館	1 避難所の開設及び閉鎖並びに管理運営に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 避難者の誘導及び収容に関すること 3 避難者等の調査及び名簿の作成に関すること 4 避難所日報の作成に関すること 5 避難所間の連絡調整に関すること 6 避難所のボランティア活動の運営に関すること 7 教育関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 災害救助法に基づく学用品の供給に関すること 9 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること 10 P T A等教育関係団体への協力要請に関すること 11 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること 12 本部への情報提供及び連絡調整に関すること 13 「避難部」の応援要請のとりまとめに関すること 14 「避難部」の庶務に関すること

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">援護部</div> ◎健康福祉部 ◇教育委員会事務局 会計室	援護1班 (庶務担当)	◆地域・高年福祉課 法人監査課 支援管理課	1 義援金及び見舞金等の取り扱い並びに配分に関する こと 2 日本赤十字社との連絡調整に関する こと 3 ボランティア（福祉活動）の受入れに関する こと（受援本部との連携を含む） 4 生活資金等の融資に関する こと 5 市内の福祉施設被害状況の把握及び報告に関する こと 6 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと 7 「援護部」の応援要請のとりまとめに関する こと 8 「援護部」の庶務に関する こと
	援護2班	◆健康政策課 母子保健課	1 医師会等との連絡調整に関する こと 2 衛生医薬品、ミルク・特殊薬品等の調達に関する こと 3 被災者等に対する保健・予防に関する こと 4 救護所の設置及び救護班の編成に関する こと 5 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと
	援護3班	◆生活支援課 介護保険課 障害福祉課 自立相談課 こども福祉課 幼児教育推進課 教育保育課	1 要援護被災者・児に対する援護に関する こと 2 ショートステイ等、避難所外の収容に関する こと 3 要配慮者（避難行動要支援者を含む。）に関する こと
	援護4班	◆共生福祉社会 推進担当 こども発達支 援センター 国保年金課 後期医療福祉課	1 福祉避難所の開設等に関する こと
	会計班	◆会計室	1 義援金及び見舞金等の出納に関する こと 2 義援金及び見舞金等の事務の応援に関する こと 3 応急救助に要する資金前渡に関する こと
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資部</div> ◎都市活力部 ◇選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	物資班 (庶務担当)	◆商工労働課 農業政策課 空港・にぎわい課 文化振興課 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 各事務局	1 被災者に対する食糧の確保、生活必需品・救援物 資の調達及び管理並びに配付に関する こと（災害救助法によるものを含む） 2 物資の供給計画に関する こと 3 救援物資等の集配及び保管並びに管理に関する こと（受援本部との連携を含む） 4 物資に関するボランティア活動の運営に関する こと 5 商工業及び農業関係の被害調査に関する こと 6 被災商工業者等に対する応急金融措置並びに経営 相談に関する こと 7 都市活力部所管施設の被害調査及び応急復旧に関 する こと 8 緊急物資の輸送のための交通規制に関する こと 9 「物資部」の応援要請のとりまとめに関する こと 10 「物資部」の庶務に関する こと

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">消 防 部</div> ◎消防局	消防班 (庶務担当)	各課共通 (◆警防課)	1 被災者の救助及び救急活動に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 消防活動及び水防活動に関すること 3 避難指示等に関すること 4 災害に関する諸情報(気象、被害状況、応急対策 実施状況等)の速報及び連絡に関すること 5 危険物の取り扱い及び搬出除去に関すること 6 被害状況の把握に関すること 7 本部との連絡調整に関すること 8 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成並び に統括に関すること 9 罹災証明書交付の協力に関すること 10 消防団との協調及び連絡調整に関すること 11 「消防部」の庶務に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">上下水道部</div> ◎上下水道局	水道1班 (庶務担当)	各課共通 ◆経営企画課	1 上水道施設の保全及び応急復旧に関すること 2 給水施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 復旧資材の調達に関すること 4 災害救助法に基づく飲料水の供給に関すること 5 給水活動及び応急復旧等に係る広報活動に関する こと 6 生活用水等の確保と供給に関すること 7 避難情報等の広報活動に関すること 8 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関 すること 9 「上下水道部」の庶務に関すること
	水道2班	◆下水道課 水道課	1 河川、水路の保全及び応急復旧に関すること 2 樋門、ポンプ場の操作及び管理に関すること 3 危険区域等の警戒調査及び応急復旧に関すること 4 障害物の除去に関すること (災害救助法によるものを含む) 5 土嚢、ポンプの設置に関すること 6 危険区域等の情報収集及び被害状況の報告に関する こと 7 緊急要員及び必要資材の要請に関すること 8 下水道施設等の保全・応急復旧に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">医 療 部</div> ◎伊丹病院 地域医療体制 整備推進班	医療班 (庶務担当)	各課共通 (◆総務課)	1 被災患者の医療助産に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 救護班の編成に関すること 3 病院施設の保全及び応急復旧に関すること 4 「医療部」の庶務に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">輸 送 部</div> ◎交通局	輸送班 (庶務担当)	各課共通 (◆総務課)	1 被災者の輸送に関すること 2 物資の輸送等における物資部への支援に関すること 3 交通局所管施設及び車両の保全・応急復旧に関する こと 4 「輸送部」の庶務に関すること

参考：市議会災害対策支援本部事務局の事務分掌

部	班・担当	担 当 課	事 務 分 掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 議会災害対策支援本部事務局 </div> ◎市議会事務局		◆総務課 議事課	1 議会災害対策支援本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること 3 議会災害対策支援本部会議の庶務に関すること

【資料 7 - 2】 災害対策（水防）本部事務分掌専決区分

伊丹市災害対策本部事務分掌専決区分

第 1 章 総則

（事務の専決）

第 1 条 この区分は，伊丹市災害対策本部条例（昭和 38 年伊丹市条例第 24 号）第 5 条に基づき，災害の予防又は対応業務並びに被災者支援に係る事務分掌については，この区分に定めるところにより，災害対策本部において処理する権限に属する事務を専決することができる。

第 2 章 市全体に係る専決区分

（災害対策本部長が判断する事項）

第 2 条 災害対策本部長の判断を要する事項は，次の各項に定めるとおりとする。

1 災害対策本部等に関すること

- (1) 災害対策本部の開設及び閉鎖（別に定める災害対策本部の設置基準の適用を除く。）並びに会議の開催
- (2) 災害対策本部の部の設置及び閉鎖並びに当該部の部長の指名
- (3) 現地災害対策本部の設置及び閉鎖並びに現地災害対策本部長及び副本部長の指名
- (4) 防災指令及び水防指令の発令（別に定める参集基準の適用を除く。）及び解除
- (5) 伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）の実施

2 避難に関すること

- (1) 高齢者避難等，避難指示の発令
- (2) 避難指示の解除
- (3) 指定避難所の開設及び閉鎖

3 応援要請等に関すること

- (1) 県，警察及び自衛隊に対する応援要請の決定
- (2) 災害救助法の適用及び激甚災害法の要請

4 その他

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置の決定
- (2) その他全市域共通の重要事項の決定
(災害対策副本部長の専決事項)

第3条 第2条 副本部長の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 災害対策本部等に関する事

- (1) 関係部長会議の開催
- (2) 第1配備の体制の決定及び解除
- (3) 所管のない災害対応業務の所管先の決定

2 避難に関する事

- (1) 地区を指定した指定避難所の開設及び閉鎖
- (2) 避難指示の解除

3 その他

- (1) その他地区を限定した重要事項の決定
- (2) 伊丹市事務分掌規則（昭和38年規則第4号）別表第1（副市長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定
- (3) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定
(市長付参事（危機管理担当）の専決事項)

第4条 市長付参事（危機管理担当）の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 災害対策本部等に関する事

- (1) 総括本部会議の開催
- (2) 警戒配備態勢の決定及び解除（総括本部会議で決定できない場合に限る。）

2 避難に関する事

- (1) 個別事情による指定避難所の開設及び閉鎖
- (2) 高齢者等避難の解除

3 関係機関への応援要請の決定（受援計画に基づく各対策部所管のものは除く。）

(危機管理室長の専決事項)

第5条 危機管理室長の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 動員態勢に関する事

(1) 待機配備の決定及び解除

2 避難に関する事

(1) 自主避難所の開設及び閉鎖

(2) その他避難に関する事

3 その他

(1) 屋外拡声器の使用許可に関する事

(2) その他対策部への指示に関する事

(4課長会議の専決事項)

第6条 4課長会議(4課長会議とは、危機管理室主幹、道路保全課長、上下水道局下水道課長、消防局警防課長の合議体をいう。)の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 動員態勢に関する事

(1) 水防準備配備及び事前待機配備の決定及び解除

(2) 配備態勢に伴う職員参集の実施

2 台風等の風水害における初動態勢の判断に関する事

第3章 各対策部に係る専決事項

(責任者の専決事項)

第7条 責任者の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 対策部の実施方針に関する事

(1) 災害対応実施方針の重要事項の決定

(2) 災害対策本部の決定事項の指示

(3) 災害対策本部会議での部のとりまとめ報告

(4) 伊丹市災害対応計画における個別通常業務の再開の決定

(5) 対策部内の所管のない災害対応業務の所管先の決定

2 動員態勢に関する事

(1) 配備態勢・動員計画に基づかない臨時動員態勢の決定

- (2) 他対策部への協力の要請又は決定

3 その他

- (1) 伊丹市事務分掌規則別表第2（部長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定
- (2) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定
（副責任者の専決事項）

第8条 副責任者の専決事項は，次の各項に定めるとおりとする。

1 責任者に事故あるときの代行に関すること（別に定める代行者がない場合に限る。）

- (1) 災害対策本部会議等への代理出席及び代行
- (2) 責任者の専決区分各項に掲げる事項の代決

2 情報連絡責任者に事故あるときの代行に関すること

- (1) 情報連絡責任者の専決区分各号に掲げる事項の決定
- (2) その他情報連絡責任者が行う事項の調整等

3 その他

- (1) 伊丹市事務分掌規則別表第2の2（次長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定
- (2) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定
- (3) 事務責任者の不在時における当該事務責任者の代行者の指名
（情報連絡責任者の専決事項）

第9条 情報連絡責任者の専決事項は，対策部の実施方針に関する次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総括本部事務局との調整及び総括本部事務局の指示に基づく資料作成
- (2) 総括本部事務局と対策部又は対策部間の連絡調整
- (3) 災害対策本部会議での本部員の補佐及び本部会での資料作成
- (4) 本部連絡員の指名
- (5) 対策部内のとりまとめに関すること

(6) 対策部内の職員参集

(事務責任者(班長)の専決事項)

第10条 事務責任者(班長)の専決事項は、災害対応の実施に関する次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害対応事務分掌の事務遂行の決定
- (2) 各種証明書の発行(住家の被害認定行為を含む。)
- (3) 事務分掌内の人員の調整
- (4) 事務分掌内の個別事務担当者(主幹級)の決定権の付与
- (5) その他軽易な事項の決定

第4章 雑則

(専決者不在時の代決に関する取扱い)

第11条 災害時に重要な意思決定に支障を生じさせないため、この区分で定める第2条から第8条までに定める専決者による専決区分で意思決定が困難な場合には、別に定める代行者又は当該専決者の次条に定める者により意思決定できるものとする。

2 前条の場合において、別に定める代行者が、前条に規定する当該専決者の次条に定める者と専決に関する権限が抵触するときは、その限りにおいて、別に定める代行者が優先するものとする。

(調整規定)

第12条 伊丹市事務分掌条例(昭和37年条例第3号)及び伊丹市事務分掌規則その他の条例等の専決事項に関する規定がこの区分に矛盾し、又は抵触する場合には、災害対応業務並びに被災者支援に係る事務分掌については、この区分で処理する。

付 則

この区分は、平成30年12月4日から施行する。

【資料 8—1】 地震防災非常配備態勢

配備態勢	指令等種別	適用基準	業務内容	配備職員	人員	
事前 待機配備	—	1. 配備態勢を縮小する場合において、余震等が続いており、引き続き警戒を要するとき	1. 市民等からの問い合わせ対応 2. パトロールの実施 3. 現場対応	防災計画動員数(資料 9 参照)	65 名	228 名
警戒配備	総括本部設置	1. 震度 4 の地震が発生したとき	1. 総括本部設置し、パトロール情報の分析 2. 本部長、副本部長との連絡・調整 3. 本部設置すべきかどうかの検討 4. 職員動員態勢の検討 5. その他災害対策本部事務分掌に準ずる		308 名	
第 1 配備	災害対策本部設置	1. 震度 5 弱以上の地震が発生したとき	1. 災害対策本部事務分掌に準ずる		786 名	
第 2 配備	防災指令 1 号	1. 震度 5 弱以上の地震が発生し、市内において大規模な被害が生じていると見込まれているとき	”		1,158 名	
第 3 配備	防災指令 2 号	1. 震度 6 弱以上の地震が発生したとき	” (関係機関、協力団体への応援要請)		2,175 名 (関係機関及び協力団体)	

【資料 8-2】 地震防災非常配備態勢（南海トラフ地震臨時情報発表時）

発生した地震が伊丹市において震度 4 未満の場合で、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

指令等種別	適用基準	業務内容	配備職員	人員
連絡員待機	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、注意）等の発表に備え情報収集を行う。	危機管理室	5名
災害対策本部設置	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・警戒)	1. 動員態勢の検討 2. その他災害対策本部事務分掌に準ずる	本部長 総括本部長	26名
—	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)			—

配備職員については、【資料 9 伊丹市地震防災計画動員数】に基づく。

【資料9】伊丹市地震防災計画動員数

令和7年(2025年)12月

部名	部長等		情報連絡 責任者	待機 (待機配備) 事前	機 置 (警戒配備)	災害対策 本部設置 (第1配備)	防災1号 (第2配備)	防災2号 (第3配備)
	副市長(副本部長)	市長(本部長)						
本部長	副市長(副本部長)	市長(本部長)	危機管理室 主幹			18		
	理事	市議員参事(経営戦略担当)						
	教育委員会事務局学校教育部長	教育委員会事務局こども未来部長						
	都市活力部長	市議会事務局						
	会計管理者	代表監査委員						
総括 本部員	市長付参事(危機管理担当)	財政基盤部長	総務課長		8	(26)	(26)	(26)
	総務部長	都市交通部長						
	総合政策部 消防局	消防局長						
総括本部 事務局 (受援本部)	総合政策部	消防局	危機管理室 主幹	19	18 (37)	56 (93)	36 (129)	(129)
	消防局	消防局	市民税課長	4	7 (11)	57 (68)	1 (69)	(69)
調査部	財政基盤部 / 市民自治部	市民自治部	生活環境課長	2	3 (5)	42 (47)	55 (102)	3 (105)
環境部	市民自治部 / 総合政策部	総合政策部	都市安全企画 課長	26	26 (52)	58 (129)	(129)	(129)
施設部	都市活力部 / 都市交通部	都市交通部	教育委員会事務局 教育政策課長	1	8 (9)	68 (82)	32 (114)	79 (193)
避難部	健康福祉部 / 教育委員会事務局 / 会計室	教育委員会事務局	地域高年 福祉課長	1	9 (10)	62 (77)	111 (188)	247 (435)
援護部	健康福祉部 / 教育委員会事務局 / 会計室 地域医療体制整備推進班	地域医療体制整備推進班	商工労働課長	1	2 (3)	16 (19)	11 (30)	16 (46)
物資部	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 / 農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	消防局 情報管理課長	7	54 (61)	19 (94)	101 (195)	(195)
消防部	消防局	消防局	上下水道局 経営企画課長	11	1 (12)	30 (48)	19 (67)	1 (68)
上下水道部	上下水道局	上下水道局	病院事務局 総務課長	40	7 (47)	24 (71)	71 (211)	557 (628)
医療部	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	地域医療体制整備推進班	交通局 総務課長		4	19 (23)	6 (29)	114 (143)
輸送部	交通局	交通局	市議会事務局 総務課長		9	9		
(参考) 議安災害対策 支援本部事務局	市議会事務局	市議会事務局	合計	65	163 (228)	478 (786)	372 (1,158)	1017 (2,175)
※()は 累計動員数	震度4参集	震度5弱以上参集	震度6弱以上参集					

【資料 10】震度階級表

震度階級	人	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

* この資料は、気象庁が主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。

* 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測地です。ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

* 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 強 6 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 強	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

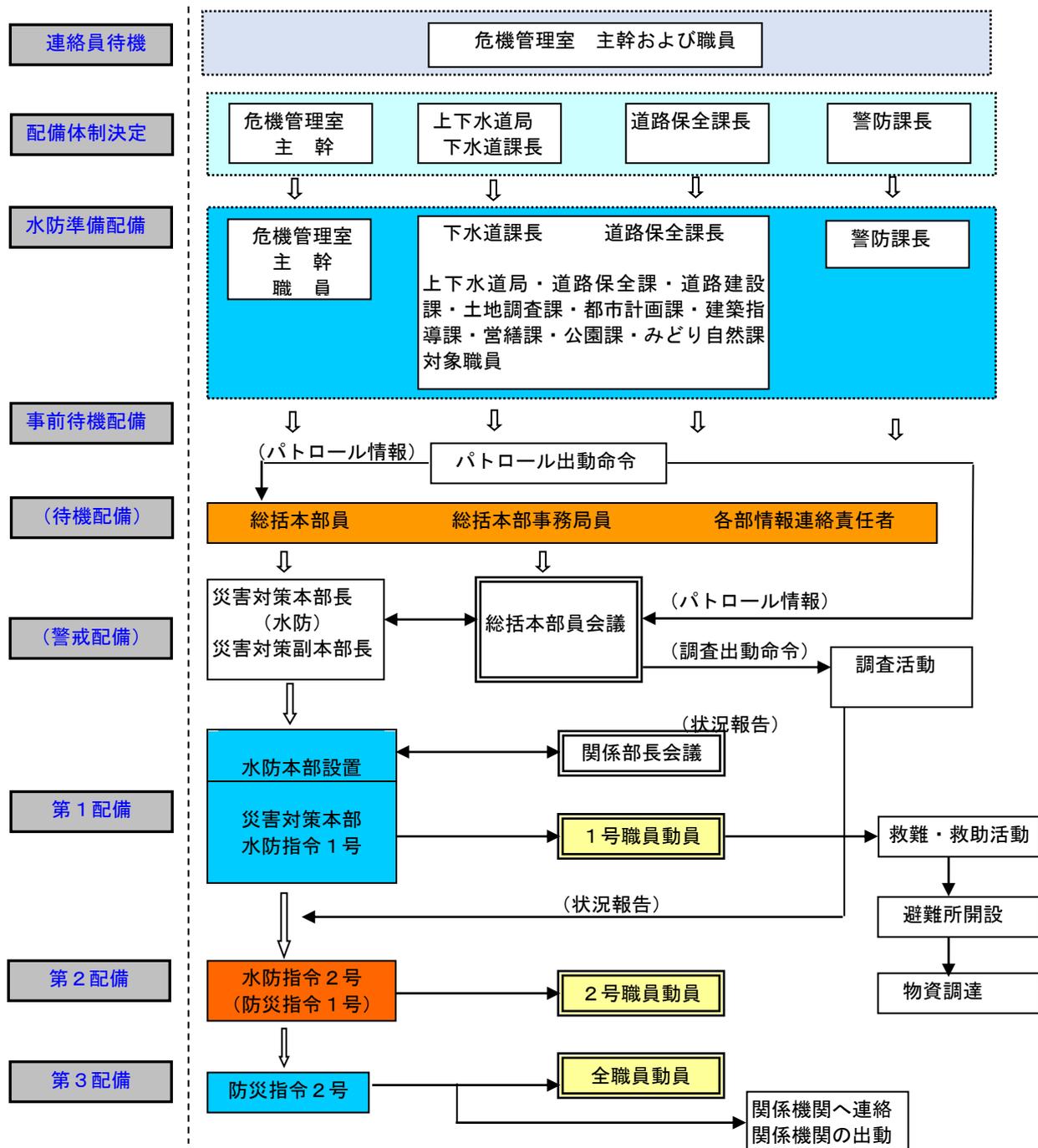
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※ による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

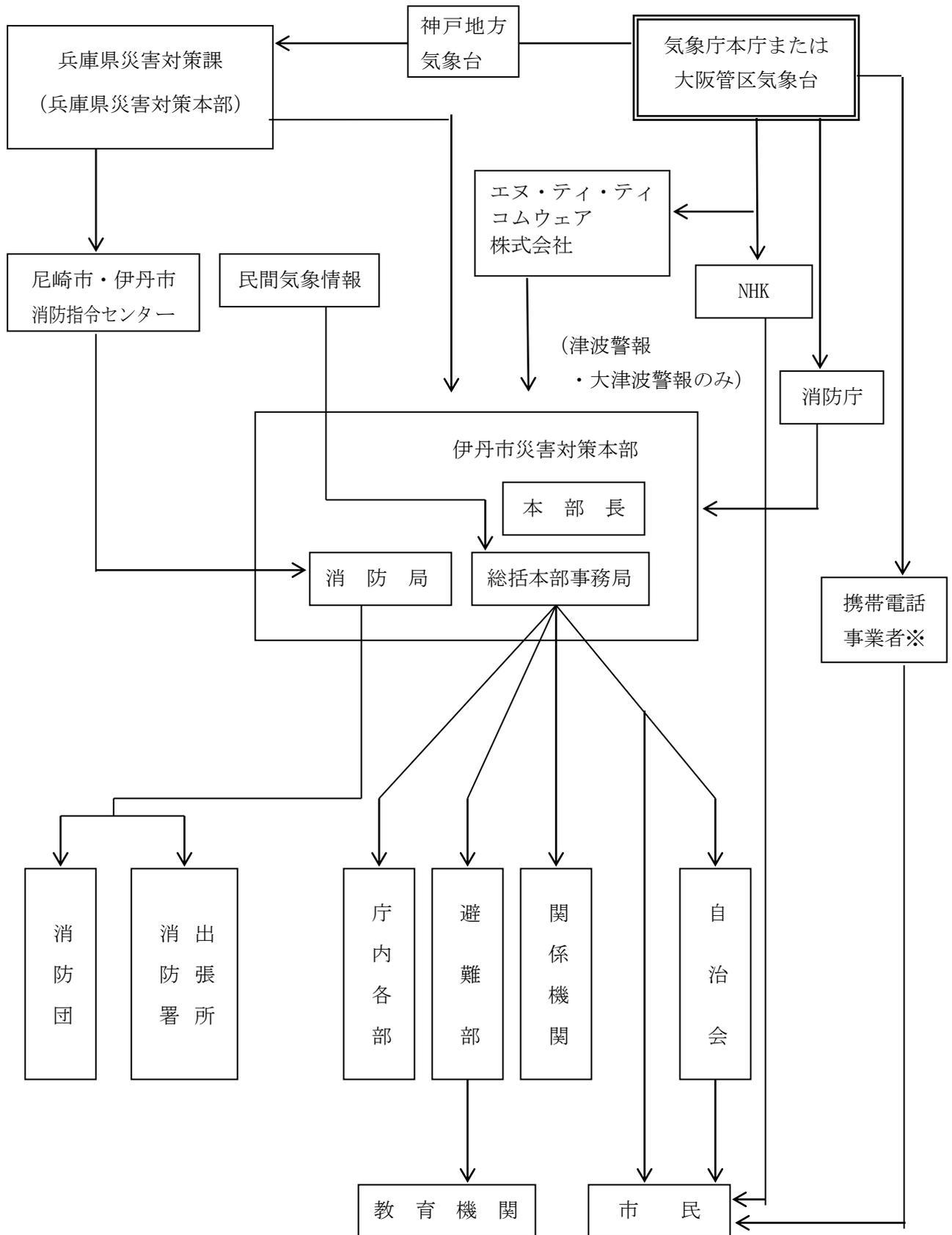
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料 1 1】 非常配備に伴う伝達基準



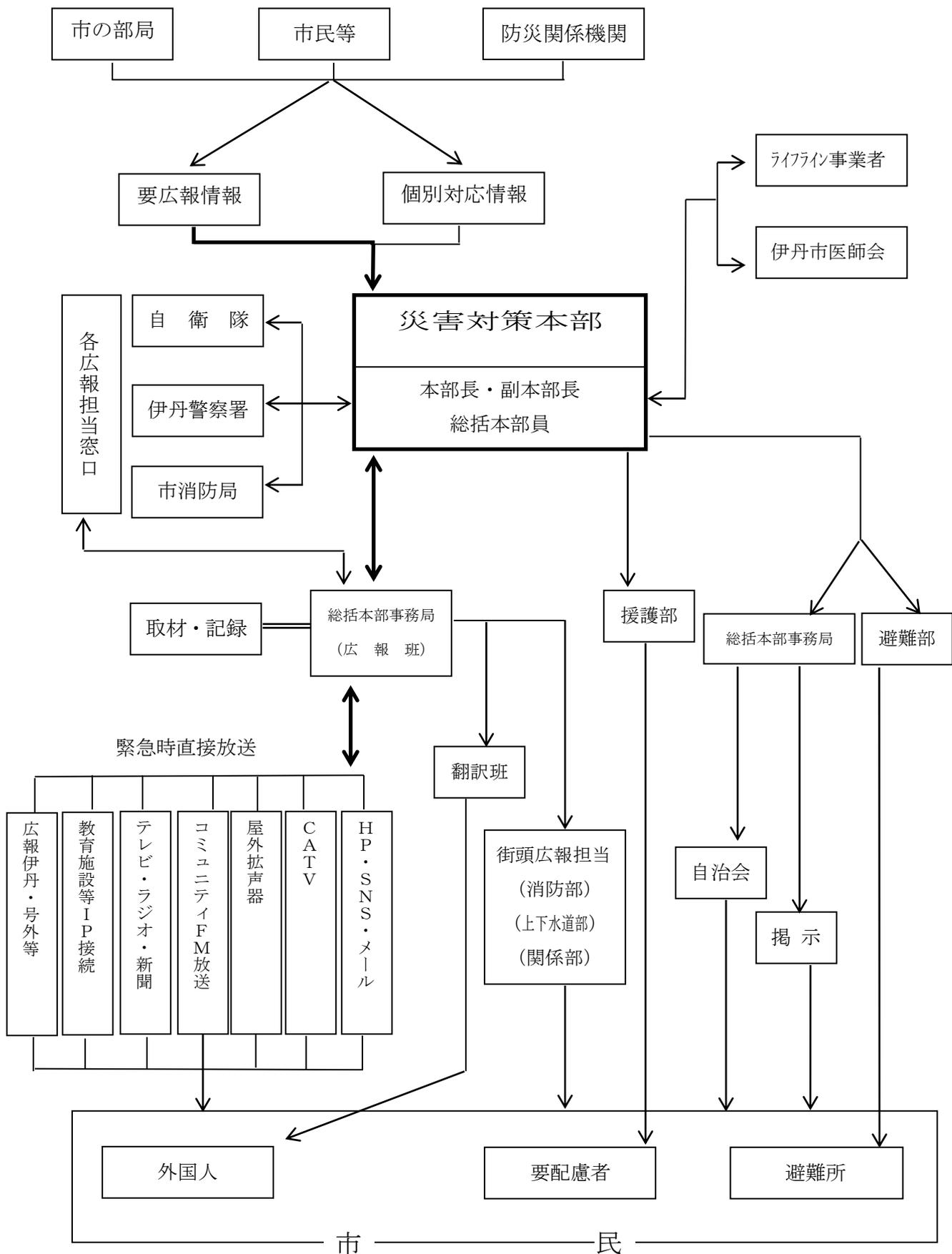
- (1) 連絡員待機は、気象警報が発表された時等に危機管理室長若しくは主幹の判断に基づき措置するものとする。
- (2) 水防準備配備は、【資料 3 1】風水害防災非常配備態勢の水防準備配備の適用基準（台風等の通過が見込まれ、かつ、警報が発表されたとき等）に、措置をとるものとする。
- (3) （事前）待機配備は、【資料 3 1】風水害防災非常配備態勢の（事前）待機配備の適用基準（警報が発表され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき等）に、措置するものとする。
- (4) 通常勤務から水防態勢へ切替えを確実に迅速に行うこと。
- (5) 水防本部員は、常に気象情報の変化に注意し、水防指令の発令が予測される場合は自動的に出動しなければならない。
- (6) 配備指令発令後は出来る限り不急の外出を避け、電話等により本部と連絡をとり、自宅に待機しなければならない。
- (7) 非常勤務者は交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (8) 各分担業務については、相互援助協力をして水防業務に支障をきたさないようにしなければならない。

【資料 1 2】 地震情報等伝達系統



※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

【資料13】 広報体制



【資料13-2】伊丹市防災用MCA無線 呼び出し番号一覧表

設置場所名称	登録名称 (変更不可)	種別	MCA 個別番号	010	020	021	012	013	014	015	016	017
				G全体	G市全体	G市各部	G共同利用	G社福施設	G猪名川	G武庫川	G天神川	G自主避難
防災センター 無線室	指令局	指令局	901	○	○	○						
防災センター 危機管理室	危機管理室	半固定局	101	○	○	○						
市役所 財政基盤部	総務部	半固定局	102	○	○	○						
市役所 市民自治部	市民部	半固定局	103	○	○	○						
環境クリーンセンター	クリーンC	半固定局	104	○	○	○						
市役所 健康福祉部	健康福祉部	半固定局	105	○	○	○						
市役所 こども未来部	こども部	半固定局	106	○	○	○						
市役所 都市活力部	都市創造部	半固定局	107	○	○	○						
市役所 都市交通部	都市基盤部	半固定局	108	○	○	○						
市役所 教育委員会	教育委員会	半固定局	109	○	○	○						
総合教育センター	総合教育C	半固定局	110	○	○	○						
伊丹小学校	伊丹小	半固定局	111	○	○				○			
有岡小学校	有岡小	半固定局	112	○	○				○			
稲野小学校	稲野小	半固定局	113	○	○							
摂陽小学校	摂陽小	半固定局	114	○	○							
南小学校	南小	半固定局	115	○	○							
鈴原小学校	鈴原小	半固定局	116	○	○							
笹原小学校	笹原小	半固定局	117	○	○							
神津小学校	神津小	半固定局	118	○	○				○			
緑丘小学校	緑丘小	半固定局	119	○	○				○			
瑞穂小学校	瑞穂小	半固定局	120	○	○							
桜台小学校	桜台小	半固定局	121	○	○						○	
池尻小学校	池尻小	半固定局	122	○	○					○	○	
花里小学校	花里小	半固定局	123	○	○							
昆陽里小学校	昆陽里小	半固定局	124	○	○					○		
天神川小学校	天神川小	半固定局	125	○	○						○	
荻野小学校	荻野小	半固定局	126	○	○						○	
鴻池小学校	鴻池小	半固定局	127	○	○						○	
北中学校	北中	半固定局	128	○	○				○			
西中学校	西中	半固定局	129	○	○							
南中学校	南中	半固定局	130	○	○							
笹原中学校	笹原中	半固定局	131	○	○							
東中学校	東中	半固定局	132	○	○				○			
松崎中学校	松崎中	半固定局	133	○	○					○		
荒牧中学校	荒牧中	半固定局	134	○	○						○	
天王寺川中学校	天王寺川中	半固定局	135	○	○						○	
市立伊丹高校	伊丹高校	半固定局	136	○	○							
伊丹市消防局	消防局	半固定局	137	○	○	○						
伊丹市水道局	水道局	半固定局	138	○	○	○						
伊丹市交通局	交通局	半固定局	139	○	○	○						
市立伊丹病院	伊丹病院	半固定局	140	○	○	○						
陸上自衛隊第36普通科連隊	陸上自衛隊	半固定局	141	○								
国土交通省猪名川河川事務所	猪名川河川	半固定局	142	○								
伊丹警察署	伊丹警察署	半固定局	143	○								
伊丹市医師会	医師会	半固定局	144	○								
株式会社'ベイ・コミュニケーションズ'	ベイ・コム	半固定局	145	○								
伊丹まち未来株式会社	FMいたみ	半固定局	146	○								

設置場所名称	登録名称 (変更不可)	種別	MCA 個別番号	010	020	021	012	013	014	015	016	017
				G全体	G市全体	G市各部	G共同利用	G社福施設	G猪名川	G武庫川	G天神川	G自主避難
パトロール用携帯局		携帯局	301~338	○	○	○						
伊丹市医師会		携帯局	339	○								
伊丹市医師会		携帯局	340	○	○							
北河原センター	北河原セン	半固定局	152	○	○		○		○			
昆陽池センター	昆陽池セン	半固定局	153	○	○		○				○	
昆陽センター	昆陽センタ	半固定局	154	○	○		○				○	○
松ヶ丘センター	松ヶ丘セン	半固定局	155	○	○		○				○	
南センター	南センター	半固定局	156	○	○	○	○	○				○
若菱柏木センター	若菱柏木C	半固定局	157	○	○		○					
平松会館	平松会館	半固定局	158	○	○		○					
神津交流センター	神津センタ	半固定局	159	○	○	○	○		○			○
岩屋センター	岩屋センタ	半固定局	160	○	○		○		○			
西桑津センター	西桑津セン	半固定局	161	○	○		○		○			
口酒井センター	口酒井セン	半固定局	162	○	○		○		○			
大鹿交流センター	大鹿交流C	半固定局	163	○	○		○		○			
北村センター	北村センタ	半固定局	164	○	○		○		○			○
下河原センター	下河原セン	半固定局	165	○	○		○		○			
サンシティホール	サンシティ	半固定局	166	○	○	○	○	○			○	○
中野北センター	中野北セン	半固定局	167	○	○		○				○	
北センター	北センター	半固定局	168	○	○		○				○	○
荒牧センター	荒牧センタ	半固定局	169	○	○		○				○	
鶴田センター	鶴田センタ	半固定局	170	○	○		○				○	
安堂寺センター	安堂寺セン	半固定局	171	○	○		○					
南野センター	南野センタ	半固定局	172	○	○		○					
車塚センター	車塚センタ	半固定局	173	○	○		○					
緑ヶ丘センター	緑が丘セン	半固定局	174	○	○		○		○			
緑ヶ丘体育館	緑丘体育館	半固定局	176	○	○	○	○	○				
東野センター	東野センタ	半固定局	177	○	○		○		○			
有岡センター	有岡センタ	半固定局	178	○	○		○		○			
若竹センター	若竹センタ	半固定局	179	○	○		○					
池尻南センター	池尻南セン	半固定局	180	○	○		○					
野間笠松センター	野間笠松C	半固定局	181	○	○	○	○	○		○		○
山田西在センター	山田西在C	半固定局	182	○	○		○			○		
人権啓発センター	人権啓発C	半固定局	183	○	○	○	○	○				○
すずはら地区交流センター	鈴原交流C	半固定局	175	○	○		○					
いたみ交流センター	いたみ交流	半固定局	184	○	○		○					
児童会館	女性児童C	半固定局	185	○	○	○	○	○				
荻野センター	荻野センタ	半固定局	186	○	○		○				○	
池尻文化センター	池尻文化C	半固定局	187	○	○		○			○		
武庫川センター	武庫川セン	半固定局	188	○	○		○			○		
鴻池センター	鴻池センタ	半固定局	189	○	○		○				○	
伊丹スポーツセンター (TOYO TIRESスポーツセンター)	スポーツC	半固定局	190	○	○	○	○	○			○	
中野東センター	中野東セン	半固定局	191	○	○		○				○	

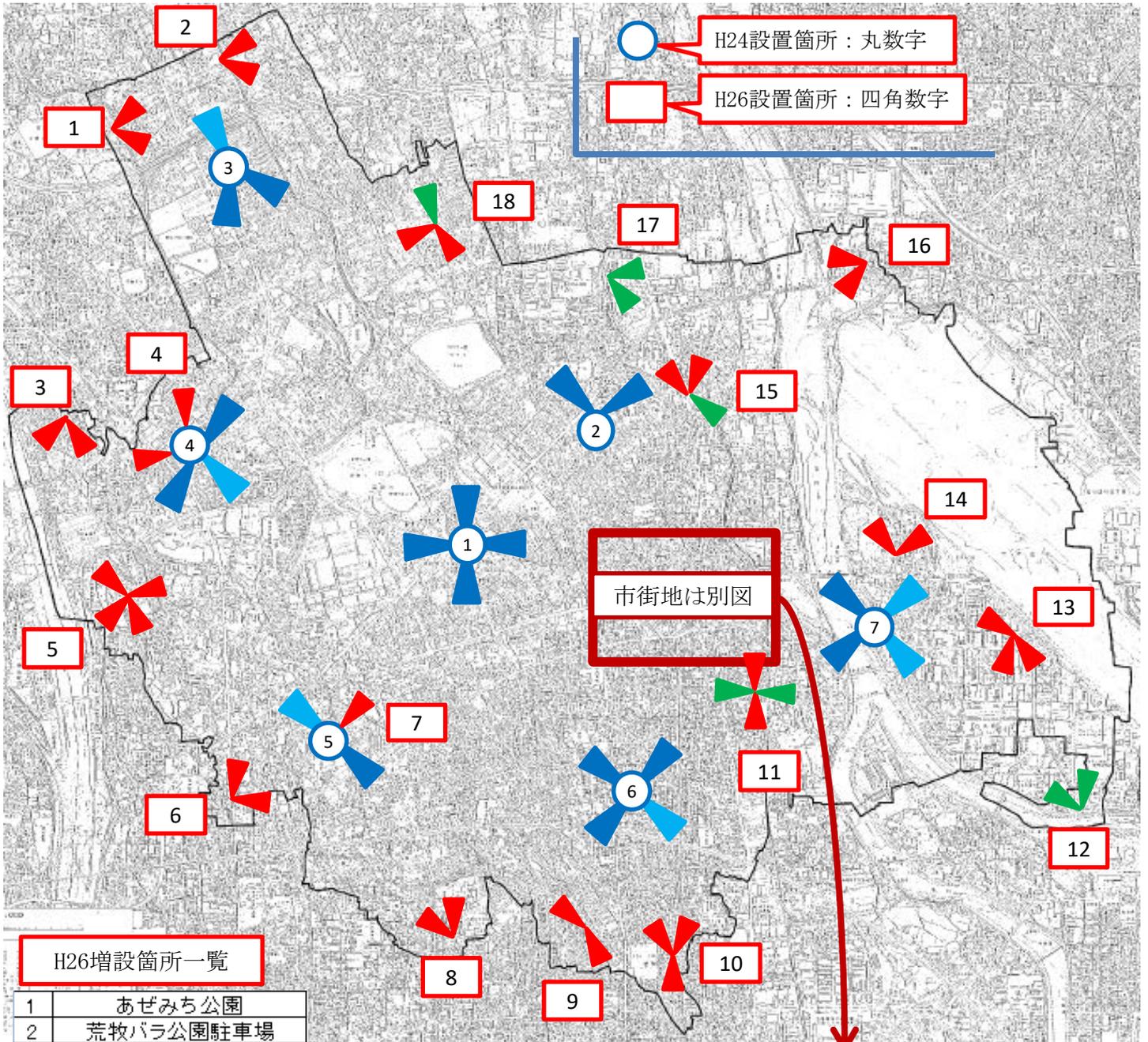
【資料13-3】災害時特設公衆電話 一覧

	名称	町丁目名・番(番地)・号	最終設置場所	回線数	電話番号①	電話番号②	電話番号③
1	伊丹市立伊丹小学校	伊丹市船原1-1-1	体育館2階おどり場	2	072-783-1494	072-783-1495	
2	伊丹市立稲野小学校	伊丹市昆陽1-175	1F事務室前廊下	1	072-785-6090		
3	伊丹市立南小学校	伊丹市御願塚2-6-1	体育館入口付近	1	072-783-1440		
4	伊丹市立神津小学校	伊丹市森本1-8-1	職員室前廊下	2	072-781-5041	072-781-5042	
5	伊丹市立緑丘小学校	伊丹市高台2-14	家庭科室前廊下	2	072-785-6341	072-785-6342	
6	伊丹市立桜台小学校	伊丹市中野西4-100	玄関ホール付近	2	072-784-1420	072-784-1422	
7	伊丹市立天神川小学校	伊丹市荒牧南3-17-12	体育館 入口付近	2	072-784-8240	072-784-8242	
8	伊丹市立笹原小学校	伊丹市南野6-5-33	体育館入口付近	1	072-783-3460		
9	伊丹市立瑞穂小学校	伊丹市瑞穂町3-50-1	体育館入口付近	1	072-784-6450		
10	伊丹市立有岡小学校	伊丹市伊丹7-1-1	校舎出入り口付近	1	072-781-5036		
11	伊丹市立花里小学校	伊丹市寺本3-135	体育館ロビー	1	072-785-4231		
12	伊丹市立昆陽里小学校	伊丹市山田2-1-2	ふれあいルーム	2	072-782-3604	072-782-3608	
13	伊丹市立撰陽小学校	伊丹市昆陽南2-1-55	購買部前	2	072-783-8401	072-783-8408	
14	伊丹市立鈴原小学校	伊丹市御願塚6-3-1	体育館講堂入口付近	2	072-785-1390	072-785-1391	
15	伊丹市立荻野小学校	伊丹市荻野2-11	体育館入口付近	2	072-785-1460	072-785-1461	
16	伊丹市立池尻小学校	伊丹市池尻6-221	体育館入口付近	2	072-785-9151	072-785-9154	
17	伊丹市立鴻池小学校	伊丹市鴻池4-4-5	事務室前廊下	2	072-784-8341	072-784-8342	
18	伊丹市立東中学校	伊丹市高台2-54	体育館1F入口付近	2	072-783-9340	072-783-9342	
19	伊丹市立西中学校	伊丹市昆陽東4-2-5	本館 玄関入口内側横	2	072-783-8541	072-783-8542	
20	伊丹市立南中学校	伊丹市南町2-4-1	事務室前廊下	2	072-783-1441	072-783-1442	
21	伊丹市立北中学校	伊丹市清水4-3-1	体育館入口付近	2	072-783-1491	072-783-1492	
22	伊丹市立天王寺川中学校	伊丹市鴻池3-4-28	職員室前廊下	1	072-784-8280		
23	伊丹市立松崎中学校	伊丹市山田2-1-1	体育館入口	2	072-782-5690	072-782-5695	
24	伊丹市立荒牧中学校	伊丹市荒牧5-2-18	玄関入口	2	072-781-5742	072-781-5745	
25	伊丹市立笹原中学校	伊丹市南野北2-7-4	体育館入口付近	2	072-781-6441	072-781-6442	
26	兵庫県立伊丹北高等学校	伊丹市鴻池7-2-1	体育館入口付近	3	072-784-0460	072-784-0461	072-784-0465
27	伊丹市立伊丹高校	伊丹市行基町4-1	2F体育館入口付近	2	072-783-3483	072-783-3486	
28	伊丹市立子ども文化科学館	伊丹市桑津3-1-36	児童館事務所窓口横	1	072-785-5190		
29	伊丹市共同利用施設昆陽池センター	伊丹市昆陽池3-3	正面入口付近	1	072-782-2430		
30	神津交流センター	伊丹市森本1-8-22	受付付近	1	072-781-7440		
31	伊丹市共同利用施設南センター	伊丹市御願塚3-8-11	1Fロビー	1	072-781-5094		
32	伊丹市立人権啓発センター	伊丹市堀池2-2-20	正面入口付近	1	072-784-5340		
33	伊丹市立神津子ども園	伊丹市森本1-8-25	玄関入口付近	1	072-782-4401		
34	伊丹市立おぎの幼稚園	伊丹市大野2-159	職員室前廊下	1	072-785-6340		
35	伊丹市立こうのいけ幼稚園	伊丹市鴻池4-4-4	遊戯室前廊下	1	072-784-3340		
36	伊丹市立みずほ幼稚園	伊丹市瑞穂町3-46	職員室前	1	072-784-1440		
37	伊丹市立いけじり幼稚園	伊丹市池尻6-231	職員室前廊下	1	072-784-9270		
38	伊丹市立伊丹幼稚園ありおか分園	伊丹市伊丹7-1-30	遊戯室内出入りロドア付近	1	072-781-5038		
39	伊丹市立伊丹幼稚園	伊丹市桜ヶ丘1-5-20	職員室前	1	072-783-1490		
40	伊丹市立荻野保育所	伊丹市荻野8-33-5	ホール入口付近	1	072-781-5190		
41	伊丹市立中央保育所	伊丹市行基町1-50	1F 先生室前	2	072-784-2431	072-784-2432	
42	伊丹市立こぼと保育所	伊丹市稲野町2-3-5	エントランス付近	1	072-785-2709		
43	伊丹市立ひかり保育園	伊丹市堀池3-7-26	1F事務室前	2	072-781-7491	072-781-7492	
44	伊丹市立北保育園	伊丹市北園1-13	1F事務室前	1	072-785-3140		
45	伊丹市立わかばこども園	伊丹市御願塚6-1-5	エントランス付近	1	072-781-7834		
46	伊丹市立さくらだいこども園	伊丹市中野西4-92	エントランス付近	1	072-785-2404		
47	伊丹市立ささはらこども園	伊丹市野間1-10-16	玄関入口付近	2	072-777-0862	072-777-0863	

【資料13-4】全国瞬時警報システム(J-ALERT)等非常放送設備導通施設 一覧

	施設名	住所	電話番号
1	伊丹小学校	船原1丁目1-1	072-782-2536
2	稲野小学校	昆陽1丁目175	072-781-2492
3	南小学校	御願塚2丁目6-1	072-772-2601
4	神津小学校	森本1丁目8-1	072-782-2021
5	緑丘小学校	高台2丁目14	072-782-2550
6	桜台小学校	中野西4丁目100	072-781-2465
7	天神川小学校	荒牧南3丁目17-12	072-781-2485
8	笹原小学校	南野6丁目5-33	072-781-0612
9	瑞穂小学校	瑞穂町3丁目50-1	072-782-0613
10	有岡小学校	伊丹7丁目1-1	072-782-8549
11	花里小学校	寺本3丁目135	072-781-6451
12	昆陽里小学校	山田2丁目1-2	072-779-4164
13	摂陽小学校	昆陽南2丁目1-55	072-779-6137
14	鈴原小学校	御願塚6丁目3-1	072-779-8661
15	荻野小学校	荻野2丁目11	072-770-2458
16	池尻小学校	池尻6丁目221	072-777-4100
17	鴻池小学校	鴻池4丁目4-5	072-779-7791
18	東中学校	高台2丁目54	072-782-3058
19	西中学校	昆陽東4丁目2-5	072-781-2974
20	南中学校	南町2丁目4-1	072-772-2780
21	北中学校	清水4丁目3-1	072-782-0410
22	天王寺川中学校	鴻池3丁目4-28	072-781-6465
23	松崎中学校	山田2丁目1-1	072-779-9776
24	荒牧中学校	荒牧5丁目2-18	072-777-3540
25	笹原中学校	南野北2丁目7-4	072-779-3130
26	特別支援学校	鴻池1丁目8-6	072-783-5436
27	伊丹高等学校	行基町4丁目1	072-772-2040
28	伊丹市庁舎	千僧1丁目1	072-783-1234
29	伊丹スポーツセンター (TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター)	鴻池1丁目1-1	072-783-5613

【資料13-5】 屋外拡声器設置箇所図一覧



H26増設箇所一覧

1	あぜみち公園
2	荒牧バラ公園駐車場
3	西野北公園
4	桜台小学校(既設有)
5	池尻小学校
6	山田下西在児童遊園地
7	昆陽里小学校(既設有)
8	車塚公園
9	南野公園
10	若菱公園
11	有岡公園
12	環境クリーンセンター
13	スカイパーク臨時駐車場
14	沢公園
15	北保育所付近緑道
16	下河原(Ⅱ)児童遊園地
17	庄境公園
18	大野1丁目付近市道
19	東消防署
20	伊丹小学校
21	主基公園
22	三軒寺前広場
23	JR伊丹駅バス転回地

H24既設箇所一覧

- ① 伊丹市役所
- ② 東中学校
- ③ 天神川小学校
- ④ 桜台小学校
- ⑤ 昆陽里小学校
- ⑥ 南小学校
- ⑦ 神津小学校



【資料 1 4】 広報案文

広報案文については、以下の案文も参照のこと。

〔案文 1〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ まわりの建物を見て下さい。建物が壊れていたら、中に人がいないか近所の人と確かめて下さい。人がいるときは、近所の人と協力して助け出して下さい。助け出すことが出来ないときは、自主防災組織の人、消防団の人に伝えて下さい。

〔案文 2〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇km、地震の規模はマグニチュード〇と推定されます。伊丹市の震度は〇でした。
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
- ◎ 皆さん！落ち着いて行動して下さい。
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

〔案文 3〕 火災発生状況

- ◎ 〇〇〇付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ) 燃え広がっています。
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難して下さい。

〔案文 4〕 高齢者等避難【警戒レベル 3】

- ◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあるため、〇〇に**警戒レベル 3、高齢者等避難**を発令しました。
お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限にとどめましょう。
- ◎ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難。※繰り返し

〔案文5〕 避難指示【警戒レベル4】

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難して下さい。
避難するときは火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し、避難して下さい。
- ◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため、**警戒レベル4、避難指示**が発令されました。避難先は〇〇小学校です。速やかに全員避難を開始してください。
- ◎ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。※繰り返し※
- ◎ ただいま、〇〇一带に警戒レベル4、避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

〔案文6〕 避難所（避難収容所）の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。
避難所は、△△地区の避難所は〇〇と〇〇に設置されています。また、□□地区の避難所は◎◎に設置されています。

〔案文7〕 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは、〇〇に医院、〇〇病院（市内、市周辺を含めて）で行っております。
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

〔案文8〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況についてお知らせします。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
テレビやラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文9〕 集団事故現場負傷者の収容先病院の周知

◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近で（△△付近の列車の脱線事故で）けがをされた方は（所在地）の□□病院に収容されています。

〔案文10〕 交通の状況

◎ 現在、〇〇〇線、〇〇〇線はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意して下さい。

◎ 現在、市内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため車輛の通行が禁止されています。市内の皆さん、自動車は使用しないで下さい。

ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

◎ 現在、〇〇〇線は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。

◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。

その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔案文11〕 避難指示等発令時（洪水）【警戒レベル3～4】

◎ 伊丹市長の〇〇〇〇です。

〇時〇分に〇〇地区に対して、「警戒レベル3、高齢者等避難」（又は、「警戒レベル4、避難指示」）を発令しました。ただちに、〇〇小学校へ避難して下さい。〇〇から降り続けている大雨により、〇〇川の水位が上昇しており、〇時間後には氾濫の恐れもあります。〇〇地区の方は、戸締りをして、できるだけ家族揃って早く避難して下さい。

その他の地区の方も、充分気をつけ、避難の準備を始めてください。

なお、今後も、テレビやFMいたみ放送、広報車などの情報にご注意ください。

◎ こちらは伊丹市災害対策本部です。

お知らせします。ただいま、〇〇川の水位上昇により、〇〇地区に対し、「警戒レベル3、高齢者等避難」（又は、「警戒レベル4、避難指示」）を発令しました。ただちに、最寄りの避難所へ避難して下さい。

〔案文12〕避難指示等発令時（土砂災害）【警戒レベル3～4】

- ◎ こちらは伊丹市です。
○時○分に土砂災害警戒区域に、「警戒レベル3、高齢者等避難」（又は、「警戒レベル4、避難指示」）を発令しました。また、○○避難所を開設しました。ただちに避難してください。
戸締りをして家族揃って早く避難してください。
- ◎ こちらは伊丹市です。
お知らせします。○○地区に、「警戒レベル3、高齢者等避難」（又は、「警戒レベル4、避難指示」）を発令しました。
ただちに避難してください。戸締りをして家族揃って早く避難してください。

〔案文13〕緊急安全確保【警戒レベル5】

- ◎ こちらは伊丹市です。
○時○分に○○地区に、「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令しました。
○○地区で○○の災害が発生しており、通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急避難するなど、警戒レベル5、命を守る最善の行動を取ってください。
- ◎ 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。※繰り返し

〔案文14〕大規模停電時

- ◎ こちらは伊丹市です。
現在、市内全域の各所において、停電が起こっております。
関西電力送配電からは、現時点において、順次、復旧作業を行っているとの情報が入っております。
なお、本市の停電に関する復旧の見込みは、○日を目途に復旧作業を行っているとのことです。
(または) 未定
- これから暗くなり、危くなりますので、不要・不急の外出は避け、自宅で安静にしてください。
- (公共施設を開放した場合)
また、伊丹市では、○○施設を開放しており、トイレ、水道の使用及び携帯電話等が充電を行えますので、ご案内いたします

【資料14-2】伊丹市全国瞬時警報システム(J-ALERT)メッセージ一覧

(除：国民保護関係情報)

通報番号	案件大分類	中分類	小分類	メッセージ1	メッセージ2	メッセージ3以降	拡声器自動起動
11	緊急地震速報		推定震度4～7	緊急地震速報チャイム音	緊急地震速報、大地震(おおじしん)です。大地震です。	「緊急地震速報、大地震(おおじしん)です。大地震です。」 以後復唱1回	○
1F	誤報キヤンセル		緊急地震速報の誤報キヤンセル	「先ほどの緊急地震速報は誤報です。」	「先ほどの緊急地震速報は誤報です。」	「先ほどの緊急地震速報は誤報です。」 以後復唱1回	×
24	地震情報	震度速報	震度4～7	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「震度●の地震が発生しました。火の始末をして下さい。テレビ・ラジオをつけて、落ちていて行動して下さい。」 以後復唱2回	○
40	気象警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「当地域に、(警報名)警報が発表されました。今後の気象情報に注意して下さい。」 以後復唱2回	×
42	気象情報		指定河川洪水予報	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「ただいま指定河川洪水予報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」 以後復唱2回	×
43			土砂災害警戒情報	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「ただいま土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」 以後復唱2回	○(一部)
44			記録的短時間大雨情報	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「ただいま記録的短時間大雨情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」 以後復唱2回	×
45			竜巻注意情報	上り4音チャイム	「こちらは、伊丹市です。」	「ただいま、竜巻注意情報が発表されました。雲の様子など周囲の状況に注意して下さい。」 以後復唱2回	×

【資料 15】 市内救急告示病院等一覧表

	所在地	病院名	電話番号
救急告示 病院	山田 5 丁目 3-13	祐生病院	072-777-3000
	昆陽池 1 丁目 100	市立伊丹病院	072-777-3773
	西野 1 丁目 300-1	伊丹恒生脳神経外科病院	072-781-6600
	車塚 3 丁目 1	公立学校共済組合 近畿中央病院	072-781-3712
	野間 8 丁目 5-10	第 2 西原クリニック	072-778-9900
病院	行基町 2 丁目 5	常岡病院	072-772-0531
	北野 6 丁目 38	伊丹天神川病院	072-781-5577
	北野 2 丁目 113-3	みやそう病院	072-777-1351
	荒牧 6 丁目 14-2	あおい病院	072-778-8110
	鋳物師 5 丁目 79	伊丹せいふう病院	072-778-0500

【資料 16】指定緊急避難場所・指定避難所数 一覧

(令和7年12月1日現在)

小学校区	指定緊急避難場所						指定避難所 (箇所数)	オープン スペース	指定 避難所	
	指定数	災害種別 (箇所数)								面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	地震	火事				
1	伊丹	7	5	7	7	5	7	7	20,444.82	2,497.40
2	稲野	13	13	13	13	12	13	9	71,006.73	4,836.61
3	南	11	8	11	10	8	11	9	62,138.00	2,426.02
4	神津	15	10	15	14	11	15	12	72,217.10	2,710.53
5	緑丘	14	8	14	14	13	14	9	62,325.00	3,746.28
6	桜台	8	5	8	8	8	8	6	40,300.61	2,038.60
7	天神川	9	8	9	9	5	9	8	54,648.00	5,155.80
8	笹原	8	5	8	8	6	8	7	39,697.00	3,127.45
9	瑞穂	12	8	12	12	10	12	8	133,236.00	7,359.00
10	有岡	6	3	6	6	4	6	5	11,672.00	916.00
11	花里	4	4	4	4	2	4	4	21,773.00	3,266.00
12	昆陽里	8	7	8	8	7	8	6	40,418.00	2,062.30
13	摂陽	8	8	8	8	7	8	8	20,349.10	3,293.69
14	鈴原	5	5	5	5	5	5	5	20,278.00	2,903.70
15	荻野	5	5	5	5	3	5	5	8,375.23	1,218.05
16	池尻	8	5	7	7	6	7	6	64,557.00	3,758.00
17	鴻池	8	8	8	8	7	8	8	70,695.00	4,561.80
合計		149	115	148	146	119	148	122	814,130.59	55,877.23

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

◆指定緊急避難場所について

1. 指定緊急避難場所の適否について
 - (1) 全ての避難所を異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定（「○」が適用、ブランクが非適用）
 - (2) 指定基準の考え方
 - ①洪水：ハザードマップの浸水区域外又は浸水想定区域内（浸水深が3m未満に限る。）にある2階以上の避難所
 - ②土砂：市内の土砂災害警戒区域内に避難所がないため、全避難所該当
 - ③高潮：ハザードマップの浸水区域外又は浸水想定区域内（浸水深が3m未満に限る。）にある2階以上の避難所
 - ④地震：オープンスペースのみ、もしくは、新耐震基準を満たす施設、耐震補強済み施設
 - ⑤火事：市内に木造住宅密集地域がないため、全避難所該当
 - (3) 都市公園の指定基準
公園規模を鑑みて、近隣公園であること基本とする。ただし、街区公園の場合にあっても、防災機能を有した公園である場合には、総合的に必要性を判断して指定することができる。
2. 指定緊急避難場所の開設について
市が指定緊急避難場所として使用する際は、災害の規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。

◆指定避難所について

1. 指定避難所の適否について
 - (1) 災害の種類を限らずに指定（「○」が適用、ブランクが非適用）
 - (2) 考え方：収容施設がある避難所
2. 指定避難所の開設について
 - (1) 市が指定避難所として使用する際は、災害の種類、規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。
 - (2) 指定避難所の列に「●」がついている施設は、障がい者優先となります。

◆面積について

1. 幼稚園、小中学校、高校のオープンスペースは、グラウンド面積。
2. 幼稚園、小中学校、高校の指定避難所は、遊戯室、体育館面積。
3. その他の施設は、使用可能と思われる面積。

伊丹小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所 在 地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 伊丹小学校	○	○	○	○	○	○	船原1丁目1-1	072-782-2536	○	2	○	○	8,578.00	756.00
2 北中学校	○	○	○	○	○	○	清水4丁目3-1	072-782-0410	○	2	○	○	9,953.00	984.80
3 伊丹幼稚園	○	○	○	○	○	○	桜ヶ丘1丁目5-20	072-784-4872		1		○	1,557.00	177.00
4 中央保育所	○	○	○	○	○	○	行基町1丁目50	072-779-6643		2		○	270.82	100.00
5 当田藤ノ木センター		○	○		○	○	藤ノ木3丁目5-1					○	—	81.00
6 北河原センター		○	○		○	○	北河原2丁目8-6		○			○	—	92.00
7 いたみ交流センター	○	○	○	○	○	○	中央1丁目2-1-1					○	86.00	306.60
小計 (箇所数)	5	7	7	5	7	7			3	7	1	5	20,444.82	2,497.40

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

稲野小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 稲野小学校	○	○	○	○	○	○	昆陽1丁目175	072-781-2492	○	1	○	○	7,655.00	544.00
2 労働福祉会館(スワンホール)	○	○	○	○	○	○	昆陽池2丁目1	072-779-5661				※1	2,924.02	2,058.80
3 中央公民館(スワンホール)	○	○	○	○	○	○		072-784-8000				※1		541.81
4 障害者福祉センター(アイ愛センター)	○	○	○	○	○	●		072-772-0221				○		3,445.14
5 障害者デイサービスセンター(アイ愛センター)	○	○	○	○	○	●					○	998.00		
6 昆陽池センター	○	○	○		○	○	昆陽池3丁目3		○	1	○	—	157.00	
7 昆陽池公園	○	○	○	○	○		昆陽池3丁目					14,000.00	—	
8 市庁舎周辺(オープンスペースのみ)	○	○	○	○	○		千僧1丁目					3,200.00	—	
9 アルビス伊丹千僧敷地	○	○	○	○	○		千僧5丁目					19,736.00	—	
10 国家公務員宿舎	○	○	○	○	○		昆陽東1丁目2					20,046.57	—	
11 昆陽センター	○	○	○	○	○	○	昆陽4丁目127		○		○	—	154.00	
12 千僧堂ノ前センター	○	○	○	○	○	○	千僧6丁目103-6				○	—	69.00	
13 松ヶ丘センター	○	○	○	○	○	○	松ヶ丘1丁目64		○		○	—	62.00	
小計(箇所数)	13	13	13	12	13	9			4	2	1	6	71,006.73	4,836.61

●印がついている指定避難所は、障がい者優先となります。

南小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 南小学校	○	○	○	○	○	○	御願塚2丁目6-1	072-772-2601	○	1	○	○	8,037.00	526.00
2 南中学校	○	○	○	○	○	○	南町2丁目4-1	072-772-2780	○	2	○	○	12,880.00	1,070.30
3 こばと保育所	○	○	○	○	○	○	稲野町2丁目3-5	072-772-1074				○	210.00	67.72
4 南センター	○	○	○		○	○	御願塚3丁目8-11		○	1		○	—	189.00
5 稲野センター	○	○	○		○	○	稲野町4丁目46					○	—	154.00
6 稲野東センター	○	○	○		○	○	稲野町2丁目44-4					○	—	69.00
7 若菱柏木センター	○	○	○	○	○	○	若菱町2丁目3		○			○	—	196.00
8 三菱総合グラウンド		○		○	○		若菱町5丁目						39,528.00	—
9 平松会館	○	○	○	○	○	○	平松5丁目1-2		○			○	—	70.00
10 稲野公園		○	○	○	○		稲野町2丁目3-2						1,483.00	—
11 コミュニティセンター梅ノ木		○	○	○	○	○	梅ノ木2丁目3-21					○	—	84.00
小計(箇所数)	8	11	10	8	11	9			5	4	0	7	62,138.00	2,426.02

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

神津小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープン スペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 神津小学校	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-1	072-782-2021	○	2	○	○	8,654.00	730.00
2 神津こども園	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-25	072-782-0200		1		○	2,051.50	230.34
3 神津交流センター	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-22	072-764-6781	○	1		○	—	430.19
4 岩屋センター		○	○		○	○	岩屋1丁目5-42		○			○	—	160.00
5 西桑津センター	○	○	○		○	○	桑津2丁目1-22		○			○	—	94.00
6 森本センター	○	○	○		○	○	森本2丁目196-1					○	—	111.00
7 口酒井センター	○	○	○		○	○	口酒井1丁目3-39		○			○	—	146.00
8 西桑津公園		○	○	○	○		桑津3丁目1						2,100.00	—
9 いながわセンター	○	○	○	○	○	○	森本1丁目1-4					○	—	162.00
10 長山センター		○	○	○	○	○	森本6丁目129					○	—	65.00
11 上須古センター	○	○	○	○	○	○	森本7丁目31					○	—	61.00
12 こども文化科学館	○	○	○	○	○	○	桑津3丁目1-36	072-784-1222		1		○	—	383.00
13 猪名川河川敷緑地 第3・4運動広場		○	○	○	○		東桑津字池田川筋地先						24,618.60	—
14 猪名川河川敷緑地 いこいの広場		○	○	○	○		森本						8,293.00	—
15 伊丹スカイパーク (大阪国際空港周辺緑地)	○	○		○	○	○	森本7丁目1-1	072-772-3447				○	26,500.00	138.00
小計 (箇所数)	10	15	14	11	15	12			5	5	1	12	72,217.10	2,710.53

緑丘小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープン スペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 緑丘小学校	○	○	○	○	○	○	高台2丁目14	072-782-2550	○	2		○	5,760.00	703.00
2 東中学校	○	○	○	○	○	○	高台2丁目54	072-782-3058	○	2	○	○	12,740.00	1,083.00
3 大鹿交流センター	○	○	○	○	○	○	大鹿3丁目51-3		○			○	—	124.00
4 北保育所	○	○	○	○	○	○	北園1丁目13	072-770-1217		1		○	578.00	103.28
5 北村(交流)センター	○	○	○	○	○	○	北園1丁目21-1		○			○	—	257.00
6 下河原センター	○	○	○		○	○	下河原1丁目9-22		○			○	—	105.00
7 春日丘センター	○	○	○	○	○	○	春日丘2丁目60-3					○	—	65.00
8 北伊丹第2公園		○	○	○	○		北伊丹4丁目71						2,200.00	0.00
9 北伊丹センター		○	○	○	○	○	北伊丹7丁目29-1					○	—	77.00
10 ローラースケート場		○	○	○	○		北伊丹8丁目230-1	072-773-0081					3,935.00	—
11 猪名川河川敷緑地 第1・2運動広場		○	○	○	○		北伊丹9丁目地先						10,869.00	—
12 猪名川河川敷緑地 サイクリング道		○	○	○	○		下河原字越ヶ井地内						10,243.00	—
13 下河原緑地		○	○	○	○		下河原3丁目						16,000.00	—
14 池田市立北豊島中学校	○	○	○	○	○	○	池田市豊島北1丁目1-1	072-761-8427				○	—	1,229.00
小計 (箇所数)	8	14	14	13	14	9			5	5	1	7	62,325.00	3,746.28

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

桜台小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m ²)	面積(m ²)
1 桜台小学校	○	○	○	○	○	○	中野西4丁目100	072-781-2465	○	2	○	○	9,099.00	708.00
2 さくらだいきども園	○	○	○	○	○	○	中野西4丁目92	072-767-6192				○	875.80	196.60
3 天神川団地(オープンスペースのみ)		○	○	○	○		中野西1丁目						10,752.00	—
4 西野福祉会館	○	○	○	○	○	○	西野2丁目251					○	—	88.00
5 サンシティホール	○	○	○	○	○	○	中野西1丁目148-1	072-783-2350	○			○	6,573.81	924.00
6 中野北センター	○	○	○	○	○	○	中野北2丁目10-19		○			○	—	60.00
7 中野西センター		○	○	○	○	○	中野西1丁目147					○	—	62.00
8 十六名公園		○	○	○	○		西野1丁目						13,000.00	—
小計(箇所数)	5	8	8	8	8	6			3	2	0	5	40,300.61	2,038.60

天神川小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m ²)	面積(m ²)
1 天神川小学校	○	○	○	○	○	○	荒牧南3丁目17-12	072-781-2485	○	2	○	○	7,549.00	695.00
2 荒牧中学校	○	○	○	○	○	○	荒牧5丁目2-18	072-777-3540	○	2	○	○	12,836.00	998.80
3 県立伊丹北高校	○	○	○	○	○	○	鶴池7丁目2-1	072-779-4651		3		※2	30,263.00	2,610.00
4 桑田センター	○	○	○		○	○	荒牧南3丁目16-20					○	—	62.00
5 北センター	○	○	○		○	○	北野1丁目13		○			○	—	317.00
6 荒牧センター	○	○	○		○	○	荒牧5丁目2-15		○			○	—	146.00
7 北野センター	○	○	○		○	○	北野5丁目61					○	—	164.00
8 鶴田センター	○	○	○	○	○	○	荒牧6丁目20-29		○			○	—	163.00
9 荒牧バラ公園		○	○	○	○		荒牧6丁目5						4,000.00	—
小計(箇所数)	8	9	9	5	9	8			5	7	1	5	54,648.00	5,155.80

笹原小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m ²)	面積(m ²)
1 笹原小学校	○	○	○	○	○	○	南野6丁目5-33	072-781-0612	○	1	○	○	8,644.00	480.00
2 ささはらこども園	○	○	○	○	○	○	野間1丁目10-16	072-767-7127		2		○	807.00	1,033.95
3 笹原中学校	○	○	○	○	○	○	南野北2丁目7-4	072-779-3130	○	2	○	○	11,246.00	1,140.50
4 あすなろセンター		○	○		○	○	車塚1丁目32					○	—	84.00
5 安堂寺センター	○	○	○		○	○	安堂寺町4丁目49-2		○			○	—	150.00
6 南野センター	○	○	○	○	○	○	南野北1丁目3-41		○			○	—	157.00
7 車塚センター		○	○	○	○	○	車塚2丁目6		○			○	—	82.00
8 笹原公園		○	○	○	○		車塚1丁目32-1						19,000.00	—
小計(箇所数)	5	8	8	6	8	7			5	5	1	5	39,697.00	3,127.45

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

瑞穂小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 瑞穂小学校	○	○	○	○	○	○	瑞穂町3丁目50-1	072-782-0613	○	1	○	○	6,358.00	465.00
2 県立伊丹高校	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘7丁目31-1	072-782-2065				※2	20,129.00	3,040.00
3 みずほ幼稚園	○	○	○	○	○	○	瑞穂町3丁目46	072-782-8552		1		○	522.00	131.00
4 緑ヶ丘センター	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘1丁目70		○			○	—	344.00
5 広畑センター	○	○	○		○	○	広畑3丁目4					○	—	168.00
6 瑞穂センター	○	○	○		○	○	瑞穂町4丁目25					○	—	112.00
7 緑ヶ丘公園		○	○	○	○		緑ヶ丘1丁目						7,000.00	—
8 瑞ヶ丘公園		○	○	○	○		瑞ヶ丘1丁目						7,300.00	—
9 瑞ヶ池公園		○	○	○	○		瑞ヶ丘5丁目						13,000.00	—
10 住友総合グラウンド		○	○	○	○		瑞ヶ丘2丁目						78,927.00	—
11 緑ヶ丘体育館・武道館	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘1丁目10-1	072-770-4401	○			※1	—	3,037.00
12 東野センター	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘6丁目43-1		○			○	—	62.00
小計 (箇所数)	8	12	12	10	12	8			4	2	1	5	133,236.00	7,359.00

有岡小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 有岡小学校	○	○	○	○	○	○	伊丹7丁目1-1	072-782-8549	○	1	○	○	7,426.00	468.00
2 伊丹幼稚園 ありおか分園		○	○	○	○	○	伊丹7丁目1-30	072-782-8397		1		○	446.00	133.00
3 有岡センター	○	○	○		○	○	伊丹5丁目3-15		○			○	—	168.00
4 東有岡センター		○	○		○	○	東有岡1丁目19					○	—	67.00
5 植松会場	○	○	○	○	○	○	伊丹6丁目6-5					○	—	80.00
6 兵庫障害者職業能力開発校運動場		○	○	○	○		東有岡4丁目8-1	072-782-3210					3,800.00	—
小計 (箇所数)	3	6	6	4	6	5			2	2	0	4	11,672.00	916.00

花里小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 花里小学校	○	○	○	○	○	○	寺本3丁目135	072-781-6451	○	1	○	○	8,037.00	518.00
2 県立伊丹西高校	○	○	○	○	○	○	奥畑3丁目5	072-777-3711				※2	13,736.00	2,610.00
3 若竹センター	○	○	○		○	○	奥畑2丁目147		○			○	—	67.00
4 池尻南センター	○	○	○		○	○	池尻1丁目199		○			○	—	71.00
小計 (箇所数)	4	4	4	2	4	4			3	1	0	2	21,773.00	3,266.00

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

昆陽里小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 昆陽里小学校	○	○	○	○	○	○	山田2丁目1-2	072-779-4164	○	2		○	6,373.00	725.00
2 松崎中学校	○	○	○	○	○	○	山田2丁目1-1	072-779-9776	○	2	○	○	8,528.00	1,033.30
3 野間笠松センター	○	○	○		○	○	野間北4丁目4-28		○			○	—	116.00
4 野間団地 (オープンスペースのみ)	○	○	○	○	○		野間北4丁目						10,517.00	—
5 山田西在センター		○	○	○	○	○	山田5丁目8-23		○			○	—	70.00
6 寺本東センター	○	○	○	○	○	○	寺本1丁目100					○	—	64.00
7 山田東センター	○	○	○	○	○	○	山田2丁目4-18					○	—	54.00
8 昆陽南公園	○	○	○	○	○		山田1丁目6						15,000.00	—
小計 (箇所数)	7	8	8	7	8	6			4	4	0	4	40,418.00	2,062.30

摂陽小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 摂陽小学校	○	○	○	○	○	○	昆陽南2丁目1-55	072-779-6137	○	2	○	○	8,169.00	706.00
2 西中学校	○	○	○	○	○	○	昆陽東4丁目2	072-781-2974	○	2	○	○	10,756.00	609.00
3 ひかり保育園	○	○	○	○	○	○	堀池3丁目7-26	072-779-5400		2		○	495.10	117.60
4 人権啓発センター	○	○	○	○	○	○	堀池2丁目2-20	072-781-6006	○	1		○	—	1,104.64
5 ふれあいセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽南3丁目8-21	072-781-6006				○	929.00	320.45
6 美鈴センター	○	○	○		○	○	美鈴町4丁目22-4					○	—	84.00
7 よつばセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽東6丁目3-28					○	—	201.00
8 せつようセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽南3丁目3-6					○	—	151.00
小計 (箇所数)	8	8	8	7	8	8			3	7	0	6	20,349.10	3,293.69

鈴原小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 鈴原小学校	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目3-1	072-779-8661	○	2	○	○	6,458.00	706.00
2 わかばこども園	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目1-5	072-744-1331				○	528.00	174.20
3 伊丹高等学校	○	○	○	○	○	○	行基町4丁目1	072-772-2040	○	2	○	○	12,027.00	1,464.50
4 すずはら地区交流センター	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目3-50		○			○	400.00	308.00
5 児童会館	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目1-1	072-767-7676	○			○	865.00	251.00
小計 (箇所数)	5	5	5	5	5	5			4	4	1	3	20,278.00	2,903.70

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

荻野小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	荻野小学校	○	○	○	○	○	荻野2丁目11	072-770-2458	○	2	○	○	6,414.00	715.00
2	おぎの幼稚園	○	○	○	○	○	大野2丁目159	072-770-2460		1		○	1,420.00	168.00
3	荻野保育所	○	○	○	○	○	荻野8丁目33-5	072-770-4352		1		○	541.23	101.05
4	大野センター	○	○	○		○	大野3丁目5					○	—	78.00
5	荻野センター	○	○	○		○	荻野3丁目73		○			○	—	156.00
小計 (箇所数)		5	5	5	3	5			2	4	0	4	8,375.23	1,218.05

池尻小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	池尻小学校	○	○	○	○	○	池尻6丁目221	072-777-4100	○	2	○	○	6,416.00	720.00
2	いけじり幼稚園	○	○	○	○	○	池尻6丁目231	072-777-4102		1		○	1,877.00	170.00
3	県立阪神昆陽高校	○	○	○	○	○	池尻7丁目108	072-773-5145				○	30,184.00	2,520.00
4	西野センター	○	○	○		○	西野3丁目76					○	—	75.00
5	池尻文化センター		○	○	○	○	池尻6丁目172-1		○			○	—	166.00
6	武庫川センター		○	○	○	○	西野5丁目300		○			○	—	107.00
7	武庫川河川敷緑地		○	○	○		西野						25,300.00	—
8	伊丹西野高層住宅 (オープンスペースのみ)	○					西野5丁目305						780.00	
小計 (箇所数)		5	7	7	6	7			3	3	0	4	64,557.00	3,758.00

鴻池小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	鴻池小学校	○	○	○	○	○	鴻池4丁目4-5	072-779-7791	○	2	○	○	8,831.00	720.00
2	天王寺川中学校	○	○	○	○	○	鴻池3丁目4-28	072-781-6465	○	1	○	○	14,443.00	971.80
3	鴻池センター	○	○	○		○	鴻池6丁目6-19		○			○	—	190.00
4	こうのいけ幼稚園	○	○	○	○	○	鴻池4丁目4-4	072-779-7825		1		○	575.00	92.00
5	伊丹スポーツセンター (TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター)	○	○	○	○	○	鴻池1丁目1-1	072-783-5613	○			※1	46,846.00	2,394.00
6	瑞原センター	○	○	○	○	○	瑞原3丁目63					○	—	68.00
7	中野東センター	○	○	○	○	○	中野東2丁目30-3		○			○	—	57.00
8	南荻野センター	○	○	○	○	○	荻野西1丁目1-13					○	—	69.00
小計 (箇所数)		8	8	8	7	8			5	4	1	5	70,695.00	4,561.80

※1 令和7、8年度中に設置予定

※2 設置年度未定

福祉避難所 一覧

	名 称	所 在 地	電話番号
1	スワンホール(伊丹市立 中央公民館・労働福祉会館)	昆陽池2丁目1	072-784-8000 072-779-5661
2	アイ愛センター (伊丹市立 障害者福祉センター・障害者デイサービスセンター)	昆陽池2丁目10	072-772-0221
3	伊丹市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ) ※	広畑2丁目1	072-787-6670
4	有料老人ホーム サンシティパレス塚口	車塚1丁目32-7	072-773-7800
5	兵庫県立こやの里特別支援学校	瑞ヶ丘2丁目3-2	072-777-6300
6	知的障害者支援施設 ライフゆう 作業棟 (避難スペース)	鴻池1丁目10-15	072-777-7486
7	医療法人尚和会 (介護医療院ケアヴィア伊丹)	大野1丁目3-2	072-777-1165
8	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス伊丹池尻)	池尻6丁目186-1	072-785-5070
9	社会福祉法人明照会 (特別養護老人ホームあそか苑)	中野西1丁目18	072-785-0109
10	社会福祉法人協同の苑 (特別養護老人ホームK-maisonときめき)	森本1丁目8-19	072-777-0771
11	社会福祉法人翠松会 (特別養護老人ホーム伸幸苑)	寺本6丁目150	072-778-6765
12	伊丹市立こども発達支援センター (あすばる)	千僧1丁目47-2	072-784-8128
13	医療法人社団豊明会 (介護付有料老人ホームサニーガーデン伊丹)	西台1丁目6-1	072-772-3900
14	医療法人社団星晶会(星優クリニック)	桜ヶ丘1丁目3-23	072-775-3006
15	医療法人社団星晶会(ささやき)	桜ヶ丘1丁目3-12	072-775-3006
16	医療法人社団星晶会(愛正透析クリニック)	中野北3丁目8-14	072-773-7160
17	医療法人社団星晶会(伊丹ゆうあい)	荒牧6丁目16-2	072-781-2587
18	医療法人社団星晶会(いたみバラ診療所)	荒牧6丁目16-2	072-781-8928
19	医療法人社団星晶会(あおい病院)	荒牧6丁目14-2	072-778-8110
20	医療法人社団星晶会(輪廻館)	荒牧6丁目29-7	072-772-5800
21	医療法人社団星晶会(あゆみ園)	荒牧6丁目16-2	072-782-5039
22	社会福祉法人ヘルプ協会(ぐる〜りあ)	北園1丁目19-1	072-777-0765
23	社会福祉法人ヘルプ協会(ぐる〜りあ東野)	東野1丁目6	072-779-5335
24	社会福祉法人翠松会(伸幸苑 野間)	野間北2丁目9-17	072-783-0640
25	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス千歳)	中央4丁目5-6	072-771-1500
26	医療法人社団 緑心会 (介護老人保健施設グリーンアルス伊丹)	西野3丁目240	072-779-6600
27	社会福祉法人 西谷会 (地域密着型特別養護老人ホーム憩〜荻野〜)	荻野4丁目75	072-779-7733
28	NPO法人 Flat・きた 就労継続支援B型サブライズ	昆陽南1丁目7-9 ファミユ摂陽102	072-783-4991
29	株式会社北摂福祉研究所(わくわく倶楽部)	荒牧5丁目7-16	072-775-0909
30	株式会社北摂福祉研究所(デ'イビス「JOYトレ」)	荒牧南3丁目6-35	072-741-4801
31	株式会社北摂福祉研究所(のびのび倶楽部)	荒牧南3丁目4-36	072-743-1153
32	グループホームこころあい伊丹	御願塚8丁目7-10	072-785-6766
33	社会福祉法人協同の苑(さつき)	中野北2丁目11-21	072-781-0340
34	社会福祉法人協同の苑(くすのき)	中野北2丁目11-22	072-779-5353
35	社会福祉法人明照会(あそか苑 ももは)	荒牧7丁目2-26	072-777-1591
36	社会福祉法人明照会(あそか苑 みずほ)	瑞穂6丁目46	072-781-2008
37	株式会社グッドライフ (介護付有料老人ホーム ライフェール)	春日丘3丁目27-2	072-775-1123
38	伊丹市立伊丹特別支援学校	鴻池1丁目8-6	072-783-5436
39	株式会社Core-S (コミュニティスタジオ 奏音 かのん)	鴻池5丁目9-37	072-784-4165

対象者

- (1) 一般の避難所での生活において特別な配慮を要すると市が判断する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等
- (2) (1)の要配慮者介護を行う家族のうち、必要最小の者

※ 伊丹市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ) をボランティアセンターとして開設する際は、福祉避難所を開設しない。

【資料17】 臨時ヘリポート

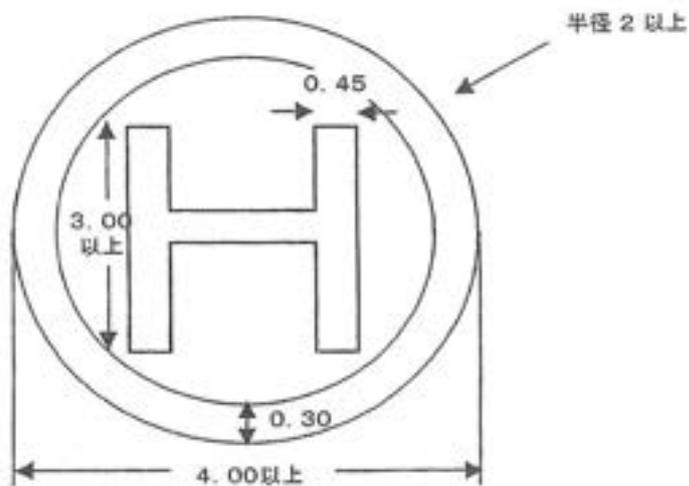
1. 臨時ヘリポート予定地

名 称	所 在 地
伊丹スポーツセンター 陸上競技場	鴻池1丁目1-1
猪名川第3運動広場B	東桑津字池田川筋地先

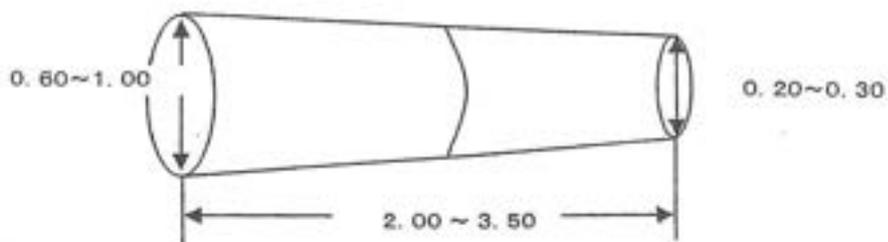
2. ヘリポートの表示

(1) ヘリポート

(単位：m)



(2) 吹流し

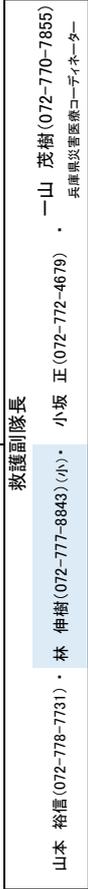
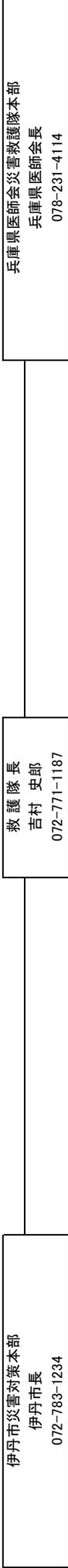


注1) 繊維製品であること。

注2) 1色又は数色とし、背景と反対色であること。

【資料18】伊丹市医師会災害救護隊編成表

(令和7年(2025年)8月21日現在)



救護所A (荒牧中)	救護所B (東中)	救護所C (伊丹小)	救護所D (松崎中)	救護所E (神津小)	待機 医療機関	
※アイウエオ順 菅原 佳織 072-785-7055 ● 淺田 悦子 ● 大森 英夫 ● 毛野 義明 ● 進藤 啓 疋田 邦彦 明石 章則 石川 昌彦 ● 井上 薫里 上田 隆 上田 大 ● 川内 超矢 川上 房男 ● 佐藤 信次 白木 孝人 ● 鄭 起孝 ● 山田美津子 (産)	山崎 剛 072-770-7330 ● 大道 弘之 ● 辰己 和人 (小) 中川 浩二 ● 林 宗茂 ● 林 宗伸 ● 松本 昭英 ● 乾 幸治 (小) 竹内 重人 竹本 治博 ● 多田 祐子 (小) ● 常田 和宏 鶴田 芳男 中野 利彦 前野 博昭 ● 宮本 裕紀 ● 山池 紀翔 ● 山川 純一 構井 俊明 (小) 榎川 朋子	片岡 保朗 072-773-6070 ● 莊司 康嗣 杉澤 栄 ● 竹中 秀夫 (小) ● 立山 雅己 (小) ● 谷口 紀子 ● 二宮 俊明 ● 頭司 敏史 ● 武田 正中 (小) ● 田中 真也 (小) ● 田中 秀和 ● 史北真由美 中島 英洋 中村 俊之 成山 隆洋 ● 二宮 志紗以 橋本 夏子 花田 友成 馬場 將至	弓場 雅夫 072-782-2022 ● 原 弘 ● 藤尾 由子 (小) ● 本田 泰啓 ● 牧野 雅彦 ● 真下 昌己 (小) ● 三上 義人 (小) ● 操 真紀 脇 信也 ● 近野 圭也 ● 林 雅子 松本 倫 三井 真奈美 森口 和哉 安井 隆之 ● 山田 浩史 ● 山田 涼子 ● 山本 栄 山本 洋子 ● 吉岡 敏	谷光 利昭 072-772-8888 大出 健太 金島 大仁 川崎 信吾 水連 百合子 (小) ● 異 憲一 (小) ● 外村 篤志 ● 富永 恒平 森 淳一 青木 英治 石川 大彦 ● 伊藤 嘉敏 (小) 小野 英一 片山 正哉 金澤 禎行 金子 彰 ● 佐藤 充晴 ● 佐藤 洋幸 三反田 智博 (小) ● 島田 佐和子 (産) 周川 万貴夫 高島 正樹 ● 高村 学 ● 中西 雄也 ● 藤原 舞子 ● 古林 温夫 室崎 伸和 山中 栄三志 ● 吉田 竹志 ● 米田 勉	和田 聡子 072-771-8108 ● 赤石 由伽 ● 多養 哲治 (産) ● 野村 則彰 ● 安井 浩司 ● 渡會 隆夫 (小) ● 稲田 正己 (小) ● 上地 高志 (小) ● 阪本 好弘 (小) ● 高田 周幸 (小) ● 樽谷 勝仁 ● 前田 成夫 ● 前田 信之 横石 義博	市立伊丹病院 072-777-3773 近畿中央病院 072-781-3712 あおい病院 072-778-8110 伊丹恒生 072-781-6600 脳神経外科病院 伊丹せいふう病院 072-778-0500 伊丹天神川病院 072-781-5577 常岡病院 072-772-0531 阪神ハビリーテーション病院 072-783-3388 みやそう病院 072-777-1351 祐生病院 072-777-3000 太田外科診療所 072-772-1388 大橋クリニック 072-780-6389 星優クリニック 072-775-3006 吉江胃腸科外科 072-775-1176

●:携帯番号登録医師

下線:女性医師

(小):小児科標榜

(産):産婦人科標榜

伊丹市在住

市外在住

待機医療機関

計 50

計 105

計 14

【資料19】伊丹市薬剤師会

	薬局名	住所	電話番号	FAX
1	アイ薬局 荻野店	荻野4丁目34-2	072-773-8090	072-773-8620
2	アイ薬局 鴻池店	鴻池3丁目4-3 グランヴェルデ鴻池1階-D	072-784-1075	072-784-4004
3	あおば薬局	行基町1丁目108	072-779-8300	072-779-8301
4	あんず薬局	車塚2丁目26	072-775-7600	072-775-7602
5	イオン薬局伊丹昆陽店	池尻4丁目1-1 イオン伊丹昆陽店1階	072-773-6425	072-773-6424
6	イオン薬局 伊丹店	藤ノ木1丁目1-1	072-787-0575	072-787-0826
7	池尻堂薬局 南店	山田6丁目9-30 YM昆陽の里ビル 102	072-772-3111	072-772-3102
8	いたみアリオ薬局	伊丹2丁目5	072-767-7010	072-767-7270
9	伊丹調剤薬局	中央1丁目4-4	072-782-0117	072-782-0117
10	ウイング調剤薬局	伊丹1丁目10-1 アリオ1 2階	072-778-4600	072-778-4601
11	ウエルシア薬局伊丹昆陽店	昆陽南1丁目2-7	072-771-7740	072-771-7580
12	ウエルシア薬局伊丹桜台店	中野北3丁目6-6 シエモアII	072-785-9388	072-787-6401
13	エール調剤薬局 伊丹店	西台4丁目1-1	072-770-1127	072-770-1127
14	エヌズ薬局	瑞穂町3丁目60	072-770-7553	072-770-7534
15	エヌズ薬局 伊丹野間店	野間1丁目7-6 101	072-783-9376	072-783-9593
16	エムハート薬局 伊丹店	中央2丁目8-23	072-775-0148	072-767-9690
17	エルアンドエフ薬局	昆陽東4丁目13-1	072-785-6225	072-785-6240
18	越智薬局	池尻1丁目141	072-772-7661	072-772-7611
19	柏木つばさ薬局	柏木町1丁目98	072-772-7290	072-772-7291
20	かるがも薬局 伊丹山田店	山田2丁目3-23	072-764-7420	072-764-7422
21	かるがも薬局 伊丹荒牧店	荒牧6丁目7-21 フローラルハイツ大道	072-744-3061	072-744-3062
22	かるがも薬局 新伊丹店	梅ノ木2丁目1-15 新伊丹ビル1階	072-771-6330	072-771-6331
23	共進薬局 荻野店	荻野6丁目7-1	072-770-1878	072-770-1869
24	キリン堂薬局 伊丹鴻池店	鴻池5丁目9-30	072-775-5637	072-775-5638
25	キリン薬局 伊丹店	野間4丁目5-19	072-783-1777	072-783-1775
26	近畿調剤伊丹天神川薬局	北野6丁目11	072-783-2202	072-783-2207
27	クスリのみどり調剤薬局	昆陽南1丁目1-5	072-771-0295	072-771-0318
28	高麗堂薬局	野間2丁目7-23	072-777-9335	072-777-9335
29	こや調剤薬局	昆陽東4丁目6-4	072-767-7312	072-767-7512
30	サン薬局	春日丘4丁目50-8	072-770-3111	072-770-3081
31	サン薬局 鴻池店	鴻池6丁目2-1	072-777-1322	072-777-1323
32	サン薬局 昆陽里店	池尻1丁目169-3	072-767-7083	072-767-7263
33	サン薬局 桜ヶ丘店	桜ヶ丘8丁目1-8 ハウゼ桜ヶ丘 102	072-782-3233	072-782-3328
34	サン薬局 伊丹店	伊丹1丁目6-2 丹兵ビル105	072-785-3313	072-785-3356
35	サン薬局 西台店	西台2丁目7-1 ITAMI5 1階	072-770-3320	072-770-3317
36	サン薬局 野間店	野間8丁目1-1 サンロイヤルビル1階	072-767-1783	072-767-1785
37	スギ薬局 伊丹店	西台三丁目7-7 阪急オアシス伊丹店2階	070-3177-1299	072-744-0209
38	スギ薬局 昆陽店	山田5丁目3-3	072-782-5500	072-782-1070
39	スギ薬局 昆陽東店	昆陽東1丁目2-7 阪急オアシス1階	072-744-1671	072-744-1672
40	すずらん薬局	野間1丁目8-12	072-781-3000	072-781-3020
41	すみれ薬局 伊丹店	池尻4丁目9-14 リバーサイド池尻 101	072-773-7677	072-773-7678
42	そうごう薬局 伊丹行基町店	行基町1丁目107 伊丹行基町医療モール1階	072-783-1751	072-783-1752
43	ダイヤモンド薬局 西台店	西台3丁目1-4	072-770-6633	072-768-7741

44	瀧川薬局 伊丹店	瑞穂町6丁目44	イーストバリウ1階	072-771-3771	072-771-3770
45	たけのこ調剤薬局 伊丹店	中野東3丁目82		072-773-5455	072-773-5456
46	たけのこ薬局	南野北1丁目3-1		072-744-2750	072-744-2751
47	調剤薬局ツルハドラッグ 伊丹中央店	中央4丁目5-15		072-773-6269	072-773-6269
48	つくし薬局	稲野町8丁目16		072-772-5593	072-770-7578
49	とまと薬局 伊丹店	池尻1丁目202-2		072-775-7888	072-775-7880
50	ともみ薬局	北野2丁目96		072-785-7868	072-785-7867
51	にこやか薬局	鈴原町1丁目1-8		072-779-7700	072-779-7788
52	日新堂薬局 サンシティパレス塚口店	車塚1丁目32-7	五番街一階	072-769-8055	072-769-8056
53	ノアリス薬局	山田2丁目2-25-5		072-764-8101	072-764-8102
54	ハザマ薬局	中央5丁目4-1	伊丹中央ビル1階	072-770-3004	072-770-3005
55	ばら公園薬局	荒牧6丁目28-9		072-771-8071	072-771-8086
56	阪神調剤薬局 伊丹店	車塚2丁目25		072-782-7086	072-782-7235
57	阪神調剤薬局 昆陽店	池尻1丁目27-1		072-773-7577	072-773-7578
58	ファーマライズ薬局 伊丹店	西台1丁目1-1	阪急伊丹リータ1階	072-772-3685	072-744-6600
59	フタバ薬局 伊丹野間店	野間3丁目1-22		072-764-5787	072-764-5788
60	プラザ薬局	北本町1丁目140		072-785-0146	072-785-0146
61	プラザ薬局 OASISTown 伊丹鴻池店	鴻池4丁目1-10		072-772-6588	072-772-6599
62	フロンティア薬局 伊丹中央店	中央4丁目1-6		072-775-0901	072-775-0941
63	フロンティア薬局 昆陽池店	昆陽池1丁目99-7		072-787-7234	072-787-7235
64	フロンティア薬局 西伊丹店	行基町3丁目1	大田ビル	072-780-5252	072-770-1905
65	北摂調剤伊丹駅前薬局	西台1丁目8-17	1階	072-773-5550	072-773-5522
66	ホワイト薬局 宮ノ前店	中央2丁目3-12-102		072-744-5761	072-744-5762
67	ホワイト薬局伊丹店	中央1丁目4-2		072-783-8104	072-783-8108
68	ホワイト薬局 西野店	西野1丁目84		072-777-6400	072-777-6404
69	緑ヶ丘薬局 鴻ノ池店	北野5丁目7-2		072-779-4079	072-779-4079
70	ミホ薬局	中野西2丁目207		072-773-1990	072-773-1993
71	みらい薬局	荒牧南2丁目8-19		072-772-6201	072-772-6202
72	(有)メイカン	森本1丁目53-4		072-785-3555	072-785-2270
73	やすらぎ薬局 伊丹店	宮ノ前1丁目4-6	伊丹みやのまち3号館1階	072-772-0202	06-6809-1916
74	薬局オリーブファーマシー	中野東3丁目111		072-778-4411	072-778-4040
75	薬局ジャパンファーマシー 伊丹西野店	西野1丁目301-2		072-785-4710	072-785-4711
76	薬局日本メディカルシステム 阪急伊丹店	西台1丁目5-21		072-744-1850	072-744-3850
77	山崎薬局	稲野町4丁目32-2		072-775-0700	072-741-9074
78	山本光栄薬局	大野2丁目9		072-770-2513	072-770-2678
79	吉岡薬局	宮の前1丁目4-17		072-772-3778	072-772-3779
80	ローズ薬局	荒牧6丁目6-14		072-771-3987	072-744-2187

【資料 2 0】 市有車両一覧表

配車先	車種	定員	登録番号
本部	マイクロバス	29	神戸 200 さ 3126
	普通ワゴン	10	神戸 301 ま 1928
	普通乗用車	7	神戸 302 ら 9007
	普通乗用車 (EV)	5	神戸 304 せ 3585
	小型貨物 (バン)	6	神戸 400 ひ 535
	小型貨物 (1 tトラック)	3	神戸 400 と 1301
	小型貨物 (1 tトラック)	3	神戸 400 ほ 1508
	軽バン (拡声器付)	4	神戸 480 ほ 1179
	軽バン (拡声器付) (EV)	4	神戸 480 も 3745
	軽バン (拡声器付) (EV)	4	神戸 480 も 3747
	軽バン	4	神戸 480 な 4088
	軽バン	4	神戸 480 ひ 4669
	軽乗用車 (拡声器付)	4	神戸 581 ひ 9873

※EV 外部給電装置 (1 台) については管財課車両グループにて保管

※定員については運転手含む

【資料 2 1】 車両調達先

所在地	業者名	電話番号
川西市加茂 6 丁目 115-1	伊丹陸運 (株)	072-755-6611
川西市久代 3 丁目 12-16	日本通運(株) 伊丹営業所	(総務課) 072-759-1551 (営業課) 072-759-6362
西野 5-26	赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合	072-775-2219
豊中市走井 2 丁目 9-1	ヤマトグローバル エクスプレス(株)	06-6841-1061
池尻 7 丁目 181	株式会社フクユ	072-777-2000
東京都江東区新砂 2 丁目 2 番 8 号	株式会社佐川急便	03-6852-3800

【資料 2 2】 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

- ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合
 - イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
 - エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
 - イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合
 - ウ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
 - ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
 - イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
 - ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
 - エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合
 - オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合
- (5) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・

復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に係る事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 臨時離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

別表第1

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送	第1出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
	ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
	エ 別表第2に規定する医療機関への傷病者の転院搬送 ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場合に限る	第1出動
	オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
	カ 高速道路上での事故	第1出動
	キ 臓器の緊急搬送	第2出動
	ク その他	第2出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
	イ 高層建築物火災における救助	第1出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助	第1出動
	エ その他	第2出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
	イ 消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送	第1出動
	ウ その他	第2出動
4	情報収集活動	
	ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第1出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第2出動
	エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第1出動
	オ その他	第2出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査及び情報収集活動	第2出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
	エ その他	第2出動
6	その他	
	ア 他府縣市等からの航空応援要請による災害活動	第2出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
(備考)		
第1出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動		
第2出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づく出動		

別表第2

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立はりま姫路総合医療センター
	県立丹波医療センター
	公立豊岡病院
	県立淡路医療センター
	神戸大学医学部附属病院
特殊専門病院	県立こども病院

(様式第1号)

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年 月 日

兵庫県防災監 様

申 請 者 (要請機関の長)

要 請 機 関 名		担当者名		電 話 番 号		
発 生 日 時	月 日 時 分頃	覚 知 時 刻	時 分	要 請 時 刻	時 分	
要 請 区 分	1 救 急	2 救 助	3 火 災 防 御	4 情 報 収 集	5 災 害 応 急 ^{※1}	6 そ の 他
発 生 場 所	住 所:				MAP:	
臨 時 着 陸 場	名 称: (臨時離着陸場番号) ^{※2} :				MAP:	
気 象 条 件	天 候:		視 程 ^{※3} :			
無 線 呼 出 名 称	臨時離着陸場		活動隊		現地指揮本部	
災 害 概 要						

傷 病 者	氏 名		年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
症 状						
同 乗 者	医 師		同 乗 者			
搬 送 元 病 院			電 話 番 号			
搬 送 先 病 院			電 話 番 号			
搬 送 先 臨 時 離 着 陸 場			搬 送 先 無 線 呼 出 名 称			
積 載 資 機 材			電 源 の 要 否	要 ・ 否		

送 付 先 兵庫県消防防災航空隊 TEL : (078)303-1192
FAX : (078)302-8119
(兵庫県災害対策本部等設置時) TEL : (078)362-9900
兵庫県災害対策本部事務局 FAX : (078)362-9911

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時離着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

緊急運航活動報告書

兵庫県消防防災航空隊長 様

業務指揮者

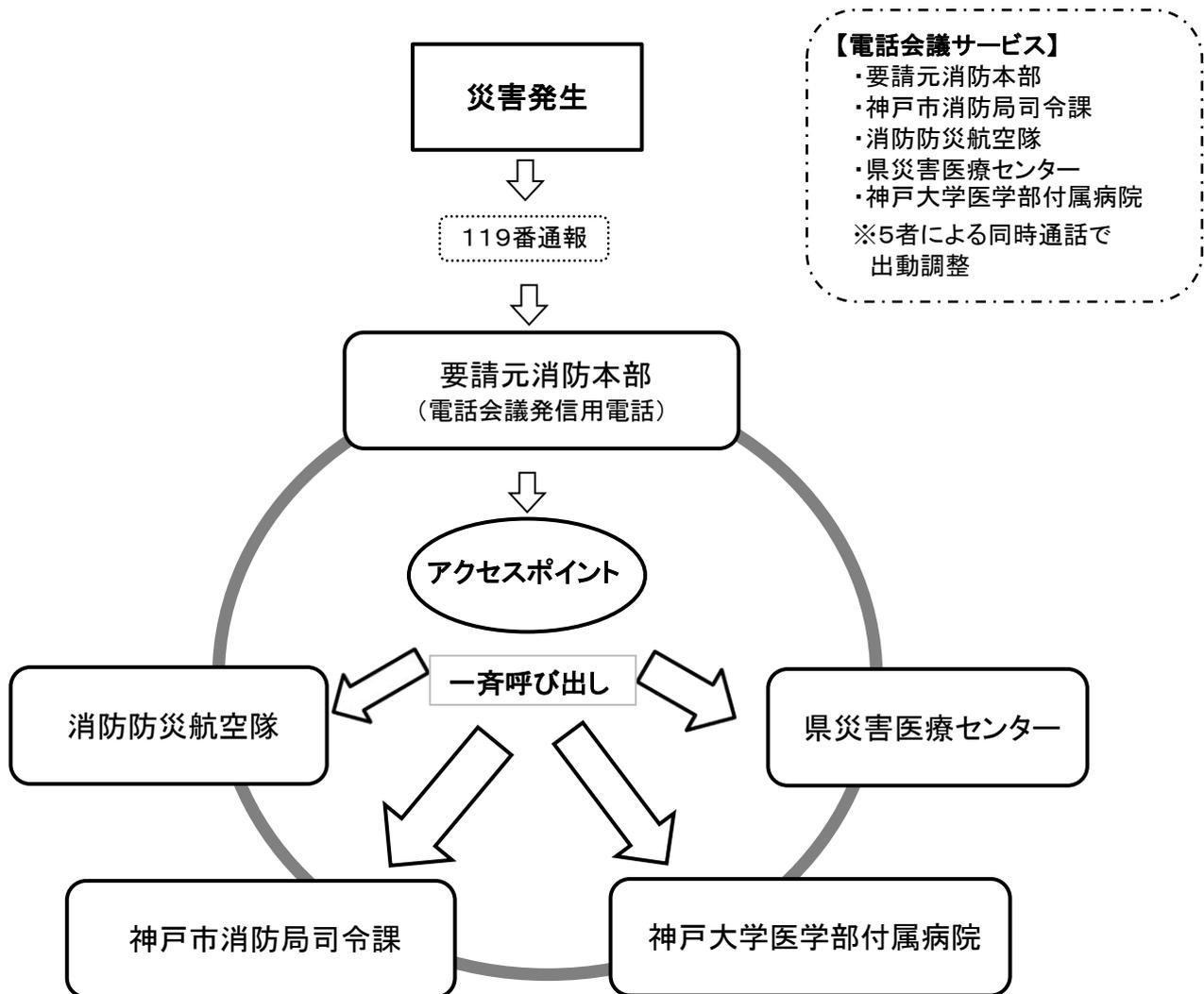
印

事案番号：											
業務区分	要請区分			機体	出動番号	災害区分			活動区分		
災害発生	年 月 日 ()					要請元覚知	年 月 日				
発生場所						事前通報					
要請機関						本要請	年 月 日				
災害概要											
出動年月日	年 月 日 ()		気象：		風向：		風速：		m/s 警報・注意報：		
出動隊員	操縦：		整備：		救助：						
時間経過	出動	現場到着	機内収容	搬送開始	引継ぎ	終了引揚	帰隊	要請～ 出動		出動～ 現着	
飛行時間	火災	救助	救急	その他	活動時間	火災	救助	救急	その他		
活動概要											
撒水消火			救出救助			救急搬送			情報収集		
時間	回	0	時間	回	人	時間	回	人			
使用資器材											
着陸場所											
特定行為			ヘリTV実施								
備考											

傷病者情報

日付						出動番号				
氏名				性別		年齢		生年月日		
住所						連絡先				
主訴				傷病名			疾病分類		程度	
既往歴				現病歴			通院医療機関			
搬送元病院						担当医師				
搬送先病院						担当医師				
時間経過	現着～ 搬送開始		搬送時間		引継ぎ場所					
					引継ぎ隊					
航空隊処置内容										
救命処置内容										
観察経過										
JCS		GCS		血圧		呼吸		脈拍		体温
		E V M				/分		/分		℃
SPO2 酸素投与		状態	心電図	瞳孔		顔貌	皮膚	麻痺	痙攣	嘔吐
% L				左 mm	右 mm					
四肢変形		出血		創傷		熱傷		その他		
搭乗者情報										
区分	所属		氏名		搭乗場所			降機場所		
特記事項										

電話会議による消防防災ヘリコプター要請の流れ



【電話会議サービス】

- ・要請元消防本部
 - ・神戸市消防局司令課
 - ・消防防災航空隊
 - ・県災害医療センター
 - ・神戸大学医学部附属病院
- ※5者による同時通話で
出動調整

< 業 務 連 絡 先 >

○神戸市消防局警防部司令課	TEL 078-333-0119	
消防防災航空隊	TEL 078-303-1192	FAX 078-302-8119
○県災害対策本部が設置された場合		
災害対策本部事務局	TEL 078-362-9988	FAX 078-362-9911
(県災害対策センター内)	TEL078-362-9900	
○兵庫県危機管理部	(昼間8:45~17:45)	
消防保安課	TEL 078-362-9821	FAX 078-362-9915
○夜間は災害対策センター宿直	TEL 078-362-9900	FAX 078-362-9911

【資料 2 3】 水道相互応援協定一覧表

名 称	協 定 先	協定年月日	応援対象	応 援 活 動
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、県下各市町 阪神水道企業団 西播磨水道企業団 西播磨高原広域事務組合 淡路広域水道企業団 日本水道協会兵庫県支部 兵庫県簡易水道協会	平成 10 年 3 月 16 日	地震、異常 濁水その他 の水道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び連絡調整 ・ 応急給水作業 ・ 応急復旧工事 ・ 応急給水・応急復旧に必要な資機材、車両等の 抛 出 ・ 工事業者の斡旋 ・ その他特に要請のあつた事項
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会 関西地方支部 日本水道協会 大阪府支部 日本水道協会 京都府支部 日本水道協会 奈良県支部 日本水道協会 滋賀県支部 日本水道協会 和歌山県支部	平成 9 年 7 月 10 日	災害対策基本法に規定する災害及び濁水等により生じる被害	災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは他の府県支部に応援要請をする。

名 称	覚 書 交 換 先	実施年月日	対象災害	応 援 活 動
災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定	宝塚市 川西市 猪名川町 三田市	平成 12 年 8 月 1 日 平成 18 年 11 月 6 日	地震、集中豪雨等の災害 水道管破裂等緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設等の応急復旧作業 給水活動 資機材、車両等の拠出 その他、特に要請のあった事項
近畿 2 府 4 県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	福井県知事 越前市長 若狭町長 滋賀県企業庁長 京都府文化環境部長 大阪広域水道企業団企業長 大阪市水道事業管理者水道局長 兵庫県公営企業管理者 神戸市水道事業管理者 尼崎市水道事業管理者 西宮市水道事業管理者 高砂市水道事業管理者 福崎町長 朝来町長 和歌山県知事 和歌山市公営企業管理者 紀の川市長	平成 10 年 12 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日	地震等による災害	<ul style="list-style-type: none"> 職員の派遣 資機材の提供 その他要請のあった事項

【資料24】 給食設備を有する施設

施設種類	施設名	電話番号
福祉施設	こども発達支援センター デイサービスセンター (南野、中央、荒牧)	072-784-8128 〔南野〕 072-781-5670 〔中央〕 072-775-2884 〔荒牧〕 072-777-7006
保育所(園) 認定こども園	ケアハイツ アイ愛センター 中央保育所 神津こども園 さくらだいこども園 北保育所 こぼと保育所 ひかり保育園 荻野保育所 わかばこども園 ささはらこども園	072-773-2286 072-772-0221 072-779-6643 072-782-0200 072-767-6192 072-770-1217 072-772-1074 072-779-5400 072-770-4352 072-744-1331 072-767-7127
その他施設	いたみいきいきプラザ (伊丹市立地域福祉総合センター)	072-787-6700

【資料25】 給食センターの炊き出し能力

所在地	電話番号	炊き出し能力
第1給食センター 鴻池3丁目4-5	(TEL) 072-782-0400 (FAX) 072-782-2074	6,500食
第2給食センター 鴻池3丁目4-6	(TEL) 072-779-6355 (FAX) 072-779-6342	6,500食
中学校給食センター 北本町3丁目45-1	(TEL) 072-784-8045 (FAX) 072-784-8046	6,000食

【資料26】 民間の炊飯等可能業者

名称	電話番号	品目
(株) オイシス	072-772-01444	炊飯
株式会社ほっかほっか亭総本部	06-6376-8014	弁当

【資料 27】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和7年(2025年)7月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は兵庫県と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、兵庫県と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全流 全失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実 費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬 の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら 14 日以内	患者等の移送費は別途 計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の 100 分の 80 以 内の額	分べんした日か ら 7 日以内	妊婦等の移送費は別途 計上
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら 3 日 (72 時 間) 以内	1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の搜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
福祉サービスの 提供	避難生活において配 慮を必要とする高齢 者、障害者、乳幼児、 その他の者	当該地域における通常の実 費	災害の発生から 7 日以内	
住家の被害の拡 大を防止するた めの緊急の修理	災害のため住家が半 壊(焼)又はこれに 準ずる程度の損傷を 受け、雨水の侵入等 を放置すれば住家の 被害が拡大するおそ れがある者	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要 な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以 内	災害発生の日か ら 10 日以内	・ブルーシート、ロープ、 土嚢等緊急措置に必 要な資材費 ・建設業者、団体等の施 工費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた世帯 358,000円以内</p>	<p>災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円</p>	<p>災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋 葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の搜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,700 円以内 一時保存： ○既存建物借上費 ：通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理、配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限り	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 2 8】 通信施設の災害対策

(NTT 西日本株式会社 兵庫支店)

【活動の目的】

災害時における電気通信設備の維持及び、迅速かつ的確な復旧、通信の確保を図るための災害応急対策計画は、NTT 西日本株式会社兵庫支店災害対策規定に基づき実施するものとする。

計 画 項 目
1. 担当機関
2. 災害対策本部の設置
3. 災害対策本部組織及び所掌事項
4. 電気通信設備等に対する防災計画
5. 電気通信サービスの確保

1. 担当機関

伊丹市域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、NTT 西日本株式会社兵庫支店が担当する。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
NTT 西日本株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440

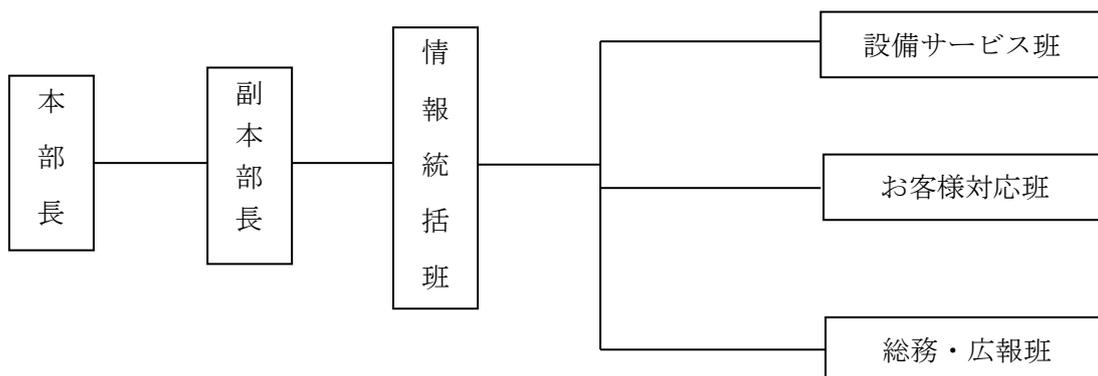
2. 災害対策本部の設備

災害により、電気通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

【災害対策本部】

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
NTT 西日本株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	TEL 078-393-9440 FAX 078-326-7363

3. 災害対策本部組織及び所掌事項



所掌事項

【情報統括班】

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

【設備サービス班】

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

【お客様対応班】

ユーザへの対応

【総務・広報班】

社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援、報道対応

4. 電気通信設備等に対する防災計画

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項について計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備の耐震及び耐火構造化

① 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震及び耐火設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。又、診断及び補強も実施する。

② 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するためハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施している。

イ 電力設備

電力設備は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定。また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置耐震を実施している。

(ア) 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

(イ) 電力用各種装置の災害対策の整備充実

③ 通信設備

ア. とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ. 通信ケーブルの地中化を推進

ウ. 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ. 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルー

ト化を推進

オ. 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化

カ. 中継交換機及び IP 網設備の分散設置

(2) 災害対策用機器及び資材等の配備

① 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

ア. 可搬型無線機 (TZ-403D)、可搬型デジタル無線方式 (11P-150M)

② 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

ア. 応急復旧ケーブル

イ. 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

ウ. 移動電源車、可搬型発動発電機

エ. 排水ポンプ

③ 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄につとめる。

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

① 演習内容

ア. 災害対策情報伝達演習

イ. 災害対策演習

ウ. 大規模地震を想定した復旧対策演習

② 演習方法

ア. 広域規模における復旧シミュレーション

イ. 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ. 防災機関における防災総合訓練への参加

5. 電気通信サービスの確保

災害により電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、NTT 西日本株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

1 応急復旧

(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要因を確保するとともに設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑦ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全体にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通新設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取扱う。
- ③ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。
- ④ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- ⑤ NTT 西日本株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- ⑥ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

ア 提供の開始

- ・地震等災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合開始する。
- ・被災者は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

a「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・登録できる電話番号(被災地電話番号) ……
加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
- ・伝言録音時間…伝言あたり 30 秒間録音
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…1 電話番号あたり伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる

b「災害用伝言版(web171)」

- ・接続条件…インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセス URL…<https://www.web171.jp>
- ・伝言文字数…1 件あたり 100 文字まで入力可能
- ・伝言登録数…伝言板(伝言メッセージボックス)あたり 20 件まで
(20 件を超える場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)
- ・伝言板(伝言メッセージボックス)数…
●利用者情報なしの場合：1 件

- 利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要
- ・伝言保存期間……提供終了まで（ただし最大で 6 ヶ月）
- ・登録可能な伝言……
 - 定型文およびテキスト情報(伝言 1 件あたり 100 文字)
- ・伝言のセキュリティ……
 - 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能
- ・伝言通知機能……
 - 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量

- ・約 800 万伝言

エ 提供時の通知方法

- ・テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

オ 提供開始

- ・災害用伝言ダイヤル(171)：平成 10 年 3 月 31 日
- ・災害用伝言板(web171)：平成 24 年 8 月 30 日

(5) 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて表 1 の復旧順位を参考とし、適切な措置により回線の復旧を図る。

表 1 電気通信サービスの復旧順位

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯 金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者、及び第 1 順位 以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

【資料 29】 電力施設の災害対策

(関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社)

【活動の目的】

災害時における電力の復旧は、社会的に多大の影響を及ぼすので、迅速、的確、かつ慎重に行う必要がある。

関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）および関西電力送配電株式会社（以下、「関西電力送配電」という。）は電気供給責任を完遂するため、平常より設備の点検、人員、資材の確保等、災害対策に万全を期すとともに、災害が発生した場合は早期復旧に努める。

計 画 項 目
1. 担当機関、所在地
2. 防災体制 ・対策組織の設置、体制の確立・関係機関との相互連携協力体制の構築
3. 災害予防に関する事項 ・防災教育、防災訓練 ・電力設備の災害予防措置に関する事項 （水害、風害、塩害、雪害、雷害、地盤沈下対策、土砂崩れ、震災対策） ・防災業務施設および設備の整備、復旧用資機材等の確保および整備 ・電気事故の防止
4. 災害応急対策に関する事項 ・情報の収集・報告、要員・復旧資機材の確保、電力の融通 ・危険予防措置、応急工事
5. 災害復旧に関する事項 ・復旧計画、復旧順位

【1. 担当機関、所在地】

伊丹市域における電力供給施設の災害予防、災害応急対策および被災電力供給施設の復旧については、関西電力送配電株式会社阪神配電営業所が担当する。

名称	所在地	電話番号
関西電力送配電 阪神配電営業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	0800-777-3081

【2. 防災体制】

1. 対策組織の設置

神戸地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- (1) 神戸地域非常災害対策総本部
- (2) 神戸地域発販等非常災害対策本部
- (3) 神戸地域送配電非常災害対策本部
- (4) 神戸地域発販等警戒本部
- (5) 神戸地域送配電警戒本部

2. 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。
 - a. 神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - b. 神戸地域内に大津波警報が発表された場合
 - c. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
 - d. 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- (2) 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。
 - a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあつて、関西電力及び関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - b. その他必要な場合

3. 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- (1) 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- (2) 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

4. 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

a. 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

b. 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ・ 災害に関する情報の提供および収集
- ・ 災害応急対策および災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- a. 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- b. 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- c. 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- d. 工業用水当の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- e. 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- f. 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- g. 他のライフライン事業者や報道機関等との災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

【3. 災害予防に関する事項】

1. 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2. 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3. マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

4. 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(1) 水害対策

a. 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

b. 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

a. 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

b. 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

c. 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

a. 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

b. 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

c. 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(5) 雷害対策

a. 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

b. 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

c. 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

(8) 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 〔LNGタンク〕 油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 〔区分Ⅰ除く〕 送電設備 電力保安通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行うこと

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

(1) 地震動への対応

a. 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

b. 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

c. 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

d. 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

4. 防災業務施設および設備の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- a. 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
- b. 潮位、波高等の観測施設および設備
- c. 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

a. 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

(a) 無線伝送設備

- ア. マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
- イ. 移動無線設備
- ウ. 衛星通信設備

(b) 有線伝送設備

- ア. 通信ケーブル
- イ. 電力線搬送設備
- ウ. 通信線搬送設備、光搬送設備

(c) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

(d) I Pネットワーク設備

(e) 通信用電源設備

b. 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備、点検を行う。

5. 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6. 電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未

然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（２）広報活動

a. 電気事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (a) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (b) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- (c) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (d) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (e) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付することおよび電気工事店等で点検してから使用すること。
- (f) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (g) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (h) その他事故防止のため留意すべき事項。

b. PR の方法

電気事故防止 PR については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

c. 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

【４．災害応急対策に関する事項】

１．情報の収集・報告

（１）情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

a. 一般情報

- (a) 気象、地象情報
- (b) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- (c) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- (d) その他災害に関する情報（交通状況等）

- b. 当社被害情報
 - (a) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (b) 停電による主な影響状況
 - (c) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
 - (d) 従業員等の被災状況
 - (e) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

2. 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、3-6-2に定める広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS およびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3. 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

a. 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

b. 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

c. 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

4. 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- a. 現地調達
- b. 対策組織相互の流用
- c. 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

5. 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

6. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7. 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

8. 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

a. 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b. 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

c. 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

d. 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

【5. 災害復旧に関する事項】

1. 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

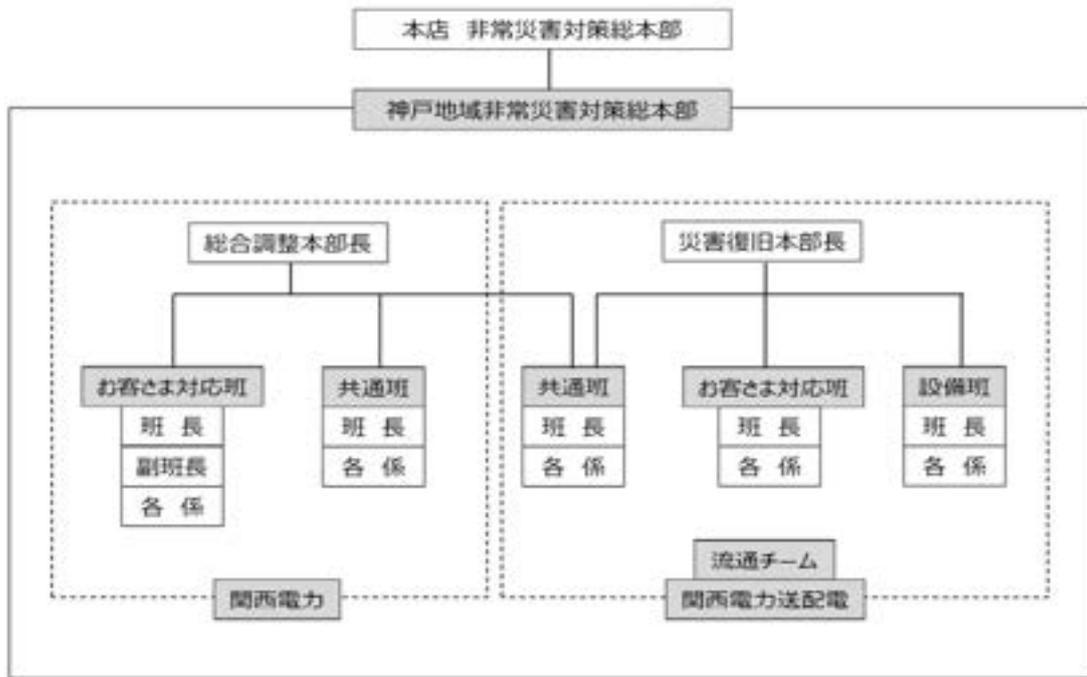
本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

2. 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

非常災害対策総本部 組織図



【資料 30】 ガス施設の災害対策

(大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部)

【活動の目的等】

地震・風水害の発生、または災害の発生が予想される時は、大阪ガスネットワーク株式会社は、ガスの製造、供給、保安体制等について「地震・災害時の対策要綱」に基づき必要な措置をとり、早期復旧に努める。

計 画 項 目
1. 担当機関、所在地
2. 災害対策本部の設置
3. ガス施設整備計画
4. 情報収集・伝達
5. 応急対策要員の確保
6. 広報活動
7. 防災教育・訓練

1. 担当機関、所在地

伊丹市域における都市ガス施設の情報収集・伝達、復旧等の応急対策活動については、大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部が担当する。

担当機関	大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部
所在地	神戸市中央区港島中町4-5-3
電話番号	(078) 303-8600 〔 ガス漏れ専用電話 〕 フリーダイヤル (0120) 7-19424

2. 災害対策本部の設置

震度4以上の地震の発生、または風水害による災害の発生或いは災害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置し、本部長に緊急保安チームマネージャーがあたる。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合には、本社並びに地区事業部、製造所等において災害対策本部を設置する。

3. ガス施設整備計画

地震・風水害等からガス施設の被害を防止するため、耐震性の向上、防災システムの強化、防災体制の整備を図る。

(1) ガス施設の耐震性の向上（ガス導管）

ガス導管については、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工しており、高圧導管は主に溶接鋼管を、中圧導管は溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を、低圧導管については新設・入替時にポリエチレン管や機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管の使用を行っている。

今後は、震災時にも強度が保たれたポリエチレン管をはじめ、耐震性の優れたガス管の接続材料などの導入を図る。

(2) 防災システムの強化

① ガス管の「地震被害予測システム」の運用

地震から無線で届いた揺れのデータや事前に入力しておいた地震情報などからガス管の被害状況を予測するシステムを独自に開発し、導入している。

② 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション等に設置している。

③ 保安用通信設備の充実

本社を中心として、データ伝達、指令電話、移動無線は全て無線化されており、

本社、製造所、地区事業部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。無線通信回線網をより強固なものにするために、通信システムを多重化し、ポータブル衛星設備に修正配備している。さらに万全を期するため、バックアップ設備の設置を完了し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

④ 災害応急復旧用無線電話の活用

災害応急復旧用無線電話の活用については、既に各府県の事業所にも設置し、有線不通時の通信連絡手段として通信網の確保を行っており、今後とも緊急時における通信手段として効果的な活用を図る。

⑤ 導管網のブロック化

大規模な地震発生等、万一ガス導管に被害が発生した場合、二次災害を防止するために被害の大きい地域のみガス供給を停止し、被害のない地域は、継続してガスを供給する目的でブロック化を採用している。

ブロック化にはスーパーブロック、ミドルブロックとリトルブロックがあり本社から無線による遠隔操作で被害の大きい地域へのガス送出を止めるため、供給エリアを山脈や河川などの地形に合わせて分割したものが、スーパーブロック。

局所的対応を安易にするとともに、復旧作業を安全で効率的に行なう目的にそれをさらに細分化したものが、ミドルブロックとリトルブロックになる。

⑥ 緊急時ガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを設置しており、さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス提供を停止する感震自動遮断システムを設置している。

⑦ マイコンメーターの設置

大地震発生時において、ガスメーターで自動的にガスを遮断して、お客様設備の安全を確保するマイコンメーターの設置は、家庭用・業務用を含め、ほぼすべてのお客様へ設置している。

4. 情報の収集・伝達

(1) 情報収集・伝達

地震時には、本社をはじめ製造所、供給所等に設置している地震計が感知した震度情報を集約するとともに、風水害時については気象情報の収集を行い、本社中央保安司令部より集約した情報を一斉無線連絡装置を通して、製造所、地区導管部に伝達する。

(2) 関係機関との情報交換

行政機関等の防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに情報収集を行う。

5. 応急対策要員の確保

災害時には、「社内規程」に基づき、緊急呼び出し装置等により必要な要員の確保を図る。

また、供給エリア内において震度5弱以上の地震を感知した場合には、本社及び地区事業本部、製造所等に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社とも協力体制をとり、動員体制の整備を図る。

6. 広報活動

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてテレビ・ラジオ等を通じ、また、広報車により、ガス施設の災害及び安全措置に関する各種の情報を広報する。

7. 防災教育・訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、関係機関との協力体制、復旧手順等について、必要な教育を定期的実施し、毎年、全社規模による訓練を実施する。

【資料3 1】 風水害防災非常配備態勢

配備態勢	指令等種別	適用基準	業務内容	配備職員	人員
連絡員 待機 水防準備 配備	—	1. 梅雨前線を伴う雨雲及び台風等の本市の通過が見込まれ、かつ、大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 2. 河川等が水防待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき 3. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き注意を要するとき	1. 気象情報の収集 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. パトロール待機	防災計画動員数(資料9参照)	5名
		1. 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき。 2. 当該河川等流域内に相当の降雨が予想され、河川が氾濫注意水位及びこれに相当する水位に達する見込みのあるとき 3. 高齢者等避難等を発令する見込みがあるとき 4. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き警戒を要するとき	1. 避難所開設・運営準備 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. 降雨状況の把握 4. パトロール実施 5. 現場対応		65名
事前 待機配備	—	1. 中規模な被害の発生及び避難者が見込まれるとき 2. 河川が氾濫注意水位を超え、避難判断水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき	1. 避難情報発令・避難所開設 2. 本部長、副本部長と連絡調整 3. 本部設置の検討 4. 職員動員態勢の検討 5. その他災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		228名
		1. 災害の発生が予想されるとき 2. 河川が避難判断水位を超え、氾濫危険水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき 3. 高齢者等避難等を発令し、避難所を開設するとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		308名
警戒配備	総括本部設置 水防本部設置	1. 特別警報が発表され、甚大な被害が想定されるとき 2. 河川が計画水位に近づき、なお上昇のおそれがあり局地的な水害が発生し、さらに全市域にわたり被害が拡大するおそれのあるとき 3. 市域に小規模の災害が発生したとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		485名
		1. 初期の水防活動では処理し難いと判断されるとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		786名
第1配備	災害対策本部 設置 水防指令1号	1. 市内全域又は局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		1,158名
第2配備	水防指令2号 (防災指令1号)	1. 市内全域又は局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		2,175名 (関係機関 協力団体)
第3配備	(防災指令2号)	1. 市内全域又は局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる		

※配備態勢の決定は、適用基準に加え、以後の気象情報、被害予測等を総合的に勘案し、伊丹市災害対策本部事務分掌専決区分に基づき各専決権者が判断する。

【資料32】伊丹市風水害防災計画動員員数

令和7年12月時点

部名	部長等		情報連絡責任者	待機(待機配備)		水防本部設置(警戒配備)	災害対策本部設置水防第1号(第1配備)	水防1号水防第2号(第2配備)	防災2号(第3配備)	
	市長(本部長)			事前	水防本部設置(警戒配備)					
	副市長(副本部長)	教育長(副本部長)								
本部員	理事	市長付参事(経営戦略担当)	危機管理室 主幹	18	8	18	35	36	(26)	
	都市活力部長	市民自治部長								健康福祉部長
	会計管理者	教育委員会事務局学校教育部部長								教育委員会事務局生涯学習部部長
	市議会事務局長	病院事業管理者								モーターポート競走事業管理者
		代表監査委員								※消防団長(本部長付)
総括本部員	市長付参事(危機管理担当)	総合政策部長	総務課長	5	13	5	42	(26)	(26)	
	都市交通部長	教育委員会事務局教育総務部長								消防局長
総括本部員(受援本部)	総合政策部	総務部	危機管理室主幹	5	10	5	21	36	(26)	
		市民自治部	市民税課長				27	1	(69)	
調査部	財政基盤部 / 市民自治部	市民自治部	生活環境課長				34	55	(102)	
環境部	市民自治部 / 総合政策部	市民自治部	都市安全企画課長				42	32	(129)	
施設部	都市活力部 / 都市交通部	都市交通部	教育委員会事務局教育政策課長			1	37	82	(193)	
避難部	教育委員会事務局	健康福祉部 / 教育委員会事務局	地域・高年福祉課長			1	48	111	247	
援護部	健康福祉部 / 教育委員会事務局	会計室 / 地域医療体制整備推進班	消防局長			1	77	(188)	(435)	
物資部	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局	商工労働課長			1	7	11	16	
	監査委員会事務局 / 農業委員会事務局	消防局	消防局情報管理課長			4	19	101	(46)	
消防部	消防局	消防局	消防局情報管理課長			4	94	(195)	(195)	
上下水道部	上下水道局	上下水道局	上下水道局経営企画課長			2	14	19	1	
医療部	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	病院事務局総務課長			40	17	71	557	
		伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	病院事務局総務課長			7	71	(71)	(628)	
輸送部	交通局	交通局	交通局総務課長			4	15	6	114	
(参考) 議会災害対策支援本部事務局	市議会事務局	市議会事務局	市議会事務局総務課長			3	6	(9)	(143)	
※()は累計動員員数			合計	5	31	5	301	372	1,017	
			%	0.2%	1.7%	0.2%	36.1%	53.2%	100%	

【資料 3 3】 防災気象情報の解説等

1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2. 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、兵庫県内の市町ごと（伊丹市等）に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の時間帯ごとの予想値が示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いられることもある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え

		て「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報

		を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報発表基準

特別警報の種類		特別警報の基準
気象等に関する特別警報	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 ※
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 ※
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ※
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ※
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

地震（地震動）特別警報	震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
-------------	--

※ 指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断が行われる。

警報・注意報発表基準（伊丹市）

最新情報（警報・注意報発表基準一覧表（兵庫県））は気象庁ホームページを参照

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/hyogo/kijun_2820700.pdf

ホーム > 知識・解説 > 気象警報・注意報 > 警報・注意報発表基準一覧表 > 兵庫県の警報・注意報発表基準一覧表 > 伊丹市の警報・注意報発表基準一覧表

3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警

	<p>報等が発表されたときに、危険度が高っている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予報を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

4. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5. 全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

6. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

7. 記録的短時間大雨情報

兵庫県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低

い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

8. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（兵庫県南部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9. 猪名川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。猪名川については、猪名川河川事務所と大阪管区気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

※令和2年3月に取りまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、猪名川においては、大雨特別警報の警報等への切り替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

猪名川洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報区域名	猪名川	
河川名	猪名川	藻川
水位観測所名	小戸（おおべ）	
所在地	大阪府池田市	
位置	左岸 19.4 km	
水防団待機水位	1.00m	
氾濫注意水位	2.50m	
避難判断水位	3.40m	
氾濫危険水位	4.00m	
計画高水位	5.15m	

10. 水防警報

国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合に、水防を必要とする旨の計画を発するものをいう。

11. 火災予防のための気象通報（火災気象通報）

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達したときに神戸地方気象台が兵庫県知事に対して通報し、兵庫県を通じて伊丹市や伊丹市消防局に伝達される。

12. 火災警報

前記の「火災気象通報」を受けた市長が、必要に応じて市域に発するもの。

13. その他

風の強さと吹き方については、次のとおり。

風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	風に向かって歩みにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものが ある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	何かにつかまっていないと 立っていられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものが ある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30
	25 以上 30 未満					40
猛烈な風	30 以上 35 未満	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものが ある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落す る。	50
	35 以上 40 未満					60
	40 以上					60

雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	雨の音で話し声が良 く聞き取れない	地面一面に水た まりができる	ワイパーを速くしても見づ らい
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の半数く らいが雨に気がつく		
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返し たように降る	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきであた り一面が白っぽ くなり、視界が 悪くなる	車の運転は危険
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る(ゴー ゴーと降り続く)				
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧 迫感がある。恐怖を感 ずる				

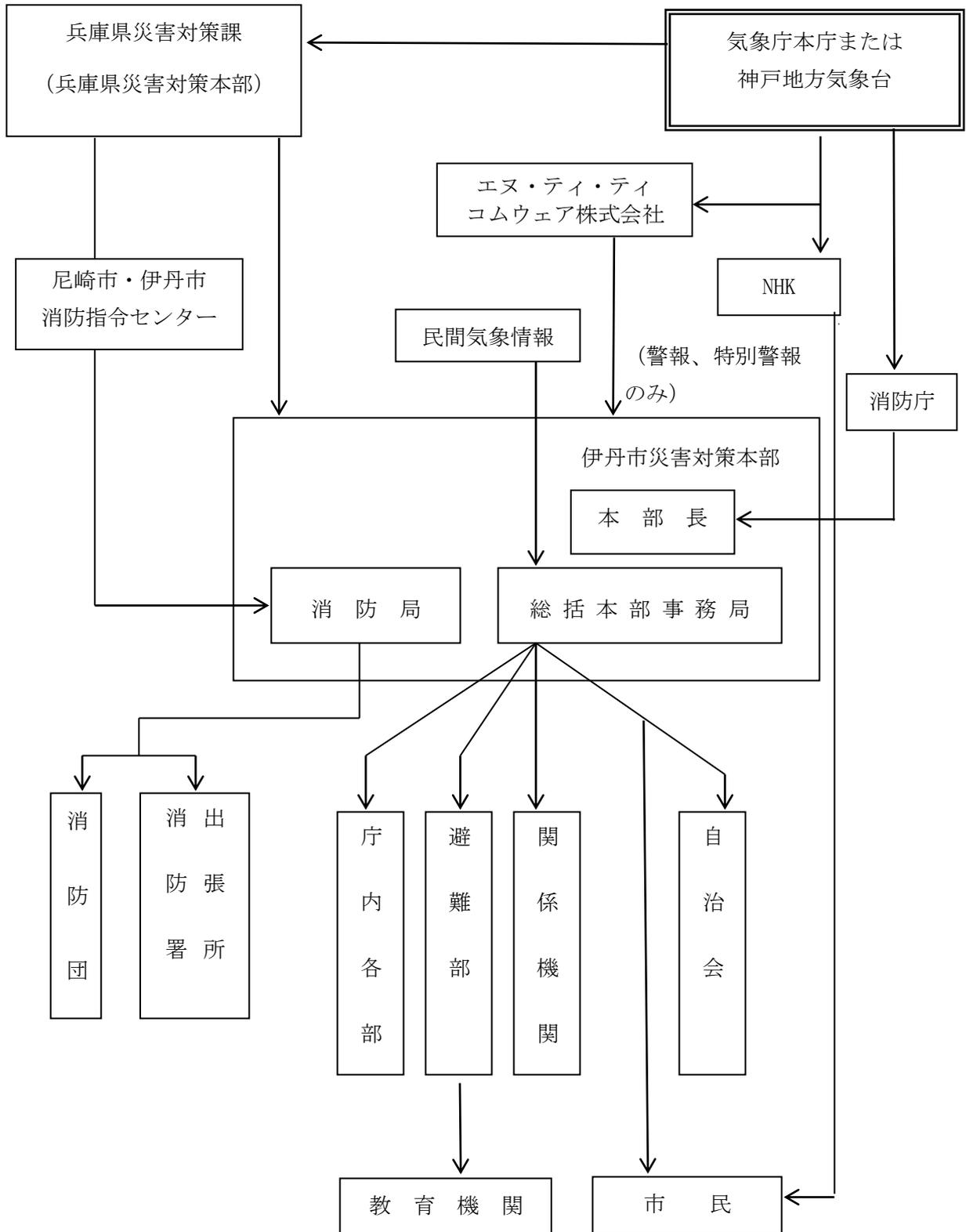
台風の大きさ

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型 (大きい)	500km 以上 800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

台風の強さ

階級	最大風速
強い	33m/s 以上 44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

【資料34】 気象予報警報等伝達系統



【資料35】 水害時避難指示等の発令基準

河川名	猪名川・藻川	武庫川	天王寺川	天神川
観測地点	軍行橋水位観測所	甲武橋水位観測所	西野水位観測所	
高齢者等避難 【警戒レベル3】	①猪名川洪水予報において氾濫警戒情報が発表され、軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達したとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③軍行橋水位観測所の水位が4.4mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号の水位が避難判断水位（4.10m）に達したとき。 ②甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号の水位が2.55mに達したとき。 ②天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号が発令され、天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達したとき。 ②天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。
避難指示 【警戒レベル4】	①猪名川洪水予報において氾濫危険情報が発表されたとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③軍行橋水位観測所の水位が4.4mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	①猪名川洪水予報において氾濫発生情報が発表されたとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が計画高水位（5.57m）を超えたとき。 ③堤防の決壊を確認したとき。 ④河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①甲武橋水位観測所の水位がはん濫危険水位（5.20m）を超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①天王寺川西野水位観測所の水位が3.00mを超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①天神川・鴻池東小橋の水位が2.20mを超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。

注、武庫川水防警報第3号

- ・生瀬水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.20m）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
- ・水防事態の発生が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなつたとき。

【資料 3 6】 浸水想定区域内における要配慮者利用施設

水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号ロで定める要配慮者利用施設

[要配慮者利用施設の範囲]

社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設、認定こども園、保育所（園）等
学校	幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等
医療施設	病院、診療所(有床のみ)

[要配慮者利用施設数]

(令和 8 年 (2025 年) 12 月 1 日現在)

流域区分	施設種別	社会福祉施設	学校	医療施設	合計
(1)猪名川水系洪水浸水想定区域内		54	13	2	69
(2)武庫川水系洪水浸水想定区域内		112	13	7	132
(3)高潮浸水想定区域内		0	0	0	0
要配慮者利用施設実数 合計		166	26	9	201

(1) 猪名川水系洪水浸水想定区域内の施設

No	施設の名称	施設区分	所在地	電話番号
1	北保育所	社会福祉施設	北園1丁目13	072-770-1217
2	特別養護老人ホームぐろ〜りあ	社会福祉施設	北園1丁目19-1	072-777-0573
3	在宅複合型施設ぐろ〜りあ短期入所生活介護事業所	社会福祉施設	北園1丁目19-1	072-777-0573
4	在宅複合型施設ぐろ〜りあ 通所介護事業所	社会福祉施設	北園1丁目19-1	072-777-0526
5	ホームすきっぷ	社会福祉施設	北園2丁目2-6-3-203. 205	072-777-7486
6	たんぼぼ	社会福祉施設	北本町1丁目263	072-744-1155
7	ラクラス伊丹ワークス	社会福祉施設	北本町1丁目317	072-743-9061
8	たんぼぼAi	社会福祉施設	北本町1丁目317 2F	072-764-5151
9	グループホームの〜さいど	社会福祉施設	北本町2丁目79-2	072-779-5358
10	伊丹クレセール保育園	社会福祉施設	北本町2丁目131-1	072-773-7671
11	神津福祉センター	社会福祉施設	森本1丁目8-19	072-777-1022
12	神津・有岡地域包括支援センター	社会福祉施設	森本1丁目8-19	072-777-8055
13	特別養護老人ホーム ケイ・メゾンときめき	社会福祉施設	森本1丁目8-19	072-777-0771
14	ケイメゾンときめきケアハウス	社会福祉施設	森本1丁目8-19	072-777-0771
15	ケイ・メゾンときめきデイサービスセンター	社会福祉施設	森本1丁目8-19	072-777-0771
16	小規模多機能ホーム そら森本	社会福祉施設	森本8丁目66-1	072-744-3241
17	グループホーム そら森本	社会福祉施設	森本8丁目66-1	072-774-3240
18	高齢者憩いのセンター	社会福祉施設	口酒井1丁目3-39	072-784-1955
19	すぐり保育園	社会福祉施設	東有岡1丁目18-20	072-787-6501
20	エントランス えぶりい	社会福祉施設	東有岡1丁目18-13-B2113	072-781-4900
21	ヒューマンホープ伊丹東有岡事業所	社会福祉施設	東有岡3丁目81	072-782-7377
22	伊丹東有岡ワークハウス	社会福祉施設	東有岡4丁目29	072-783-9885
23	あんずデイサービス伊丹	社会福祉施設	平松4丁目2-23	072-782-0602
24	ララ新伊丹	社会福祉施設	平松5丁目3-25-2	072-744-5538
25	アートチャイルドケア伊丹	社会福祉施設	平松5丁目2-17	072-781-0230
26	ABA発達支援教室みらいkids&Sports	社会福祉施設	南町4丁目3-24	072-781-0581
27	児童発達支援みらいPlus	社会福祉施設	南町4丁目5-21	072-781-0581
28	児童発達支援・放課後等デイサービスみらい	社会福祉施設	南町4丁目5-30	072-781-0581
29	市立児童会館	社会福祉施設	御願塚6丁目1-1	072-767-7676
30	市立わかばこども園	社会福祉施設	御願塚6丁目1-5	072-744-1331
31	グループホームこころあい伊丹	社会福祉施設	御願塚8丁目7-10	072-785-6766
32	梅ノ木くじら保育園	社会福祉施設	梅ノ木4丁目6-8	072-770-0314
33	伊丹森のほいくえん（分園）	社会福祉施設	稲野町3丁目3	072-779-7699
34	株恵友会 ソレイユ	社会福祉施設	稲野町3丁目3	072-771-6303
35	こぼと保育所	社会福祉施設	稲野町2丁目3-5	072-772-1074
36	伊丹森のほいくえん	社会福祉施設	稲野町5丁目76	072-776-4234
37	アトブライフ伊丹デイサービスセンター	社会福祉施設	安堂寺町2丁目12-101号	072-773-3211
38	ふじキッズ保育園	社会福祉施設	安堂寺町6丁目402	072-782-8811
39	富士学園	社会福祉施設	安堂寺町6丁目402	072-782-4820
40	神津こども園	社会福祉施設	森本1丁目8-25	072-782-0200
41	伊丹朝鮮初級学校	学校	桑津1丁目4-7	072-782-5367
42	市立神津小学校	学校	森本1丁目8-25	072-782-2021
43	兵庫障害者職業能力開発校	学校	東有岡4丁目8	072-782-3210
44	市立有岡小学校	学校	伊丹7丁目1-1	072-782-8549
45	伊丹幼稚園ありおか分園	学校	伊丹7丁目1-30	072-782-8397
46	市立伊丹高等学校	学校	行基町4丁目1	072-772-2040

No	施設の名称	施設区分	所在地	電話番号
47	市立鈴原小学校	学校	御願塚6丁目3-1	072-779-8661
48	市立南小学校	学校	御願塚2丁目6-1	072-772-2601
49	王たるキリスト幼稚園	学校	梅ノ木5丁目3-1	072-772-2489
50	野間幼稚園	学校	野間8丁目9-7	072-779-7004
51	市立南中学校	学校	南町2丁目4-1	072-772-2780
52	伊丹せいふう病院	医療機関	鋳物師5丁目79	072-778-0500
53	吉江胃腸科外科	医療機関	稲野町1丁目111	072-775-1176
54	HIBISU伊丹 trust	社会福祉施設	北野6丁目1-2	072-744-3466
55	就労継続支援B型 ONE GATE伊丹	社会福祉施設	北園2丁目2-5	080-3134-5601
56	セレーナ 伊丹稲野	社会福祉施設	稲野町2-73	072-779-6541
57	ひなたぼっこ伊丹森本	社会福祉施設	森本4-220-1	072-782-1071
58	一休伊丹	社会福祉施設	北園3-40-3	072-773-4428
59	共同生活援助グループホームぼちぼち（荻野ホーム201.102.203号室）	社会福祉施設	荻野5-122 若葉園	072-714-3063
60	共同生活援助グループホームぼちぼち（緑丘ホーム102.201号室）	社会福祉施設	緑ヶ丘5-124-1 蓬萊マンション	072-714-303-63
61	アール・サポートセンター和楽	社会福祉施設	行基町4丁目55	072-777-0119
62	ささはらこども園	学校	野間1-10-16	072-767-7127
63	fluffy	社会福祉施設	東有岡1丁目30	072-769-5425
64	こばんはうすさくら伊丹稲野教室	社会福祉施設	稲野町3丁目3	072-767-1517
65	放課後等デイサービスつむぎ	社会福祉施設	稲野町5丁目8	072-744-6980
66	二葉幼稚園	学校	梅ノ木2丁目1-10	072-772-6641
67	御願塚つぼみほいくえん	社会福祉施設	御願塚3丁目8-13	072-764-6820
68	新伊丹そらいろ保育園	社会福祉施設	御願塚1丁目3-18	072-744-5503
69	伊丹稲野えほんの森保育園	社会福祉施設	稲野町7丁目63-3	072-744-6882

(2) 武庫川水系洪水浸水想定区域内の施設

No	施設の名称	施設区分	所在地	電話番号
1	ローズパーク北摂	社会福祉施設	荒牧4丁目4-21	072-773-5690
2	いきいき倶楽部	社会福祉施設	荒牧4丁目8-6	072-780-0909
3	わくわく倶楽部	社会福祉施設	荒牧5丁目7-16	072-775-0909
4	天神川・荻野地域包括支援センター	社会福祉施設	荒牧5丁目16-27	072-777-7002
5	伊丹荒牧デイサービスセンター	社会福祉施設	荒牧5丁目16-27	072-777-7006
6	うきうき倶楽部	社会福祉施設	荒牧5丁目7-18	072-775-4620
7	伊丹ゆうあい	社会福祉施設	荒牧6丁目16-2	072-781-2587
8	カーサ荒牧	社会福祉施設	荒牧6丁目7-3	072-773-5137
9	ケアホーム実りの木	社会福祉施設	荒牧6丁目24-7	072-786-1888
10	あそか苑ももは	社会福祉施設	荒牧7丁目2-26	072-777-1591
11	小規模多機能居宅あそか苑ももは	社会福祉施設	荒牧7丁目2-26	072-777-1591
12	いずみ幼稚園	社会福祉施設	荒牧7丁目6-21	072-778-0122
13	陽だまりの家	社会福祉施設	荒牧南1丁目1-1	072-783-8614
14	あんさんぶる	社会福祉施設	荒牧南2丁目22-30	072-770-5222
15	Tryus伊丹	社会福祉施設	荒牧南3丁目3-13	072-784-8511
16	RISE伊丹	社会福祉施設	荒牧南3丁目3-13 2F	072-776-7200
17	のびのび倶楽部	社会福祉施設	荒牧南3丁目4-36	072-743-1153
18	カーサ荒牧南Ⅰ	社会福祉施設	荒牧南3丁目17-30-101	072-773-5137
19	カーサ荒牧南Ⅱ	社会福祉施設	荒牧南3丁目17-30-102	072-773-5137
20	カーサ荒牧南Ⅲ	社会福祉施設	荒牧南3丁目17-30-105	072-773-5137
21	カーサ荒牧南Ⅳ	社会福祉施設	荒牧南3丁目17-30-103	072-773-5137
22	デイサービスJOYトレ	社会福祉施設	荒牧南3丁目6-35	072-741-4801
23	放課後デイサービスウィズ・ユー荒牧	社会福祉施設	荒牧南3丁目4-24	072-744-5019
24	ホームりんく	社会福祉施設	荒牧南4丁目1-73-201・202	072-777-7486
25	デイサービスほほえみSPA	社会福祉施設	荒牧南4丁目1-73	072-767-6340
26	保育とリハのレフティ	社会福祉施設	荒牧南4丁目2-6-101.102	072-703-8004
27	そんぼの家 伊丹荒牧	社会福祉施設	荒牧南4丁目6-1	072-787-6624
28	ころころ児童デイ	社会福祉施設	荒牧南4丁目13-7	072-784-5551
29	デイホーム タカさん家	社会福祉施設	東野1丁目6	072-773-5606
30	lumiere ルミエール	社会福祉施設	東野2丁目20-1	072-782-5573
31	荻野クレヨン保育園	社会福祉施設	荻野1丁目22-2	072-777-2228
32	放課後等児童デイサービスココシア	社会福祉施設	荻野1丁目41	072-744-1341
33	デイサービス グッデイスマイル	社会福祉施設	荻野1丁目85-1	072-773-5751
34	ポポの家	社会福祉施設	荻野2丁目2-3	072-779-1771
35	憩～荻野～	社会福祉施設	荻野4丁目75	072-779-7733
36	伊丹深愛館（伊丹母子ホーム）	社会福祉施設	荻野7丁目70	072-781-6091
37	荻野保育所	社会福祉施設	荻野8丁目33-5	072-770-4352
38	デイサービスセンター華結	社会福祉施設	荻野西1丁目2-3	072-741-4874
39	放課後等デイサービス 空 セカンド	社会福祉施設	荻野西2丁目4-8	072-782-2159
40	ウキウキはなさく荻野西教室	社会福祉施設	荻野西2丁目11-50	072-778-8739
41	放課後等デイサービスさくらんぼ鴻池	社会福祉施設	北野3丁目21	072-744-1151
42	長尾保育所	社会福祉施設	北野3丁目48-2	072-783-6793
43	伊丹乳児院	社会福祉施設	北野3丁目48-2	072-781-1744
44	あんずキッズ伊丹	社会福祉施設	北野5丁目9-1-104号	072-768-9172

No	施設の名称	施設区分	所在地	電話番号
45	クレヨン・ライズ	社会福祉施設	鴻池1丁目2-16	072-785-0887
46	北摂Nolby	社会福祉施設	鴻池1丁目2-16	072-785-0887
47	障害者地域生活サポートセンター いたみ杉の子	社会福祉施設	鴻池1丁目10-15	072-777-7486
48	フォーゆう	社会福祉施設	鴻池1丁目10-15	072-777-7486
49	ライフゆう	社会福祉施設	鴻池1丁目10-15	072-777-7486
50	カーサデどりー夢	社会福祉施設	鴻池1丁目7-4-A422. 523	072-781-0226
51	シーズゆう	社会福祉施設	鴻池1丁目10-15	072-777-7470
52	機能訓練型デイサービス カルテット	社会福祉施設	鴻池2丁目1-47	072-785-7978
53	さくらんぼ	社会福祉施設	鴻池2丁目10-20	072-744-2444
54	デイサービス スイッチオン伊丹	社会福祉施設	鴻池3丁目16-10	072-764-7261
55	第二自然保育園	社会福祉施設	鴻池4丁目6-9	072-782-5777
56	自然保育園	社会福祉施設	鴻池4丁目9-12	072-777-5890
57	ホームてとと	社会福祉施設	鴻池4丁目10-1	072-777-3361
58	コミュニティスタジオ 奏音	社会福祉施設	鴻池5丁目9-37	072-784-4165
59	しえあきつず	社会福祉施設	鴻池5丁目10-20	072-744-1080
60	放課後等デイサービス うるの木	社会福祉施設	鴻池6丁目15-23	072-767-6626
61	あっぷるみんと	社会福祉施設	中野東1丁目363-101	072-744-2378
62	就労サポート ぼりっしゅ 第2はこべ	社会福祉施設	中野東2丁目52	072-785-1127
63	就労サポート ぼりっしゅ 第1はこべ	社会福祉施設	中野東2丁目271	072-744-7511
64	放課後等デイサービスHappyスクール	社会福祉施設	中野東2丁目367-101号	072-781-3900
65	パドマ館 デイサービスセンター	社会福祉施設	中野西1丁目108-1	072-785-0266
66	看護小規模多機能居宅介護 さくら	社会福祉施設	中野西1丁目141	072-785-3365
67	さくらだいこども園	社会福祉施設	中野西4丁目92	072-767-6192
68	ホームすてっぷ	社会福祉施設	池尻1丁目305-B101・102	072-777-7486
69	オアシス伊丹池尻 グループホーム	社会福祉施設	池尻6丁目186-1	072-785-5071
70	オアシス伊丹池尻 小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉施設	池尻6丁目186-1	072-785-5070
71	フクユデイサービスほっと	社会福祉施設	池尻7丁目184	072-775-5145
72	グリーンアルス伊丹	社会福祉施設	西野3丁目240	072-779-6600
73	わかば①	社会福祉施設	西野3丁目248-201. 202	072-777-2063
74	ホームたんぼぼ	社会福祉施設	西野3丁目248-301. 302	072-744-7511
75	Next one	社会福祉施設	西野5丁目73-1-206	072-767-1791
76	風の子保育園	社会福祉施設	西野5丁目309-2	072-767-1087
77	放課後等デイサービス うるの木緑ヶ丘	社会福祉施設	緑ヶ丘2丁目168-1	072-768-7117
78	和～なごみ～瑞ヶ丘テラス	社会福祉施設	瑞ヶ丘1丁目44-1	072-744-3832
79	心音つばさ保育園	社会福祉施設	瑞原2丁目52	072-777-0283
80	おりーぶ瑞ヶ丘	社会福祉施設	瑞穂町6丁目44-101	072-744-0123
81	特別養護老人ホーム あそか苑みずほ	社会福祉施設	瑞穂町6丁目46	072-781-2008
82	小規模多機能居宅介護 あそか苑みずほ	社会福祉施設	瑞穂町6丁目46	072-781-2008
83	市立地域福祉総合センター (いきいきプラザ)	社会福祉施設	広畑3丁目1	072-787-6670
84	療養型デイサービス H I K A R I	社会福祉施設	山田5丁目3-3-2F	072-781-8500
85	デイサービスSORA	社会福祉施設	山田5丁目3-3-2F	072-781-8510
86	かねこ脳神経外科リハビリクリニック	社会福祉施設	山田5丁目3-3 2F	072-764-5560
87	放課後デイサービス みらい虹	社会福祉施設	野間2丁目7-41	072-764-6335
88	放課後デイサービス みらい伊丹車塚	社会福祉施設	野間7丁目16-3	072-764-5456
89	アフタースクール みらい伊丹野間	社会福祉施設	野間8丁目2-60	072-781-0581
90	アイリーデイサービス	社会福祉施設	野間北5丁目9-13	072-767-1261
91	児童発達支援 ひまわり	社会福祉施設	車塚2丁目105-3	072-703-7236

No	施設の名称	施設区分	所在地	電話番号
92	荒牧中学校	学校	荒牧5丁目2-18	072-777-3540
93	天神川小学校	学校	荒牧南1丁目21	072-781-2485
94	荻野小学校	学校	荻野2丁目11	072-770-2459
95	市立伊丹特別支援学校	学校	鴻池1丁目8-6	072-783-5436
96	天王寺川中学校	学校	鴻池3丁目4-28	072-781-6465
97	こうのいけ幼稚園	学校	鴻池4丁目4-4	072-779-7825
98	鴻池小学校	学校	鴻池4丁目4-5	072-779-7791
99	池尻小学校	学校	池尻6丁目221	072-777-4100
100	いけじり幼稚園	学校	池尻6丁目231	072-777-4102
101	桜台小学校	学校	中野西4丁目100	072-781-2465
102	県立阪神昆陽特別支援学校	学校	池尻7丁目108	072-773-5135
103	県立阪神昆陽高等学校	学校	池尻7丁目108	072-773-5145
104	県立こやの里特別支援学校	学校	瑞ヶ丘2丁目3-2	072-777-6300
105	あおい病院	医療機関	荒牧6丁目14-2	072-778-8110
106	みやそう病院	医療機関	北野2丁目113-3	072-777-1351
107	伊丹天神川病院	医療機関	北野6丁目38	072-781-5577
108	伊丹恒生脳神経外科病院	医療機関	西野1丁目300-1	072-781-6600
109	祐生病院	医療機関	山田5丁目3-13	072-777-3000
110	第2西原クリニック	医療機関	野間8丁目5-10	072-778-9900
111	近畿中央病院	医療機関	車塚3丁目1	072-781-3712
112	ソーシャルインクルーホーム 伊丹北園	社会福祉施設	北園三丁目37番3	072-778-6022
113	ホームYUTAKA 稲野	社会福祉施設	稲野1丁目109-2	072-767-7413
114	リハビリデイ スミカ	社会福祉施設	北野2丁目110-1-102	072-768-9509
115	リハビリデイ そら新伊丹	社会福祉施設	御願塚7丁目3-4	072-767-6113
116	すこやか緩和型機能訓練サービスもりした院	社会福祉施設	鴻池2丁目1-1	072-781-6644
117	ほねつぎデイサービス鴻池	社会福祉施設	鴻池2丁目14-5 1階	072-773-3500
118	デイサービス 昆陽里ガーデンクラブ	社会福祉施設	山田3丁目5-2	072-777-2300
119	放課後デイサービスうるの木荒牧	社会福祉施設	荒牧南3丁目4-24	072-744-5621
120	放課後等デイサービスグランデール	社会福祉施設	荒牧3丁目4-32	072-777-9755
121	荻野2号店たんちゃん	社会福祉施設	荻野2丁目30-101	072-785-3426
122	荻野3号店たんちゃん	社会福祉施設	鴻池6丁目8-1	072-777-7373
123	児発・放デイHappyスクール第2教室	社会福祉施設	中野東2丁目367 201号	072-768-7250
124	児童発達支援・放課後デイサービスとれいん	社会福祉施設	中野東2丁目52	072-769-6821
125	北摂No1by	社会福祉施設	池尻7丁目138	072-777-7575
126	放課後デイサービス サニーサイド	社会福祉施設	西野1丁目299-31	072-744-2728
127	運動療育さとやま(南ルーム)	社会福祉施設	南野3丁目6-3	072-710-7438
128	さくらんぼ鴻池	社会福祉施設	北野3丁目121	072-744-1151
129	クレヨン保育園	社会福祉施設	池尻3丁目430-1	072-777-4732
130	夢の木保育園	社会福祉施設	瑞穂町4丁目77	072-772-7881
131	すくすくキッズ保育園	社会福祉施設	東野1丁目21-1	072-743-9090
132	トレジャーキッズささはら保育園	社会福祉施設	野間3丁目1-18	072-774-7166

【資料 3 7】土砂災害時避難指示等の発令基準

	発令基準	前兆現象等での判断基準	発令場所
高齢者等 避難 【警戒 レベル 3】	兵庫県土砂災害情報提供システムの伊丹市の地域別土砂災害危険度のスネーク曲線（以下「伊丹市スネーク曲線」という。）が、2時間先までに大雨警報（土砂災害）基準線に到達する見込みであり、かつ、今後も相当の降雨が続く予想のとき	湧き水、地下水の濁りや量の変化が発見されたとき。	土砂災害警戒区域の影響範囲
避難指示 【警戒 レベル 4】	①土砂災害警戒情報の発表 ②伊丹市スネーク曲線が、2時間先にまでに土砂災害警戒基準線に達する予測のとき ③大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されたとき	斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックの発生が発見されたとき。	
緊急安全 確保 【警戒 レベル 5】	①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき ②大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	①土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。 ②土砂災害が発生したとき	

※避難指示等の解除基準

- ① 土砂災害警戒情報が解除され、かつ、伊丹市スネーク曲線が大雨警報（土砂災害）の基準を下回ったとき。
- ② 気象状況及び現地を十分確認した上で、安全性を確認できたとき。

【資料 3 8】土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第 8 条第 1 項第 4 号に定める要配慮者利用施設

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	施設の名称	住所	連絡先
北園 I	北園 1 丁目	急傾斜地の崩壊	ロザリオ幼稚園	高台 5 丁目 2	072-782-3837

【資料39】 消防力の現況

(1) 消防職員配置状況

(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	人 員
消 防 局	52 (内、消防学校入校 6)
東 消 防 署	87
西 消 防 署	76
総 数	215

(2) 消防車両配置状況

(令和7年(2025年)4月1日現在)

車両別 署所別		ポン プ 車	水 槽 付 ポン プ 車	化 学 車 (非常 用 含 む)	は し ご 車	高 規 格 救 急 車 (非常 用 含 む)	救 助 工 作 車	指 揮 車	支 援 車	広 報 車	査 察 車	そ の 他 の 車 両	計
		消 防 局	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2
東 消 防 署	本 署	1	—	1	1	2	1	1	—	1	—	—	8
	神津出張所	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	南野出張所	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
	小 計	3	1	2	1	3	1	1	—	1	—	—	13
西 消 防 署	本 署	1	1	—	1	2	1	1	—	—	—	—	7
	池尻出張所	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	荒牧出張所	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
	小 計	4	2	—	1	3	1	1	—	—	—	—	12
合 計		7	3	2	2	6	2	2	1	1	2	2	30

(3) 消防水利の状況

(令和7年(2025年)4月1日現在)

種別		区分	令和5 年度 合計	所属別							
				東消防署管内				西消防署管内			
				東本署	神津 出張所	南野 出張所	小計	西本署	池尻 出張所	荒牧 出張所	小計
消 火 栓	公設消火栓		3,646	675	247	839	1,761	583	641	661	1,885
	施設消火栓		9	0	0	0	0	4	0	5	9
合計			3,652	675	247	839	1,761	585	641	665	1,891
防 火 水 槽	公設防火水槽		152	31	20	34	85	13	26	28	67
	60 m ³ 未満		96	27	14	21	62	9	13	12	34
	60 m ³ 以上		56	4	6	13	23	4	13	16	33
	開発防火水槽 (指定水利)		477	158	46	55	259	55	84	79	218
	60 m ³ 未満		193	63	19	28	111	19	37	27	83
	60 m ³ 以上		284	95	27	27	149	36	47	52	135
合計			629	189	66	89	344	68	110	107	285
指 定 水 利	耐震性貯水槽 (飲料水兼用)		2	1	1	0	2	0	0	0	0
	学校プール・ ポンプ場		35	6	2	7	15	9	6	5	20
合計			37	7	3	7	17	9	6	5	20

(4) 通信施設の現況

有線等施設概要

(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	総数	消防局	東 署			西 署			
			本署	神津	南野	本署	池尻	荒牧	
計	92	51	13	5	6	6	5	6	
119受付回線	12	12							
指令回線	6		1	1	1	1	1	1	
携帯電話転送回線	4	4							
空港専用回線	1	1							
阪高伊丹伊初専用回線	1	1							
市役所回線	24	12	4	2	2		2	2	
IP電話回線	5	5							
加入電話回線等	一般加入用	12	5	3	1	1		1	1
	順次指令	1	1						
	自動案内用	1	1						
	指令台発信	2	2						
	発信専用	1	1						
	FAX専用	4	2	1			1		
携帯電話等	防災システム	1	1						
	携帯電話	16	2	4	1	2	4	1	2
	衛星携帯電話	1	1						

※ 119番回線の内4回線は、携帯電話の直接受信受付用

※ 119番回線・携帯電話転送回線・加入回線は、ISDN回線を使用

① 無線等施設概要

(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	総 数	消防局	東 消 防 署			西 消 防 署			消防団	
			本 署	神 津	南 野	本 署	池 尻	荒 牧		
計	160	32	37	9	15	31	9	15	12	
基地局	2	2								
固定局	2	2								
兵庫衛星通信ネットワーク	1	1								
移動局	車載型	35	4	8	2	3	7	2	3	6
	卓上型	1	1							
	可搬型	4	2	1			1			
	携帯型	36	11	8	2	3	7	2	3	
	署活動系	79	9	20	5	9	16	5	9	6

(5) 消防用機械・器具保有状況

区分	名 称	数量	配 置 先							備 考	
			局	東署	神津	南野	西署	池尻	荒牧		
消火用機器	可搬式ポンプ	4	3	1						局(C-1級)、東署(B-3級)	
	可変噴霧ノズル(65ミリ)	24		4	4	4	4	4	4		
	クアドラフオグノズル	27	1	5	4	4	5	4	4		
	泡ノズル	20		5	5	2	3	2	3	400型、フォームジェット	
	放水銃	3	1		2					集水器含む	
	水幕発生管	2	2								
	組立て式水のう	2	2							2t角型、2t丸型	
	防水シート	31	1	9	3	5	4	4	5		
	消防用ホース	65mmホース	384		69	63	53	66	68	65	
		50mmホース	46		13	8		13	3	9	
40mmホース		159		30	26	25	29	26	23		
計		589		112	97	78	108	97	97		
一般救助器具	かぎ付きはしご	4		2			2				
	三連梯子	2		1			1				
	ワイヤーはしご	2		1			1				
	空気式救助マット	2		1			1				
	救命索発射銃	2		1			1				
	サバイバースリング	8		4			4			救助縛帯含む	
	平担架	2		1			1				
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2		1			1				
	可搬式ウインチ	3		2			1				
	マンホール救助器具	2		1			1				
	マット型空気ジャッキ	2		1			1				
	大型油圧スプレッダー	2		1			1				
	救助用支柱器具	2		1			1				
切断用器具	エンジンカッター	4		2			2				
	ガス溶断機	2		1			1				
	チェーンソー	8		2	1	1	2	1	1		
	鉄線カッター	4		2			2				
	空気鋸	2		1			1				
	大型油圧切断機	2		1			1				
破壊用器具	空気切断機	2		1			1				
	万能斧	48		14	6	6	13	5	4		
	ハンマー	4		2			2				
	携帯用コンクリート破壊器具	3		1			2				
	削岩機	2		1			1				
測定器	ハンマドリル	4	1	2			1				
	可燃性ガス測定器	11		2	1	2	2	2	2		
	複合ガス測定器	5		2	1		2				
	有毒ガス検知管	2		1			1				
隊員保護用器具	放射線測定器	13	9	2			2				
	耐電手袋	24		12			12				
	耐電衣・ズボン・長靴	10		5			5			衣・ズボン・靴 各数量	
	防塵メガネ	214	51	55	12	20	44	12	20		
	携帯警報器	55		15	7	6	15	6	6		
	防毒マスク	30	5	11		3	8		3		
	陽圧式化学防護服	10		5			5				
	化学防護服	130	35	32	8	4	35	8	8		
	耐熱服	10		2	3				5		
	放射線防護服	4		2			2				

(R6. 4. 1現在)

区分	名 称	数量	配 置 先							備 考
			局	東署	神津	南野	西署	池尻	荒牧	
呼吸保護用具	空 気 呼 吸 器	62		16	8	8	16	7	7	
	酸 素 呼 吸 器	2		1			1			
	送 排 風 機	2		1			1			
	防 塵 マ ス ク	34		17			17			
	簡 易 呼 吸 器	4		2			2			
除染器具	除 染 シ ャ ワ ー	1			1					
	除 染 剤 散 布 器	2			1		1			
山岳	バ ス ケ ッ ト 型 担 架	6		1	1		4			
水難救助用器具	潜 水 器 具 一 式	10					10			
	救 命 胴 衣	128	11	34	9	17	28	10	19	ボート法定数（6ヶ）を局で計上
	水 中 投 光 器	8					8			
	救 命 浮 環	24	1	6	1	3	8	2	3	ボート法定数（1ヶ）を局で計上
	浮 標	2					2			
	水 中 時 計	2					2			
	救 命 ボ ー ト	2	1	1						船外機付ゴムボートを局で計上
高度救助用器具	画 像 探 査 機	2		1			1			II型
	地 中 音 響 探 知 機	2		1			1			
	熱 画 像 直 視 装 置	2		1			1			
	夜 間 用 暗 視 装 置	1					1			
	地 震 警 報 器	1					1			
その他救助用器具	発 電 機	19	3	4	2	2	4	2	2	緊急消防援助隊用発電機を局で計上
	投 光 器	20	3	4	2	2	5	2	2	緊急消防援助隊用照明を局で計上
	携 帯 用 投 光 器	47	2	11	4	6	12	3	9	
	携 帯 拡 声 器	23	2	6	2	2	6	2	3	
	車 両 移 動 器 具	2		1			1			
	緩 降 機	3		1			2			
救急用機器・装備	人 工 呼 吸 器	6		2		1	2		1	ANSWER
	酸 素 吸 入 器	12		4		2	4		2	車載固定、携帯型
	酸 素 ボ ン ベ	78		24		18	18		18	
	吸 引 器	12		4		2	4		2	車載固定、携帯型
	輸 液 ボ ン プ	6		2		1	2		1	
	血 圧 計	18		6		3	6		3	携帯型電子、ア和イ型、壁掛型
	聴 診 器	18		6		3	6		3	
	パルスオキシメーター	10		2		2	4		2	携帯型
	血 糖 測 定 器	6		2		1	2		1	
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	10	4	2		1	2		1	
	喉 頭 鏡	6		2		1	2		1	
	全 脊 柱 固 定 器 具	11	1	3		2	3		2	バックボード一式
	スクープストレッチャー	8	2	2		1	2		1	
	固 定 器 具	18		6		3	6		3	KED、ショートボード、ハフスケッド
	トリアージシート	3	1	1			1			
オゾン殺菌装置	5		2		1	1		1		
救急法訓練人形	48	21	10			17			レサシアン他	

【資料40】 消防相互応援協定一覧表

名称	協定先	協定年月	応援区分及び出動の区域	応援の方法
消防相互応援協定	伊丹市 豊中市	昭和41年 12月10日	普通応援 大阪国際空港 (豊中市は地下道を含む)及び 市域境界付近 特別応援協定市 全域	大阪国際空港 1. 火災を認知した場合 (2小隊) 2. 救急事故を察知した場合 (1救急隊) ※事情により2救急隊 市域境界付近 1. 火災を認知した場合 (1小隊) 2. 火災を認めた場合 (2小隊) 3. 救急事故を察知または覚知した場合 (1救急隊)
	伊丹市 池田市			要請消防隊及び資材
消防相互応援協定及び同協定に基づく覚書	伊丹市 大阪市	昭和43年 3月9日	航空機による火災 その他の災害又は 災害の発生するお それのある場合 (大阪国際空港の 諸施設と協定市 全域)	要請を受けたときは直ちに出勤する。 (火災防ぎょ、救急、消火薬剤)
災害応急対策活動の相互応援に関する協定 消防相互応援に関する覚書	伊丹市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	平成9年 11月1日	普通応援 市域境界線及びその 周辺部は要請を 待たず出勤する。 特別応援 協定市全域	1. 覚知した場合、必要消防隊が出勤する 2. 要請の場合は、要請された数の消防隊
大阪国際空港及びその周辺における 消火救難活動に関する協定書及び同協定書に基づく覚書	関西エアポート(株) 伊丹市 池田市 豊中市	平成28年 3月29日	大阪国際空港及び その周辺における 航空機に関する災 害若しくは空港に おけるその他の火 災等 (大阪国際空港 及びその周辺 地域)	通報または要請を受けたときは、必要に応じて出勤する。

名 称	協定先	協定年月	応援区分及び 出動の区域	応 援 の 方 法
大阪国際 空港周辺 都市航空 機災害消 防相互応 援協定 同上覚書	大阪市 堺市 豊中市 東 大 阪 市 池田市 吹田市 八尾市 松原市 柏 原 羽 曳 野 藤 井 寺 消 防組合 高石市 尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市	平成 26 年 1 月 31 日	15 都市の区域内に おいて、航空機の墜 落等による大規模 な災害が発生した 場合	受援市の応援要請により出動する。 出動は覚書で定める各消防本部応援編成表に より行う。
中国縦貫 自動車道 茨木、宝 塚インター チェンジ間 における消 防相互応 援協定及 び同協定 に基づく 覚書	茨木市 吹田市 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市	昭和 54 年 6 月 7 日	中国縦貫自動車道 における消防業務 (火災、救急) 中国縦貫道路、茨 木、宝塚インター チェンジ間	要請を受けたときは、覚書に掲げる出動区分 に従って所要分隊が出動する。

名 称	協定先	協定年月	応援区分及び 出動の区域	応 援 の 方 法
中国自動車道のうち、兵庫県における消防相互応援に関する協定書及び同協定に基づく覚書	川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 三田市 神戸市 三木市 北はりま	平成 27 年 9 月 26 日	1. 通常応援中国道において通常の火災または救急事故等が発生した場合 (「通常応援出動区分表」に定める区域)	別表に定める応援市町等から消防隊が応援出動する。
	姫路市 西はりま	(10 市等)	2. 特別応援中国道における大火災または集団災害が発生した場合 (兵庫県の区域全域)	当該災害発生地を管轄する消防長、または通常応援の応援市町等からの要請により応援出動する。

名 称	覚書交換先	実施年月日	協 力 事 項
中国自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書	前記相互応援協定市町等 兵庫県企画県民部西日本高速道路株式会社	平成 26 年 3 月 31 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡等を行うために必要な通信施設の設置 (会社) 2 消防隊の現場活動を容易ならしめる位置確保標識、消防水利等施設の設置 (会社) 3 事故発生時の事故概要等の通報及び情報の提供 (会社) 4 消防業務従事中の消防隊の安全確保 (会社) 5 事故現場急行時の道路の通行方法 (消防隊) 6 中国道にかかる訓練等の実施に伴う事前連絡等 (消防本部) 7 消防業務の円滑な運営等に伴う諸問題の処理にかかる関係機関の連絡調整 (県) 8 情報の相互交換 (消防本部、県、会社)
阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定書	阪神高速道路株式会社	平成 17 年 10 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災又は救急事故若しくは救助事故が発生したときの緊急連絡 (株) 2 消防活動等に必要な措置についての協力 (株) 3 消防活動等を行うための必要な施設その他の物についての協力 (株) 4 現場に出動する場合の道路の通行方法 (消防隊)

緊急消防援助隊受入時における活動拠点等の設置協力に関する協定	住友総合グランド管理会社	平成 30 年 2 月 15 日	緊急消防援助隊の宿営場所等についての協力
--------------------------------	--------------	---------------------	----------------------

名 称	協定先	協定年月	応援区分及び 出動の区域	応 援 の 方 法
兵庫県広域消防相互応援協定及び同協定に基づく覚書	尼崎市	平成 25 年 10 月 23 日	兵庫県下の各市町での大規模または特殊な災害に対処する県下を (1) 阪神地域 (2) 神戸地域 (3) 東幡地域 (4) 西幡地域 (5) 但馬地域 に区分する	応援要請の種別(地域内応援、県内応援)により発災市町等の消防長等が要請する。
	西宮市			
	芦屋市			
	伊丹市	小野市 姫路市 西はりま 赤穂市 豊岡市 南但広域(事) 美方広域(事)		
	宝塚市			
	川西市			
	三田市			
	篠山市			
	丹波市			
	猪名川町			
	神戸市			
	明石市			
	淡路広域(事)			
	加古川市			
	北はりま			
三木市				
高砂市				
	※ (事) は事務組合			

名 称	協定先	協定年月	応援区分及び 出動の区域	応 援 の 方 法
伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町 消防相互 応援協定 及び覚書	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪名川町	平成 23 年 12 月 14 日	消火・救急・救助 その他の業務及び 活動 1. 隣接地域における 火災等初動出動 2. 救急事故の出動 3. 待機応援出動 4. 大規模災害及び特 殊火災の出動 (1) 危険物火災 (2) 高層建物火災 (3) 林野火災 (4) 集団救急事故	1. 隣接地域（初動） 協定市町のそれぞれの相接近する 地域及び当該地域の周辺部で火災が 発生した場合 2. 救急事故 救急事故の継続等により、当該市町 の救急体制が新たに発生した救急事 案に対応することが困難な場合 3. 待機応援 協定市町の区域で火災が発生し、当 該市町が二次火災等に備える必要が ある場合 4. 危険物火災 伊丹市、宝塚市、川西市の大量に危 険物を保有する事業所から火災が発 生した場合 5. 高層建物火災 中高層建物の中層階で火災が発生 し、第 2 出動が寄せられた場合 6. 林野火災 林野火災が発生し、第 2 出動が寄せ られた場合 7. 集団救急事故 集団食中毒等一時に多数の傷病者 が発生し、又は発生するおそれがある 救急事故 被応援市からの通報を受けて応援出動 する。 受援市の長が応援要請する。 応援市が受援市の火災を覚知し、上記 応援要請を待たずに出動した場合は、受 援市からの応援要請があったものとする。
尼崎市・ 伊丹市消 防相互 応援協定 及び覚書	尼崎市 伊丹市	平成 23 年 4 月 1 日	覚書に定める隣接地 域内の火災防ぎょ活 動	

【資料 4 1】 伊丹市防災会議委員名簿

令和7年(2025年) 12月時点

区 分	職 名	役 職 名	氏 名
会 長	伊丹市	市長	中田 慎也
委 員	国土交通省大阪航空局大阪空港事務所	大阪国際空港長	山西 智之
委 員	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	所長	嶋本 好晴
委 員	陸上自衛隊第36普通科連隊	第1中隊長	高橋 裕介
委 員	兵庫県阪神北県民局	局長	小野山 正
委 員	兵庫県伊丹警察署	署長	丸山 文勝
委 員	関西電力送配電株式会社 神戸本部	阪神配電営業所 所長	富田 有修
委 員	大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	設備技術チームマネージャー	杉浦 剛
委 員	NTT西日本株式会社 兵庫支店	設備部 部長	梶原 佳幸
委 員	西日本旅客鉄道株式会社	伊丹駅長	安田 晋也
委 員	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸部課長(運転担当)	辻内 彰
委 員	伊丹市消防団	団長	久保 善一
委 員	新関西国際空港株式会社	大阪国際空港本部 事業部長	生野 優
委 員	一般社団法人伊丹市医師会	副会長	山本 裕信
委 員	日本赤十字社兵庫県支部	伊丹地区奉仕団長	永田 公子
委 員	伊丹市民生委員児童委員連合会	理事	山村 寛子
委 員	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	会長	坂本 孝二
委 員	伊丹市自治会連合会	事務局長	宮内 正次
委 員	伊丹市	副市長	榊村 義則
委 員	伊丹市	教育長	太田 洋子
委 員	伊丹市	理事	辻本 彰子
委 員	伊丹市市長付参事	危機管理担当	森田 幸輝
委 員	伊丹市市長付参事	経営戦略担当	渡辺 恒紀
委 員	伊丹市総合政策部	部長	巽 一嘉
委 員	伊丹市総務部	部長	西本 秀吉
委 員	伊丹市財政基盤部	部長	福田 幸宏
委 員	伊丹市市民自治部	部長	須磨 昭文
委 員	伊丹市健康福祉部	部長	松尾 勝浩
委 員	伊丹市都市活力部	部長	小宮 正照
委 員	伊丹市都市交通部	部長	中島 秀信
委 員	伊丹市	会計管理者	大村 寿一
委 員	伊丹市議会事務局	局長	柳澤 守
委 員	伊丹市教育委員会事務局教育総務部	部長	宇谷 敏幸
委 員	伊丹市教育委員会事務局学校教育部	部長	増田 健一
委 員	伊丹市教育委員会事務局こども未来部	部長	馬場 一憲
委 員	伊丹市教育委員会事務局生涯学習部	部長	藤澤 早苗
委 員	伊丹市消防局	局長	米澤 嘉人
委 員	伊丹市交通局	自動車運送事業管理者	森脇 義和
委 員	伊丹市上下水道局	上下水道事業管理者	大西 俊己
委 員	市立伊丹病院	病院事業管理者	中田 精三

【資料42】 伊丹市防災会議幹事名簿

令和7年(2025年) 12月時点

職 名	役 職 名	氏 名
国土交通省大阪航空局大阪空港事務所	総務課長	和田 肇
国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	事業対策官	藤井 厚企
陸上自衛隊第36普通科連隊	第1中隊運用訓練幹部	林 達也
兵庫県阪神北県民局	総務企画室長	辻 達也
兵庫県阪神北県民局	伊丹健康福祉事務所長	須藤 章
兵庫県阪神北県民局	宝塚土木事務所長	志茂 大輔
兵庫県伊丹警察署	警備課長	佐々木 慎太郎
関西電力送配電株式会社神戸本部統括グループ	副長	益田 寿幸
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	設備技術チーム 設備業務グループチーフ	川西 武史
N T T西日本株式会社 兵庫支店	設備部 災害対策室 次長	東 充男
阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸部課長補佐(運転担当)	石本 薫
伊丹市消防団	副団長	石橋 宏己
新関西国際空港株式会社	大阪国際空港本部 事業部事業課長	芳賀 圭輔
一般社団法人伊丹市医師会	理事	一山 茂樹
日本赤十字社兵庫県支部	伊丹地区奉仕団副団長	横山 優子
伊丹市民生委員児童委員連合会	理事	太田 久雄
社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	常務理事	久安 研一
伊丹市自治会連合会	会計	山口 啓子
伊丹市総務部危機管理室	室長	新屋 誠
伊丹市総務部危機管理室	副参事	梶田 智之
伊丹市総務部危機管理室	主幹	三谷 幸弘
伊丹市総合政策部政策室	主幹	田中 裕子
伊丹市総務部人材育成室人事課	課長	大山 英治
伊丹市財政基盤部税務室市民税課	課長	林 哲徳
伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課	課長	北村 浩一朗
伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権・平和課	課長	糺谷 直
伊丹市市民自治部まちづくり室生活環境課	課長	前田 徹
伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課	課長	内田 眞太郎
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課	課長	入江 宏樹
伊丹市都市交通部交通政策室都市安全企画課	課長	小宇羅 達也
伊丹市教育委員会事務局教育総務部教育政策課	課長	西原 美絵子
伊丹市消防局警防室警防課	課長	阪上 靖
伊丹市交通局総務課	課長	唐澤 直洋
伊丹市上下水道局経営企画室経営企画室経営企画課	課長	長澤 利文
伊丹市上下水道局整備保全室下水道課	課長	片岡 浩典
伊丹市立伊丹病院事務局総務課	課長	丸 晴子

**【資料43】伊丹市防災会議
防災庶務調整部会幹事名簿**

職 名	氏 名
伊丹市総務部危機管理室 主幹	三谷 幸弘
伊丹市総合政策部政策室 主幹	田中 裕子
伊丹市総務部人材育成室人事課長	大山 英治
伊丹市財政基盤部税務室市民税課長	林 哲徳
伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課長	北村 浩一朗
伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課長	内田 真太郎
伊丹市市民自治部まちづくり室生活環境課長	前田 徹
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課長	入江 宏樹
伊丹市都市交通部交通政策室都市安全企画課長	小宇羅 達也
伊丹市上下水道局整備保全室下水道課長	片岡 浩典
伊丹市消防局警防室警防課長	阪上 靖

【資料44】 災害対策関係機関一覧

	名 称	住 所	電 話 番 号
兵 庫 県 関 係	兵庫県庁 災害対策課	神戸市中央区下山手通5丁目10-1 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県災害対策センター	078-341-7711 078-362-9988
	阪神北県民局	宝塚市旭町2丁目4-15	0797-83-3115 0797-83-3124
	伊丹健康福祉事務所	伊丹市千僧1丁目51	072-785-9437
	宝塚土木事務所	宝塚市旭町2丁目4-15	0797-83-3101
	兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通5丁目4-1	078-341-7441
	兵庫県伊丹警察署	伊丹市千僧1丁目51-2	072-771-0110
地 方 行 政 機 関	国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所	豊中市蛍池西町3丁目371	06-6843-1121
	近畿地方整備局 猪名川河川事務所	池田市上池田2丁目2-39	072-751-1111
	神戸地方気象台	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4-3	078-222-8907
	大阪管区気象台	大阪市中央区大手前4丁目1-76	06-6949-6300
公 共 機 関	日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4-5	078-241-9889
	NTT西日本(株) 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
	関西電力送配電(株) 神戸本部	神戸市中央区加納町6丁目2-1	0800-777-3081
	大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4丁目5-3	078-303-8600
	(一社) 伊丹市医師会	伊丹市千僧1丁目1	072-775-1114
自 衛 隊	第3師団司令部 第3部防衛班	伊丹市広畑1丁目1	072-781-0021
	第36普通科連隊 第3科	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1	072-782-0001 内線：4031~4038

	名 称	住 所	電 話 番 号
報 道 機 関	朝日新聞社 阪神支局	西宮市与古道町1-1	0798-33-5151
	毎日新聞社 阪神支局	尼崎市東難波町5丁目16-29	06-6482-1221
	読売新聞社 阪神支局	西宮市池田町12-20	0798-23-2200
	産経新聞社 阪神支局	西宮市六湛寺町9-11	0798-33-5881
	神戸新聞社 阪神総局	西宮市和上町6-25	0798-33-5541
	NHK 神戸放送局	神戸市中央区中山手通2丁目24-7	078-252-5100
	共同通信 神戸支局	神戸市中央区東川崎町1丁目5-7	078-361-7922
他 市 町 村 災 害 対 策 主 管 課	尼崎市総務局 危機管理安全部 災害対策課	尼崎市東七松町1丁目23-1	06-6489-6165
	尼崎市消防局	尼崎市昭和通2丁目6-75	06-6481-0119
	西宮市総務局 危機管理室 防災危機管理課	西宮市六湛寺町8-28	0798-35-3626
	西宮市消防局	西宮市六湛寺町8-28	0798-26-0119
	芦屋市都市政策部 都市基盤室 防災安全課	芦屋市精道町7-6	0797-38-2093
	芦屋市消防本部	芦屋市精道町8-26	0797-32-2345
	宝塚市都市安全部 危機管理室 総合防災課	宝塚市東洋町1丁目-1	0797-77-2078
	宝塚市消防本部	宝塚市伊子志3-14-61	0797-73-1141
	川西市総務部 危機管理課	川西市中央町12-1	072-740-1145
	川西市消防本部	川西市火打1丁目15-23	072-759-0119
	三田市危機管理部 危機管理課	三田市三輪2丁目1-1	079-559-5057
	三田市消防本部	三田市下深田396	079-564-0119
	猪名川町企画総務部 総務防災課	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	072-767-1207
	猪名川町消防本部	川辺郡猪名川町紫合字古津側山4-10	072-766-0199
池田市市長公室 危機管理課	池田市城南1丁目1-1	072-754-6263	
豊中市危機管理室	豊中市中桜塚3丁目1-1号	06-6858-2683	

【資料45】市関係施設電話番号

名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
伊丹市役所	072-783-1234	公設市場	072-782-1171	総合教育センター	072-780-2480	天王寺川中学校	072-781-6465
神津支所	072-782-2218	公園管理事務所(昆陽池)	072-779-0525	中央公民館	072-784-8000	松崎中学校	072-779-9776
北支所	072-781-0153	稲野公園事務所	072-772-8734	図書館(ことば蔵)	072-783-2775	荒牧中学校	072-777-3540
くらしのプラザ	072-782-8261	TOYO TIRES	072-783-5613	伊丹ミュージアム	072-772-5959	笹原中学校	072-779-3130
市民課	072-779-4332	伊丹スポーツセンター	072-770-4401	少年愛護センター	072-780-3540	伊丹特別支援学校	072-783-5436
	072-772-1001	緑ヶ丘体育館・武道館	072-781-6006	第1学校給食センター	072-782-0400	市立伊丹高校	072-772-2040
	072-777-6830	人権啓発センター	072-779-5661	第2学校給食センター	072-779-6355	神津こども園	072-782-0200
伊丹市	072-783-0123	労働福祉会館(クワホール)	072-772-0221	中学校給食センター	072-784-8045	さくらだいこども園	072-767-6192
	072-772-0119	障害者福祉センター		伊丹小学校	072-782-2536	わかばこども園	072-744-1331
	072-773-0119	(アイ愛センター)		稲野小学校	072-781-2492	伊丹幼稚園	072-784-4872
	072-784-0119	こども文化科学館	072-784-1222	南小学校	072-772-2601	伊丹幼稚園ありおか分園	072-782-8397
	072-783-0124	消費生活センター	072-772-0261	神津小学校	072-782-2021	みずほ幼稚園	072-782-8552
	072-778-0119	市営斎場	072-782-2176	緑丘小学校	072-782-2550	おぎの幼稚園	072-770-2460
	072-781-0119	昆虫館	072-785-3582	桜台小学校	072-781-2465	いけじり幼稚園	072-777-4102
	072-783-0122	みどりのプラザ	072-772-7696	天神川小学校	072-781-2485	こうのいけ幼稚園	072-779-7825
	072- 83-1600	サンシティホール	072-783-2350	笹原小学校	072-781-0612	中央保育所	072-779-6643
	072-782-3333	ケアハイソイタミ	072-773-2286	瑞穂小学校	072-782-0613	北保育所	072-770-1217
	0797-84-8166	生涯学習センター	072-781-8877	有岡小学校	072-782-8549	こぼと保育所	072-772-1074
	072-781-8589	(ラストホール)		花里小学校	072-781-6451	ひかり保育園	072-779-5400
	072-781-3751	地域福祉総合センター	072-787-6670	昆陽里小学校	072-779-4164	荻野保育所	072-770-4352
	072-777-3773	(いたみいきいきプラザ)		摂陽小学校	072-779-6137	ささはらこども園	072-767-7127
市立伊丹病院	06-6841-5395	産業振興センター	072-773-5007	鈴原小学校	072-779-8661		
豊中市伊丹市クリンセント	072-782-0968	北部学習センター	072-770-9500	荻野小学校	072-770-2458		
環境クリンセンター		(きららホール)		池尻小学校	072-777-4100		
		神津交流センター	072-764-6781	鴻池小学校	072-779-7791		
		こども発達支援センター	072-784-8128	東中学校	072-782-3058		
		(あすばる)		西中学校	072-781-2974		
		文化会館	072-778-8788	南中学校	072-772-2780		
		(東リいたみホール)	072-780-2110	北中学校	072-782-0410		
		音楽ホール					
		(伊丹アイオニックホール)					
		演劇ホール(アイホール)	072-782-2000				
		男女共同参画センター	072-781-5516				
		(ここいち)					
		児童会館(こらくる)	072-767-7676				
		ローラースケート場	072-773-0081				
		伊丹スカイパーク	072-772-3447				

【資料46】放射性物質拡散シミュレーション結果

兵庫県企画部防災企画局防災計画課広域企画室より

福井県内の原子力発電所で福島第一原発事故並みの放射性物質の放出があったと仮定した場合の7日間の積算被ばく線量を推計し、シミュレーションした結果を県が平成26年4月に公表を行ったもの。

甲状腺等価線量の年間最大値と基準超過確率（50mSv超）

高 浜 原 発				大 飯 原 発			
甲状腺等価線量年間最大値 (mSv)	年間基準超過ケース (ケース)	年間基準超過日数 (日)	超過確率 (%)	甲状腺等価線量年間最大値 (mSv)	年間基準超過ケース (ケース)	年間基準超過日数 (日)	超過確率 (%)
			92.2				41

※年間基準超過ケース数

※年間基準超過日数

放出開始ケース8,760 (24時間×365日) 通りのうちから50mSvを超える数

年間365日のうち50mSvを超える日数

〈参照〉

関西広域連合ホームページ

<https://www.kouiki-kansai.jp/material/files/group/3/1398332981.pdf>

【資料47】フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)の概要

住宅再建共済		家財再建共済		マンション共用部分再建共済		
加入者	県内に住宅を持つ人		県内の住宅に居住する人		マンションの管理者（管理組合理事長）	
負担金	年額5,000円 ※住宅と家財の両方へ加入すれば、500円割引で年額6,000円		年額1,500円		☆マンション共用部分再建共済 年額2,400円×住宅部分の戸数（住戸数）	
対象	県内に所在する住宅		県内に所在する住宅の中にある家財		県内に所在するマンションの共用部分（住家の被害認定の対象となる範囲）	
対象被害	地震、台風、水害等あらゆる自然災害					
共済期間	毎年4月1日から1年間（加入初年度は加入日から次の3月末まで）					
給付金	給付対象	給付金	給付対象	給付金	給付対象	給付金
再建等給付金	建築・購入	600万円	全壊で購入・補修 大規模半壊で購入・補修	50万円 35万円	建築	300万円×新たなマンションの戸数（ただし、加入時の住戸数が上限）
補修給付金	全壊で補修	200万円	中規模半壊・半壊で購入・補修	25万円	全壊で補修	100万円×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	100万円	床上浸水で購入・補修	15万円	大規模半壊で補修	50万円×加入時の住戸数
居住確保給付金	中規模半壊・半壊で補修	50万円			中規模半壊・半壊で補修	25万円×加入時の住戸数
	建築・購入・補修をしない場合	10万円				

【準半壊の場合に給付対象とすることを希望する場合】（平成26年8月1日～）

負担金	年額500円		年額250円×住戸数	
補修等給付金	準半壊で 建築・購入・補修	25万円	準半壊で 建築・補修	12万5千円×加入時の住戸数 （建築の場合は、新たなマンションの戸数（ただし、加入時の住戸数が上限））
居住確保給付金	建築・購入・補修を しない場合	10万円		

伊丹市防災会議条例

公布	昭和38. 8. 1	条例23
	昭和50. 3. 28	条例24
	平成12. 3. 27	条例12
	平成25. 3. 27	条例17

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、伊丹市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 伊丹市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防局長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認めて委嘱し、または任命する者
- 6 前項の委員の定数は40人以内とする。
- 7 第5項第1号から第3号まで、第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊丹市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は伊丹市防災会議条例(昭和38年伊丹市条例第23号)第5条の規定に基づき伊丹市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会長は、防災会議を招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、年度の当初及び会長が必要と認めるときに開くものとする。

(専決処分等)

第3条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、別記の事項について専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集するいとまがないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で速やかな措置を要するとき。

2 一部の特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して措置することができる。

3 会長は、前2項の規定による措置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専門委員会)

第4条 防災会議の専門委員をもって、専門委員会を組織する。

2 専門委員会の会議は、必要に応じ会長の指名する者が招集し、その会議の議長となる。

(異動報告)

第5条 委員及び専門委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(庶 務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(総 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

別 記

1 伊丹市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

2 災害に関する情報を収集すること。

3 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

4 関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

5 災害対策本部の設置について、市長に意見の具申をすること。

6 伊丹市地域防災計画の作成また修正について知事に協議すること。

7 伊丹市地域防災計画の軽微な修正に関すること。

伊丹市防災会議傍聴要領

(目的)

第1条 伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）第4条第1項の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 会長は、会議の開催場所の規定等により傍聴者の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第3条 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻30分前までに、氏名、住所を受付簿に記入し、会長の許可を得た上で傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
- (2) 騒ぎ立てしない。
- (3) 示唆的行為をしない。
- (4) 飲食、喫煙をしない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は支障となるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

4 傍聴者は、会長の指示に従わねばならない。

(傍聴者への配付資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他会長が必要と認めた資料を配付するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第3条第1項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、平成14年6月7日から施行する。

伊丹市災害対策本部条例

公布 昭和 38. 8. 1 条例 24
改正 平成 8. 6. 28 条例 12
改正 平成 25. 3. 27 条例 17

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、伊丹市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 8・6・28 条例 12)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊丹市防災会議幹事会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市防災会議条例（昭和38年伊丹市条例第23号）第5条の規定に基づき、伊丹市防災会議幹事会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(幹 事)

第2条 伊丹市防災会議（以下「防災会議」という。）に幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、または指名する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(幹事会)

第3条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって組織する。

3 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、会議の議長となる。

4 幹事会は、防災会議の所掌事務及び防災会議において委任された事項を掌理する。

5 幹事会は、伊丹市地域防災計画を見直し、その修正について、防災会議に意見を述べなければならない。

(部 会)

第4条 会長が必要と認めるときは、幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、防災会議の所掌事務のうち一部特定の機関等のみ関係があり、長期研究・調査等必要がある場合に置くものとする。

3 部会に所属する幹事は、会長が指名する。

4 前条第3項の規定は、部会について準用する。

(庶 務)

第5条 幹事会の庶務は、危機管理室において処理する。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年12月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

伊丹市災害弔慰金の 支給等に関する条例

公布	昭和49.	3.	29	条例	9	
	昭和50.	6.	24	条例	29	
	昭和51.	12.	27	条例	50	
改正	昭和53.	6.	27	条例	25	
	昭和56.	6.	23	条例	20	
	昭和57.	12.	27	条例	31	
	昭和62.	3.	27	条例	13	
	平成	3.	12.	25	条例	24
	平成23.	9.	26	条例	15	
	令和	1.	6.	27	条例	2
	令和	1.	9.	25	条例	16

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項および第10条第1項の規定に基づき、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援助資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災 害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市 民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内において住所を有した者をいう。

(弔慰金の支給)

第3条 本市は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条第1項に規定する災害（第7条及び第8条において単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給する。

2 前項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者の範囲とする。ただし、第6号に掲げる者にあつては、第1号から第5号までに掲げる者のいずれもが存在しない場合に限る。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）

(支給の順序)

第4条 弔慰金の支給を受ける遺族の順序は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

2 前項の場合において、同順位の遺族については、前条第2項各号に掲げる者の順序とし同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いと市長が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる遺族のうち、市長が適当と認める者に対し弔慰金を支給することができる。

(同順位のものに対する支給)

第5条 前2条の規定により弔慰金の支給を受けることができる同順位のもの遺族が2人以上ある場合は、その1人に対して支給した弔慰金は、全員に対して支給したものとみなす。
(弔慰金の額)

第6条 弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

生 計 維 持 の 状 況	弔慰金の額
死亡者が死亡当時において、その死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	5,000,000 円
その他の場合	2,500,000 円

(災害による死亡の推定)

第7条 災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第8条 弔慰金は、法第5条の規定により支給しないほか、災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認められた場合においても支給しない。

(報告の聴取)

第9条 市長は、弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第10条 本市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第11条 災害障害見舞金の額は、障がい者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとする。

生 計 維 持 の 状 況	災害障害見舞金の額
障がい者が当該災害により負傷し、または疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	2,500,000 円
その他の場合	1,250,000 円

(準用規定)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害障害見舞金について準備する。

(援護資金の貸付け)

第13条 本市は、本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の令第3条で定める災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯で令第4条の規定により算定した所得の合計額が令第5条に定める額に満たないものの市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを行うものとする。

第14条 援護資金の貸付け限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

被害の種類及び程度	限度額
(ア) 家財の損害（家財についての被害金額が、その価格のおおむね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合	1,500,000 円
(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000 円
(ウ) 住居が半壊した場合	2,700,000 円
(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

被害の種類及び程度	限度額
(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1,500,000 円
(イ) 住居が半壊した場合	1,700,000 円
(ウ) 住居が全壊した場合（(エ)の場合を除く。）	2,500,000 円
(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	3,500,000 円

(3) 第1号の表中ウまたは前号の表中イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000」とあるのは「3,500,000」と「1,700,000」とあるのは「2,500,000」と「2,500,000」とあるのは「3,500,000」と読み替えるものとする。

(償還期間及び償還方法)

第15条 援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（規則で定める場合は、5年）とする。

2 援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還の方法による。

3 前項の規定による償還は、元利均等償還の方法によって行わなければならない。ただし、援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人および利率)

第16条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第20条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還免除)

第17条 市長は、援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神もしくは身体に著し

い障害を受けたため援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき、破産手続開始の決定もしくは再生手続開始の決定を受けたとき、またはその者に法附則第2条第1項の規定が適用されると認められるときは、当該援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(2) 援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該援護資金の償還未済額を償還することができると思われるとき。

2 前項本文の規定による免除は、当該免除を申請する者がいない場合その他市長が必要と認める場合は、職権でこれを実施することができる。

(償還金の支払猶予)

第18条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ないと認める事情により、援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第15条第1項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(一時償還)

第19条 市長は、援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、または償還金の支払を怠つたときは、第15条第1項の規定にかかわらず、当該援護資金の貸付けを受けた者に対し、援護資金の全部または一部につき一時償還を請求することができる。

(違約金)

第20条 市長は、援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金または前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

改正付則(略)

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

公布	昭和49.	4.	1	規則31
改正	昭和56.	6.	23	規則33
	昭和57.	12.	27	規則51
	平成3.	12.	25	規則51
	平成7.	9.	26	規則32
	平成28.	3.	31	規則44
	平成30.	3.	26	規則9
	令和1.	6.	27	規則7
	令和1.	9.	25	規則23

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。

(災害弔慰金の支給の申込み)

第3条 災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害弔慰金支給申請書（様式第1号）および死亡した市民の死亡地における市（区町村）長の発行する罹災証明書その他これに類する書類を市長に提出しなければならない。ただし、死亡した市民の遺族が本市に住所を有しない場合には、戸籍（除籍）謄本または遺族であることを証明する書類をこれらの書類に添付しなければならない。

(災害弔慰金の支給)

第4条 市長は、前条の書類の提出があったときは、次の各号に掲げる事項について調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 条例第8条の規定による支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金の支給の申込み)

第5条 災害障害見舞金の支給を受けようとする者は、災害障害見舞金支給申請書（様式第3号）及び障害の原因となる負傷または疾病の状態となった地における市（区町村）長の発行する罹災証明書その他これに類する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の支給を受けようとする者は、法別表に規定する障害を有することを証明する診断書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 市長は、前条の書類の提出があったときは、次の各号に掲げる事項について調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別および生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた年月日および負傷または疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(借入れの申込み)

第7条 災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 災害援護資金借入申込書（様式第5号）

(2) 借入申込者が災害により被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年）の所得に関する証明書で当該借入申込者が住所を有していた市（区町村）の長が発行する証明書

(3) 医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書（世帯主の負傷を理由とする借入申込者に限る。）

(4) 被災地における住居または家財の被害について当該市（区町村）の長が発行する罹災証明書（様式第2号）

2 借入申込者は、前項の書類をその者の被災の日に属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、前条第1項の書類の提出があつたときは、必要な事項について調査を行った上、援護資金の貸付けを決定するものとする。

2 市長は、援護資金を貸し付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第6号）により当該申込者に通知する。

3 市長は、援護資金を貸し付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（様式第7号）により当該借入申込者に通知する。

（借用書等の提出）

第9条 貸付決定の通知を受けた者は、（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）災害援護資金借用書（様式第8号）に援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）（保証人を立てる場合は、借受人および保証人の印鑑証明書）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない

（借用書等の返還）

第10条 市長は、借受人または保証人（以下「借受人等」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書およびこれに添えた印鑑証明書を返還する。

（据置期間を5年とする場合）

第11条 条例第15条に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合で特に市長が必要と認めた場合とする。

(1) 当該災害により被害を受けた時の前1年以内に条例第13条の災害または自然災害以外による災害で、条例第13条の災害に相当する被害を受けた場合

(2) 当該災害が原因で後に世帯主が死亡したとき、または世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条に規定する障害者となった場合

(3) 生活保護法（昭和25年法律第114号）に基づく保護を受けている世帯または市民税非課税世帯が、当該災害により被害を受けた場合

(4) 当該災害により住居が全壊した場合

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人等は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式11号）により当該借受人に通知する。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第12号）により当該借受人に通知する。

（償還免除）

第14条 条例第17条第1項の規定により、援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(1) 借受人が死亡したとき 死亡診断書または死亡の事実を証する書類

(2) 借受人が精神または身体に著しい障害を受けたため、援護資金を償還することができなくなったと認められるとき その事実を証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたとき その事実を証する書類

(4) 借受人が法附則第2条第1項の規定により、その収入および資産の状況により援護資金を償還することが著しく困難であると認められるとき 前項の申請書を提出する日の属する年の前年（当該申請書を1月から5月までの間に提出する場合にあつては前々年）の所得に関する証明書その他の収入の状況を証する書類および資産の状況を証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）により当該償還免除申請者に通知する。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）により当該償還免除申請者に通知する。

（違約金の支払免除申請）

第15条 借受人は、条例第20条ただし書の規定により違約金の支払の免除を受けようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第17号）により当該借受人に通知する。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第18号）により当該借受人に通知する。

（変更事項の届出）

第16条 借用書に記載した借受人等の氏名または住所等の事項に異動が生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第19号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代わつてその旨を届け出るものとする。

（細則）

第17条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給および援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

（借入申込期間の特例）

2 阪神・淡路大震災に係る災害救護資金の借入申込については、第7条第2項の規定にかかわらず、平成7年10月末日まで申込期間を延長するものとする。

改正付則（略）

伊丹市災害見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災及び災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に基づく災害（以下「災害等」という。）を受けた被災者（伊丹市民に限る。）に対し、見舞金等を支給することにより、被災者の精神的な安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「被災者」

- ア 災害により全焼、全壊、流失、半焼、半壊、半流失、水損または床上浸水した家屋に現に居住する世帯の世帯主またはこれに準ずる者
- イ 災害により1月以上の治療または20日以上入院を要する重傷を負った者
- ウ 災害により死亡した者

(2)「被害の程度」

被害の程度	状 態
全焼 全壊 流失	災害によりおおむね70%以上が焼失、損壊または流失もしくは被害の程度が70%に達しないが、新築、改築しなければ再び住家として使用することができない程度の状態。
半焼、半壊 半流失	災害により家屋のおおむね20%が焼失、損壊または流失し、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の状態
水損、床上 浸水	消防活動による放水害を受け、一時的に居住することが困難な場合及び水害により、家屋の床上面を水面が越えた程度の状態。

(3)「家屋」とは、その建物を居住のために使用しているものをいい、納家、倉庫、店舗等は含まない。アパート等の場合については、各世帯が居住のために利用している各部分（世帯ごとの部屋）をもって、家屋とする。

(4)「世帯」とは、生計をともにする実際上の生活単位をいう。旅館、商店等の住込従業員については該当家族の一員として取扱う。

(5)「一般家屋」とは、「会社等の寮」以外のものをいう。

(6)「会社等の寮」とは、会社の寮、簡易宿泊所、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、飯場等をいう。

(7)破壊消防による全壊、半壊は、それぞれ全壊、半壊として取扱う。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、本人または自治会長等関係者からの届出により、市長において被害の状況を調査し、その結果に基づいて市長が決定する。

(見舞金の支給)

第4条 被災者または、その遺族には被害の程度に応じて、次の区分により見舞金を支給する。ただし、市長において特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 一般家屋被害に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼 全壊 流失	1世帯につき	30,000円
半焼 半壊 半流失	1世帯につき	20,000円
水損 床上浸水	1世帯につき	10,000円

(2) 会社等の寮の居住者に対する見舞金

被害程度	金	額
全焼 全壊 流失	1世帯につき	15,000円
半焼 半壊 半流失	1世帯につき	10,000円
水損 床上浸水	1世帯につき	5,000円

(3) 人的被害に対する見舞金

被害程度	金	額
死者	1人につき	30,000円
重傷者	1人につき	10,000円

(見舞品の支給)

第5条 全焼、全壊、流失による被災者には、1人に付き毛布1枚を支給する。ただし、会社等の寮の居住者は除く。

(見舞の期日)

第6条 見舞金及び見舞品は、速やかに被災者に支給しなければならない。

(適用除外)

第7条 故意により被災したと市長が認めたときは、見舞金等は支給しないことがある。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、その都度市長が決定するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。
- 2 伊丹市災害見舞金等支給要綱（昭和48年6月1日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年10月1日（以下「実施日」という。）から実施し、改正後の

伊丹市災害見舞金等支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、昭和 58 年 9 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた見舞金から適用する。

- 2 適用日から実施日までの間に発生した災害の被災者で、改正後の第 4 条の規定による見舞金の額が改正前の伊丹市災害見舞金等支給要綱第 4 条の規定による見舞金の額に達しないものについては、改正後の要綱第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

伊丹市医師会災害救護活動要領

I 災害救護活動の目的

伊丹市及び隣接地域における不時の災害、伝染病の大流行などにより一時に多数の傷病者が発生した場合、若しくはその恐れのある場合、関係各機関と緊密な連携のもとに速やかに初期の診療救護にあたり、人的損害を最小限に防止し、地域社会の福祉に貢献する。

II 編 成

伊丹市医師会災害救護隊（以下「救護隊」と称す）は災害発生に対し、初期の診療救護の実施を強力にかつ円滑に行うための組織である。

(1) 組 織

- a 救護隊長に伊丹市医師会長、救護副隊長には伊丹市医師会副会長が、それぞれその任にあたる。
- b 伊丹市医師会災害救護隊本部（以下「救護隊本部」と称す。）に総務、情報連絡及び経理の三部を置き、救護隊長は理事の中よりそれぞれ担当者を任命する。
- c 救護隊長は相談役を任命することができる。
- d 救護隊は本医師会会員全員をもって組織し、6班をもって編成する。
- e 各救護班にはそれぞれ救護班長、救護副班長をおき、当該班内より救護隊長がこれを任命する。
- f 各救護班に記録係、処置係、管理係をおく。
- g 待機医療機関は、伊丹市医師会災害救護隊編成表に掲げるとおりとする。
- h 救護班編成表は毎年度初め、また会員入退会ごとに常時庶務担当理事が、これを訂補するものとする。救護連絡並びに編成表は別表による。

(2) 伊丹市医師会災害救護隊本部の設置及び閉鎖

- a 救護隊長は次の場合、救護隊本部を伊丹市医師会館内に設置する。
 - イ 不時の災害に基づき、一時に多数の傷病者が発生し、応急対策の必要があった場合。
 - ロ 災害が発生し、または発生の恐れがあり、兵庫県医師会災害救護隊本部長（兵庫県医師会長）若しくは伊丹市災害対策本部長（伊丹市長）の救護要請があった場合。
 - ハ 隣接都市に発生した災害が甚大で、救護要請があった場合。
- ニ 救護隊本部の閉鎖

初期の救護活動の目的を達し、救護隊本部を設置しておく必要がないと認めた場合救護隊長はこれを閉鎖する。

III 任 務

- (1) 救護隊長は救護活動の全般を総括する。
- (2) 救護副隊長は救護隊長を補佐し、救護隊長に事故のあった時は、その任務を代行する。

- (3) 各部は次の任務を担当する
 - a 総務部
 - イ 救護隊本部の設置及び閉鎖に関する事項
 - ロ 企画、統制に関する事項
 - ハ その他庶務全般に関する事項
 - b 情報連絡部
 - イ 一般情報に関する事項
 - ロ 救護班長への連絡、指示、伝達に関する事項
 - ハ 災害現場及び待機医療機関への連絡、指示、伝達に関する事項
特に消防本部との連絡を密にし、待機医療機関の傷病者受け入れ体制、収容状況の把握に努める。
 - ニ 広報に関する事項
 - c 経理部
 - イ 救護に伴う会計業務一般に関する業務
 - ロ 医療を実施するために要する費用に関する事項
- (4) 救護班長は救護隊長の命をうけ、当該救護班を掌握し出動に備える。救護副班長は救護班長を補佐し、救護班長に事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 各係は次の任務を担当する。
 - a 記録係
傷病者の氏名、年齢、性別、住所を確認し傷病の状態を観察し記録する。
 - b 処置係
傷病者の処置にあたる。
 - c 管理係
処置の終了した傷病者の病状管理にあたる。
- (6) 看護師、事務職員などは災害の状況に応じて救護隊長より出動を指示する。

IV 出 動

- (1) 救護隊長は、兵庫県医師会災害救護本部長または伊丹市災害対策本部長の要請を受けた場合、及び災害救助法 24 条により従事命令を受けた場合、出動を命じる。
- (2) 待機出動指令基準
災害発生に伴い、救護隊の出動を必要とする場合は、救護隊長は全隊員に自宅待機を命じる。災害発生の状況により出動指令の基準を次のように定める。
 - a 1号指令 全隊員の出動
 - b 2号指令 複数班の出動
 - c 3号指令 一班のみの出動
 なお、出動命令に対しては各自の診療に重大な支障のない限り、これに応じるものとし、応じられない場合は、救護隊長に届出るものとする。
- (3) 災害の甚大な時は救護隊長は兵庫県医師会災害救護本部長及び伊丹市災害対策本部長に報告し、他都市より援助を受ける。
また、必要に応じ他都市へ出動することもある。
- (4) 従事命令により出動する場合は、法に従い手続きを明確にし、また従事不能の場合は理由を明らかにし、兵庫県知事に届出るものとする。

V 現場活動

- (1) 出動に際し複数の班により、一班を編成する場合は、任命された班長がこれを指揮する
- (2) 現場における活動
 - a 救護班長は現場の状況に応じ自己判断に従い、速やかに隊員を指揮し、係を分担させ、救護活動を行わせる。
 - b 救護班長は救護隊本部と連絡を密にし、傷病者の待機医療機関への搬送を円滑に行い、かつ搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期す。
 - c 救急処置が終了すれば、隊員は救護隊本部に集合し、救護班長は活動の状況を救護隊長に報告する。
- (3) 待機医療機関における活動
 - a 機医療機関に出動した救護班は当該病院長と強力し救護活動を行う。
 - b 救護班長は当該病院長の指示に従い、隊員を掌握し、隊員は係を分担し、救急活動を行う
 - c 待機医療機関における救護班の活動了決定は、当該病院長と救護隊長との了解のもとにこれを行う。

VI 衛生材料

隊員は一応手持ちの薬品材料（往診かばん）を携帯し、救護隊本部では救護箱を設置する。

待機医療機関においては、衛生材料を点検し、傷病者の受容れ準備を行う。

隊員救護隊本部及び待機医療機関において使用した衛生材料及び医療費に関しては救護隊本部、経理部へ報告する。

VII 経 理

一応救護隊本部経理部で支弁し、事後、現行関係法の適用により処理できるものは同法により、その他のものについては伊丹市災害対策本部において精算する。

VIII 標 識

出動に際しては救護隊は標旗を立てその所在を明らかにし、また隊員はヘルメットと腕章をつける。

なお、現場の状況によっては、要所に救護隊への道標を適宜作成し掲示する。

IX 関係当局との連絡

災害突発時、臨機敏速な活動ができるように、本実施計画を関係方面に連絡する。

伊丹市市民の生活安全の 推進に関する条例

公布 平成11・12・22 条例36

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活の安全に関する意識の高揚及び生活安全活動の推進を図ることにより、生活に危険を及ぼす犯罪、災害及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、通勤・通学等により市内に滞在する者及び市内に事業所等を有する者をいう。
- (2) 生活安全活動 市内における犯罪、災害及び事故の発生を未然に防止するための活動で、市民が自主的に、かつ、相互に協力して行うものをいう。

(市民の責務)

- 第3条 市民は、生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全を確保するよう努めなければならない。
- 2 市民は、地域における連帯意識を高め、生活安全活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
 - 3 市民は、市長がこの条例の目的を達成するために行う施策が効果的に実施されるよう協力しなければならない。

(市長の責務)

- 第4条 市長は、生活環境の整備その他市民の生活の安全に関する施策を講じなければならない。
- 2 市長は、市民の安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供に努めなければならない。

(関係機関等との連携)

第5条 市長は、前条の規定による施策を実施するにあたっては、関係機関及び関係団体との緊密な連携を図るものとする。

(公共的団体に対する助成)

第6条 市長は、生活安全活動を行う公共的団体に対し、予算の範囲内において、助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

伊丹市要配慮者利用施設の避難確保計画に係る手続等に関する要綱（平成29年10月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条から第15条の3までの規定及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条から第8条の2までの規定に基づき、本市の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設の避難確保計画の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水想定区域 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域をいう。
- (2) 土砂災害警戒区域 土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。
- (3) 要配慮者利用施設 伊丹市地域防災計画に定められた水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設又は土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設をいう。
- (4) 避難確保計画 水防法第15条の3第1項に規定する計画又は土砂災害防止法第8条の2第1項に規定する計画をいう。
- (5) 施設管理者 要配慮者利用施設の所有者又は管理者をいう。
- (6) 施設監督者 要配慮者利用施設に指導、監査、許可その他行政行為を行う又は要配慮者利用施設との関係を有する本市の所属をいう。

（周知）

第3条 市長及び施設監督者は、要配慮者利用施設に水防法及び土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成及び報告について、周

知しなければならない。

(届出)

第4条 施設管理者は、水防法第15条の3第2項及び土砂災害防止法第8条の2第2項に基づく避難確保計画の報告は、届出書（浸水想定区域にあつては様式第1号の1，土砂災害警戒区域にあつては様式第1号の2）に避難確保計画を添付して、市長に報告しなければならない。

2 施設管理者は、前項の避難確保計画に変更があつたときは、変更届出書（浸水想定区域にあつては様式第2号の1，土砂災害警戒区域にあつては様式第2号の2）に当該変更した避難確保計画を添付して、市長に報告しなければならない。

(指示)

第5条 市長及び施設監督者は、避難確保計画を作成していない施設管理者に水防法第15条の3第3項及び土砂災害防止法第8条の2第3項に基づき避難確保計画を作成するよう指示を行うものとする。

2 市長は、前条第1項及び第2項の規定により提出された避難確保計画が要配慮者利用施設の利用者の洪水又は急傾斜地の崩壊時等の円滑かつ迅速な避難の確保が困難であると市長が認めるときは、施設管理者に当該計画の修正その他の是正するための指示を行うものとする。

(公表)

第6条 市長は、正当な理由なく、前条の指示に従わない場合は、水防法第15条の3第4項及び土砂災害防止法第8条の2第4項の規定により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 要配慮者利用施設の名称
- (2) 要配慮者利用施設の所在地
- (3) 公表する理由

(台帳)

第7条 市長は、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の状況、

公表その他情報が記載された要配慮者利用施設台帳（様式第3号）を作成するものとする。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、避難確保計画の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行日）

1 この要綱は、平成29年10月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に水防法第15条の3第2項及び土砂災害防止法第8条の2第2項の規定により報告された避難確保計画は、第3条第1項の規定により報告されたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

様式 ～略～

伊丹市罹災証明書等の交付に関する規則（平成30年伊丹市規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づく罹災証明書及び罹災届出証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 家屋のうち、災害の発生時において居住の用に供しているもの又は兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）に基づく兵庫県住宅再建共済制度に加入しているものをいう。
- (3) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (4) 罹災届出証明書 災害により負傷した事実又は不動産若しくは動産が被害を受けた事実を被災者が市長に届け出たことを証明するものをいう。

（罹災証明書の対象）

第3条 市長が罹災証明書で証明する被害の種類及び程度は、別表に定めるとおりとする。

（罹災証明書の交付の申請）

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、災害の規模その他の事情により、当該書類の提出が困難であると市長が認めた場合は、この限りではない。

（罹災証明書の交付申請の期間）

第5条 前条の申請は、災害が発生した日から1月以内（災害が甚

大である場合その他市長が必要と認める場合は市長が必要と認める期間内)に行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に申請をすることができなかった場合は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、申請をすることができる。

(住家の調査)

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、住家に係る被害の調査を行うものとする。

(罹災証明書の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により提出された書類又は前条の調査に基づき、罹災証明書を交付するものとする。

(住家の再調査)

第8条 前条の規定により交付された罹災証明書の内容に不服がある者は、市長に再調査の申請をすることができる。ただし、再調査の申請は2回を限度とする。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付の決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。

(罹災届出証明書の届出)

第9条 不動産又は動産が被災したとき、罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、届出書に被災の状況がわかる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により行われる届出は、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第9条第1項」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

(罹災届出証明書の交付)

第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合には、遅滞なく、罹災届出証明書を交付するものとする。

(申請書等の様式)

第11条 この規則に定める申請書その他の様式は、市長が別に定める。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、罹災証明書及び罹災届出証明書の交付の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に罹災したものに係る罹災証明書の申請又は罹災届出証明書の届出がなされたものについては、なお従前の例による。

別表

被害の種類及び程度		認定基準
住家	全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの(住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものであるもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるもの)
	大規模半壊	住家が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの(住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものであるもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるもの)
	中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であるもの(住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の30%以上50%未満のものであるもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるもの)

半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの）	
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの（住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの）	
一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊、焼失若しくは流失で、補修を必要とするもの	
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの	
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの	
人	死亡	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの
	重傷	災害が原因で負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みのもの

備考

別表の規定にかかわらず、別の被害の種類及び程度の区分が生じたものについては、発生した災害に応じ別に定める認定基準によって当該別の被害の種類及び程度の区分によることができる。

応 援 協 定 等 一 覧 (令和7年12月現在)

水道相互応援協定一覧 ⇒ 【資料23】
 消防相互応援協定一覧 ⇒ 【資料40】

相互応援

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日	備考
兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協定に関する協定	神戸市、兵庫県、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、社町、相生市、赤穂市、神崎町、御津町、宍粟郡病院、公立豊岡病院、香住町、浜坂町、公立八鹿病院 合計24箇所	・医療救護チームの派遣 ・患者の受け入れ ・医師・職員の応援及び応急医薬品等の提供	平成8年1月16日	
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町 合計6市1町	・物資、資機材の提供 ・職員等の派遣	平成9年11月1日 平成13年12月27日(改定)	協定-1
大規模災害時の相互応援に関する協定	モーターボート競走開催17市(16市1町) 東京都青梅市・広島県大竹市・愛知県岡崎市・佐賀県唐津市・愛知県蒲郡市・群馬県桐生市・岡山県倉敷市・三重県津市・山口県周南市・愛知県常滑市・埼玉県戸田市・徳島県鳴門市・東京都府中市・香川県丸亀市・福井県坂井市(三国町)・大阪府箕面市 合計16市1町	・食糧、飲料水及び生活必需品の提供 ・被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供 ・応援職員の派遣及び車両の提供 ・その他特に必要とする事項	平成9年4月1日 平成15年4月21日 平成19年4月2日(改定)	協定-2
兵庫県及び各市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、各市町(28市12町) 合計40箇所	・物資、資機材のあつせん又は提供 ・職員等の派遣 ・被災者の受け入れ	平成18年11月1日	協定-3
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町(26市32町)、関係一部事務組合(19箇所)、その他(1箇所) 合計79箇所	・災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び靱旋、災害廃棄物処理に必要な職員の派遣、焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者の靱旋等	平成17年9月1日	協定-4
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定書	空港所在6市(北海道千歳市、岩手県花巻市、宮城県名取市、同県岩沼市、長崎県大村市、鹿児島県霧島市) 合計6市	・食料および災害活動において必要な物資、資機材の提供	平成22年9月24日	協定-6
災害時における伊丹市と伊丹市内郵便局との協力に関する協定	伊丹市内郵便局	・被災者の避難状況等の情報の相互提供 ・郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策等	平成30年3月19日	協定-10
災害時等の施設の相互利用に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社	災害時の避難者の受入及び大規模鉄道輸送障害等における帰宅困難者の受入に関する事	令和7年3月2日	

東日本大震災関係

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日	備考
東北地方太平洋沖地震の応援に関する協定書	兵庫県	・収容施設の給与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ・医療及び助産 等	平成23年3月11日	協定-7
東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書	宮城県名取市	職員の応援派遣	平成23年7月1日	協定-8
東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書	宮城県岩沼市	職員の応援派遣	平成23年7月1日	協定-9

能登半島地震関係

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日	備考
能登半島地震の応援に関する協定書	兵庫県	・収容施設の給与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ・医療及び助産 等	令和6年1月1日	協定-11

ライフライン

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
耐震性貯水槽(飲料水兼用100m ³ 型)の維持管理に関する協定	伊丹市水道事業管理者	耐震性貯水槽の整備及び維持管理	平成9年5月1日 平成10年4月1日 平成11年4月1日 平成21年12月7日(改定)
災害時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	兵庫県エルビーガス協会北摂支部伊丹地区会	災害時のプロパンガス等の調達	平成25年8月9日
災害時における消防車輛等に対する燃料支援に関する協定書	伊丹市自動車運送事業管理者	燃料(軽油)の供給、自家給油取扱所の使用	平成25年10月11日
災害時における応急対策業務に関する協定書	兵庫県電気工事工業組合(尼崎支部・西宮支部)	災害時の電気設備の復旧架設工事の実施 資機材の提供	平成26年7月8日
災害時における生活用水等の確保に関する協定	大阪広域生コンクリート協同組合	生活用水及び消防用水の供給	令和2年1月27日
災害時における浄化槽などの復旧活動に関する応援協定	(一社)兵庫県水質保全センター	浄化槽等に関する相談・復旧応援要請等	平成2年3月10日

輸 送

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害時における輸送の協力に関する協定	日本通運(株)伊丹営業所	輸送の協力に関する事	平成9年4月1日
災害時における輸送の協力に関する協定	伊丹陸運(株)	輸送の協力に関する事	平成9年4月1日
災害時における輸送の協力に関する協定	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	輸送の協力に関する事	平成9年4月1日
災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定	ヤマトグローバルエクスプレス(株)	・支援物資の配送 ・物資集積・搬送拠点の設置協力及び荷役作業等	平成30年3月30日
災害時における輸送業務に関する協定	株式会社フクユ	要援護者を含む人員、物資の輸送に関する事。災害状況、被害情報の収集に関する事	令和4年10月21日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	株式会社佐川急便	・支援物資の配送 ・物資集積・搬送拠点の設置協力及び荷役作業等	令和7年3月1日

救援等

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人兵庫県建設業協会	建設用資機材と人員の派遣 (兵庫県が締結)	平成9年1月13日
伊丹市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会兵庫県隊友会 伊丹・宝塚・川西地域支部	避難・救援のための支援活動及び災害関連情報の収集・伝達等	平成21年10月23日
災害時における災害対応支援に関する協定書	認定NPO法人日本レスキュー協会	・災害救助犬(捜索活動)・セラピードッグ(被災者ケア)の派遣 ・被災ペットの飼育支援等	令和7年10月20日
災害時における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書	一般社団法人 兵庫県ベストコントロール協会	消毒及び衛生害虫等の駆除業務	平成27年6月1日
災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定	伊丹市環境事業協同組合	廃棄物の収集運搬に関する事	平成28年6月27日
災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定書	一般社団法人兵庫県介護福祉士会	福祉避難所等の介護等に関する支援全般の情報の収集・提供及び連絡調整	平成29年9月13日
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	被災者に対する被災者支援相談	平成30年1月29日
災害廃棄物の処理等に関する協定	大栄環境ホールディングス(株)	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分	平成30年10月22日
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	・兵庫トヨタ自動車(株) ・神戸トヨペット(株) ・トヨタカローラ神戸(株) ・ネットトヨタ神戸(株) ・ネットトヨタゾナ神戸(株) ・トヨタモビリティパーツ(株)兵庫支社	大規模停電時に、避難所へ外部給電可能な車両を配備	令和3年7月15日
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会	被災者に対する被災者支援相談	令和6年10月16日
災害時における法律相談等に関する協定	兵庫県弁護士会	被災者に対する被災者法律相談	令和6年10月16日
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	伊丹市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置及びボランティアの活動支援	令和7年3月31日
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	・兵庫三菱自動車販売株式会社 ・三菱自動車工業株式会社	大規模災害による停電発生時における、外部供給可能車両等の貸出支援	令和7年7月7日

情 報

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害情報に係る緊急放送の実施に関する協定書	伊丹まち未来(株)	緊急時に、他の放送に優先して災害情報を放送	平成9年4月1日 平成20年 3月31日 平成22年4月1日(改定)
伊丹市地域災害協力隊の災害応急活動に関する協定書	住友電気工業(株)伊丹製作所	被災市民、避難先及び被災状況の情報の提供、災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力、所管施設及び用地の相互提供など	平成21年1月13日
近畿地方整備局猪名川河川事務所管内の河川情報及び映像情報の提供に関する協定書	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	河川情報及び映像情報の提供	平成24年2月13日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西第二エリア統括部	災害時の地図製品の供給等	平成26年10月14日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	避難所情報等の提供	平成26年12月1日
災害時における無線通信環境の提供に関する協定	(株)ベイ・コミュニケーションズ	指定避難所への無線通信機器の供給	令和2年3月31日

物 資

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害時における食糧供給に関する協定	㈱オオイス	食糧の供給	平成9年4月1日
災害時における食糧等供給に関する協定	㈱関西スーパーマーケット	食糧等の供給	
緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	生活物資の確保	
災害時における食糧等供給に関する協定	伊丹産業㈱	食糧の供給	平成 9年 5月15日
災害時における生活物資供給に関する協定	伊丹家電事業協同組合	生活物資供給	
災害時における食糧等供給に関する協定	イオン㈱	食糧等の供給	平成15年 1月 1日
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	㈱ユニオンアルファ ダスキントール 大阪中央イベントセンター	仮設トイレの設置確保に関すること	平成16年 9月 1日
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	㈱レンタルのニッケン 伊丹営業所	仮設トイレの設置確保に関すること	平成16年 9月 1日
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	セッツカートン (株)	災害時のダンボール製品の調達	平成24年 4月11日
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	バックミズタニ (株)	災害時のダンボール製品の調達	平成24年 4月11日
災害時における応急対策物資等の供給及び施設使用に関する協定	(株)LIXILビバ	応急対策物資等の供給等	平成27年 7月24日
災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ポブラ	食糧と生活物資等の供給	平成27年 9月 1日
災害時における物資の供給等に関する協定	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供	平成27年11月27日
災害時における健康食品の供給等に関する協定	ハウスウェルネスフーズ(株)	健康食品の供給	平成28年 3月 3日
災害時における健康食品の供給等に関する協定	松谷化学工業(株)	健康食品の供給	平成28年 3月 3日
災害時における飲料水の供給等に関する協定	アクアクララ(株)	飲料水の供給	平成28年10月 4日
災害発生時における衛生用品及びペット用品の調達に関する協定	ユニ・チャーム株式会社	衛生用品及びペット用品	平成28年11月 1日
災害時における応急対策物資等の供給に関する協定	(株) アヌシ	衛生用品の供給	平成29年5月10日
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	西尾レントオール㈱ ㈱レント	建設重機などのレンタル	令和2年9月1日
災害時における食糧等供給に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当・飲料水類を中心とする食料品の提供	令和4年10月21日
災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	応急対策物資等の供給等	令和6年11月27日
災害時における物資調達に関する協定	スギホールディングス株式会社	一般医薬品を含む医療用品等の供給	令和7年1月7日
災害時等における生活物資の供給に関する協定	株式会社ユアサ	トイレットペーパーなどの紙類を中心とした生活物資の供給	令和7年8月26日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	建設重機などのレンタル	令和7年12月18日

避 難

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日	備考
災害時等における避難者の受け入れに関する協定書	大阪府池田市	避難者の受け入れ	平成18年12月13日	協定-5
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	株式会社ハーフ・センチュリーモア	要援護者等を当該避難所に避難させること	平成22年 4月14日	
災害時における避難者への支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社西近畿カンパニー	避難に関すること	平成24年 7月26日	
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	兵庫県立こやの里特別支援学校	要援護者等を当該避難所に避難させること	平成24年10月29日	
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人いたみ杉の子	要援護者等を当該避難所に避難させること	平成26年 3月31日	
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人尚和会 (介護老人保健施設 ケアヴィラ伊丹)	福祉避難所の設置運営に関すること	平成27年 6月29日	
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス伊丹池尻)	福祉避難所の設置運営に関すること	平成27年 7月29日	

避難<続>

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 明照会 (特別養護老人ホーム あそか苑)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成27年12月2日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 協同の苑 (特別養護老人ホーム K-maisonときめき)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成27年12月2日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 翠松会 (特別養護老人ホーム 伸幸苑)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成27年12月2日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 豊明会 (介護付有料老人ホーム サニーガーデン)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年7月19日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス千歳)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定	社会福祉法人 翠松会 (特別養護老人ホーム 伸幸苑野間)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 ヘルプ協会 (ぐろ〜りあ)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 ヘルプ協会 (ぐろ〜りあ東野)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 緑心会 (介護老人保健施設グリーンアルス伊丹)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 西谷会 (地域密着型特別養護老人ホーム 憩〜荻野〜)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (星優クリニック)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (いたみバラ診療所)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (あおい病院)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (愛正透析クリニック)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (伊丹ゆうあい)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (ささやき)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (輪廻館)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団 星晶会 (あゆみ園)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年10月31日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 北摂福祉研究所 (ほのぼの倶楽部)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月11日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 北摂福祉研究所 (わくわく倶楽部)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月11日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 北摂福祉研究所 (のびのび倶楽部)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月11日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	NPO法人 Flat・きた	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月11日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	グループホーム こころあい伊丹	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月17日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定書	社会福祉法人 協同の苑 (さつき)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月18日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定書	社会福祉法人 協同の苑 (くすのき)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月18日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定書	社会福祉法人 明照会 (あそか苑 ももは)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月18日
災害時における避難所の設置運営に関する協定の一部を変更する協定書	社会福祉法人 明照会 (あそか苑 みずほ)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年11月18日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 グッドライフ (介護付有料老人ホーム ライフェール)	福祉避難所の設置運営に関する事	平成28年12月19日
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	株式会社 Core-S (コミュニティスタジオ 奏音 かのん)	福祉避難所の設置運営に関する事	令和3年10月14日
災害時における避難所開設に関する協定書	学校法人 塚本学院 大阪芸術大学短期大学部	避難所の開設及び学生ボランティアの募集、活動支援に関する事	令和4年8月16日

避 難<続>

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
災害時における避難所開設に関する協定書	学校法人鉄鋼学園 産業技術短期大学	避難所の開設に関すること	令和4年11月29日

避難行動要支援者支援制度

相互応援協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	鈴原小学校地区社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成27年11月12日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	伊丹小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成29年9月12日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	鴻池小学校地区社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成29年11月30日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	伊丹市社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成30年6月12日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	荻野小学校地区社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成30年10月9日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	緑丘小学校地区社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	平成30年12月26日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	桜台地区コミュニティ協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年7月3日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	コミュニティ笹原協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年7月3日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	摂陽小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年7月5日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	有岡小学校区まちづくり協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年7月17日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	昆陽里小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年9月2日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	花里小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年9月4日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	天神川小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和1年11月18日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	稲野小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和2年1月8日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	南小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和2年11月30日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	神津小学校地区自治協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和3年3月1日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	瑞穂小学校地区社会福祉協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和3年8月5日
避難行動要支援者支援制度に係る個人情報取扱いに関する協定書	池尻小学校区まちづくり協議会	避難行動要支援者の名簿情報の提供（※同意者のみ）に係る取り決め	令和5年10月19日

いたみ災害サポート登録事業所一覧表

(公表可能分抜粋)

小学 校区	登録日	事業所名	業種	所在地	協力種別					
					人材	施設	食糧	物品	資機材	その他
1	—	H22. 1. 29 株式会社 日海プラント機工	運輸業 その他	神戸市中央区新港町 8-2	○				○	
2	瑞穂	H22. 2. 12 庄野電気工事株式会社	建設業	緑ヶ丘1-324	○				○	
3	—	H22. 2. 18 伊丹市造園組合	農業	大野3-26	○				○	
4	有岡	H22. 3. 4 有限会社 森山商店	建設業 ガス	南本町5-3-2	○				○	○
5	笹原	H22. 4. 14 株式会社ハーフ・センチュリー・モア サンシティパレス塚口	医療・福祉	車塚1-32-7	○					○
6	伊丹	H22. 6. 24 株式会社 大協	サービス業	北河原5-3-31	○				○	
7	有岡	H22. 8. 9 上野製菓株式会社 伊丹工場	製造業	東有岡1-127	○	○		○		
8	天神川	H22. 9. 21 新生製缶株式会社 伊丹工場	製造業	鴻池7-3-7	○	○		○		
9	伊丹	H22. 9. 27 サカタイムズ株式会社 大阪工場	製造業	北河原4-1-12		○				
10	天神川	H22. 10. 1 株式会社あかつきレッカー 阪神営業所	その他	荒牧4-25	○				○	
11	有岡	H22. 10. 4 日本フレックス工業 株式会社	製造業	東有岡3-64	○				○	
12	天神川	H22. 10. 8 三輪工機株式会社	製造業	北野5-41	○	○			○	
13	有岡	H22. 10. 26 株式会社 コーフ 伊丹有岡スイミングスクール	サービス業	伊丹5-9-3	○				○	○
14	池尻	H22. 11. 9 株式会社阪神自動車学院	教育学習支 援	池尻7-193	○			○	○	
15	神津	H22. 11. 9 石崎プレス工業株式会社	製造業	森本1-98-2	○	○			○	
16	有岡	H22. 12. 28 東リ株式会社	製造業	東有岡5-125	○	○				
17	花里	H23. 4. 21 株式会社プライマリケア	医療福祉	寺本3-169	○					
18	伊丹	H23. 5. 16 イオンモール株式会社 イオンモール伊丹テラス	卸売・ 小売業	藤ノ木1-1-1		○			○	
19	緑丘	H23. 5. 16 奥村機械株式会社	サービス業	下河原3-5-3	○				○	
20	伊丹	H23. 8. 11 野崎運輸株式会社	運輸業	北河原1-2-1	○				○	
21	花里	H23. 3. 15 株式会社URコミュニテイ 阪神住まいセンター	その他	尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階		○				
22	緑丘	H24. 8. 30 株式会社 浪速管理 (リバーガーデン伊丹高台)	不動産	高台3丁目48-18		○		○		
23	—	H24. 11. 13 チーム・ミモザ	その他	宝塚市野上1-2-7	○					○
24	伊丹	H26. 8. 1 株式会社 伊丹レンタカー	サービス業	船原2-3-23	○				○	
25	昆陽里	H27. 11. 18 株式会社エヌアイティ	建設業	山田4-7-40		○			○	
26	瑞穂	H31. 3. 18 伊丹せいふう病院	医療・福祉	鋳物師5丁目79番		○				
27	有岡	R2. 1. 29 スポーツクラブ ルネサンス伊丹	サービス業	東有岡1-20	○	○	○	○		○
28	緑丘	R2. 9. 28 株式会社 田中管工	建設業	(本店) 桑津4-2-52 (北園事務所) 北園3- 38-1	○				○	
29	桜台	R5. 8. 8 栄進急送株式会社	配送業	伊丹市西野1-8	○				○	○
30	伊丹	R5. 8. 22 豊能運送株式会社	配送業	伊丹市北河原5丁目3 番8号		○				
31	伊丹	R5. 11. 20 株式会社ティ・エフ・ピー	金融・保険	伊丹市西台3丁目1- 16	○					
32	伊丹	R5. 11. 24 株式会社パウレック	製造業	伊丹市北河原5丁目5 番5号	○	○				
33	—	R6. 2. 9 株式会社 近藤商店	その他 ドローン業	大阪市西区阿波座2 丁目4番16号	○				○	

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

尼崎市長	宮田良雄
西宮市長	山田知
芦屋市長	北村春江
伊丹市長	松下勉
宝塚市長	正司泰一郎
川西市長	柴生進
三田市長	岡田義弘
猪名川町長	真田保男

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供

- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

(8) 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供

(9) ボランティアに関する情報の提供

(10) その他応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

（隣接地域の応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入費等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両類の燃料費等 燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（訓練の実施）

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

（実施の細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年12月27日

大規模災害時の相互 応援に関する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定

伊丹市長	藤原保幸	津市長	松田直久
青梅市長	竹内俊夫	常滑市長	石橋誠晃
大竹市長	入山欣郎	戸田市長	神保国男
岡崎市長	柴田紘一	鳴門市長	亀井俊明
唐津市長	坂井俊之	府中市長	野口忠直
蒲郡市長	金原久雄	丸亀市長	新井哲二
桐生市長	大澤善隆	坂井市長	坂本憲男
倉敷市長	古市健三	箕面市長	藤沢純一
周南市長	河村和登		

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

兵庫県及び市町相互間の 災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応援対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があつたものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補 則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電子等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（応援の実施）

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県から応援の要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

（応援実施内容の報告）

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を県に報告するものとする。

（災害廃棄物処理対策連絡会議）

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

（関連情報の整備）

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を様式第2号により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

（経費負担）

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

（補 則）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

（適 用）

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会及び兵庫県町村会が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

災害時等における避難者の受け入れに関する協定書

災害時等における避難者の受け入れに関する協定書

平成18年12月13日

甲 池田市長 倉田 薫

乙 伊丹市長 藤原保幸

池田市（以下「甲」という。）と伊丹市（以下「乙」という）は、災害時等における避難者の受け入れに関して、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害時等において乙から要請があった場合に、乙の指定する区域に居住する住民の避難受け入れを行い、当該区域住民の安全確保を図ることを目的とする。

（当該区域）

第2条 乙が甲に要請する当該区域は次のとおりとする。
伊丹市下河原1丁目，2丁目，3丁目

（避難者の受け入れ）

第3条 乙は、前条に規定する区域の住民が乙の市域内での避難が困難となった場合において、甲に対し次に掲げる事項を明記して避難者の受け入れを要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況および避難所開設の理由
- (2) 避難所開設の日時および期間
- (3) 避難者数
- (4) 乙が派遣する職員の職・氏名
- (5) その他避難所開設に必要な事項

2 甲は、前項の要請があった場合、速やかに避難者の受け入れを行うものとする。

（避難施設）

第4条 甲が避難者を受け入れる施設は次のとおりとする。

- (1) 池田市立北豊島中学校
- (2) その他状況により甲が指定する施設

（住民への周知）

第5条 災害時等において当該区域の住民が利用する避難施設及び区域についての周知は、乙が行うものとする。

(避難所の運営)

第6条 乙は、避難所の運営にあたり、担当職員を派遣し避難者名簿の作成及びその管理を行うとともに、甲の職員と協力し避難所の健全な運営に努めるものとする。

2 甲が避難者に提供する支援は、原則として、食糧ならびに生活物資とする。

(避難者の受け入れに伴う経費負担)

第7条 甲が避難者受け入れに伴い生じた経費は、原則として、乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年1月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日までに甲又は乙からこの協定改定の意思表示がないときは、協定期間は更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、空港が所在する千歳市、花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市及び霧島市（以下「協定市」という。）において、地震、暴風、豪雨その他の自然災害、大規模な火災、感染症等による被害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援等のための物資、資機材等の確保が困難なときに、協定市相互間の航空輸送による応援（以下「応援」という。）を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項に規定する物資及び資機材（以下「物資等」という。）は、原則として次条の規定による応援の要請があった際に協定市が現に保有するものに限るものとする。

(応援の要請)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条の連絡担当部局を通じ、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な範囲で応援するように努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した被災市の負担とする。ただし、これにより難しいときは、応援を要請した被災市及び応援した協定市が協議の上定めるものとする。

(連絡担当部局の設置等)

第6条 協定市は、大規模災害等の発生時の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を他の協定市に周知するものとする。

(情報の共有)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように物資等の保有情報を共有し、相互に当該情報を確認できるようにするものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年9月24日

千歳市長 山口 幸太郎

花巻市長 大石 満雄

名取市長 佐々木 一十郎

岩沼市長 井口 経明

伊丹市長 藤原 保幸

大村市長 松本 崇

霧島市長 前田 終止

東北地方太平洋沖地震の応援に関する協定書

東北地方太平洋沖地震の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、兵庫県（以下「甲」という。）が伊丹市（以下「乙」という。）に対し、東北地方太平洋沖地震の被災者支援のため、応援を要請することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応援」とは、災害救助法第23条第1項に定める救助をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、東北地方太平洋沖地震の被災県の支援とため、必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

(費用負担)

第5条 応援に要した費用（事務費を含む。）は、甲の負担とする。ただし、乙は第3条の応援に係る費用を一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については甲乙協議して別に定めるものとする。

平成23年3月11日

神戸市中央区下山手通5-10-1

甲 兵庫県

代表者 兵庫県知事

伊丹市千僧1-1

乙 伊丹市

代表者 伊丹市長 藤原 保幸

東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書

宮城県名取市（以下「甲」という。）と兵庫県伊丹市（以下「乙」という。）とは、平成２２年９月２４日に空港所在市として締結した「大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定」の協定市として、東日本大震災に係る職員の応援派遣（以下「応援派遣」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた甲に対し、乙が応援派遣を行うことにより、甲の着実かつ速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（応援派遣の要請及び実施）

第２条 甲は、乙による応援派遣を必要と認めるときは、応援派遣に係る事務の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応援派遣を要請することができる。

２ 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の事務に支障のない限り、速やかに応援派遣を行うものとする。ただし、当該要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第３条 応援派遣に係る経費負担については、「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」（平成２３年３月２２日付総行公第２１号公務員部長通知）による。

（連絡調整）

第４条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、相互に必要な連絡調整を行うものとする。

（国への報告）

第５条 第３条の規定による事務に必要な国への報告は、乙が、応援派遣の決定後速やかに行うものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申立てのない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市
名取市長 佐々木 一十郎

乙 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸

東日本大震災に係る職員の応援派遣に関する協定書

宮城県岩沼市（以下「甲」という。）と兵庫県伊丹市（以下「乙」という。）とは、平成22年9月24日に空港所在市として締結した「大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定」の協定市として、東日本大震災に係る職員の応援派遣（以下「応援派遣」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた甲に対し、乙が応援派遣を行うことにより、甲の着実かつ速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（応援派遣の要請及び実施）

第2条 甲は、乙による応援派遣を必要と認めるときは、応援派遣に係る事務の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応援派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の事務に支障のない限り、速やかに応援派遣を行うものとする。ただし、当該要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援派遣に係る経費負担については、「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」（平成23年3月22日付総行公第21号公務員部長通知）による。

（連絡調整）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、相互に必要な連絡調整を行うものとする。

（国への報告）

第5条 第3条の規定による事務に必要な国への報告は、乙が、応援派遣の決定後速やかに行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申立てのない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 宮城県岩沼市桜1丁目6番20号
岩沼市
岩沼市長 井口 経明

乙 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸

災害発生時における伊丹市と伊丹市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における伊丹市と伊丹市内郵便局の協力に関する協定

伊丹市(以下「甲」という。)と伊丹市内郵便局(以下「乙」という。)は、伊丹市内に発生した災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、伊丹市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 甲が乙に要請する郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実施を行うための必要な事項(注)
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)〈地方公共団体用・郵便局用〉又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、法令等の規範や業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、算出した経費負担について、疑義が生じた場合は甲、乙協議の上、決定するものとする。

(安否情報における連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して連絡責任者を定め、それぞれ相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は締結の日から平成31年3月31日までとする。有効期間満了時に甲又は乙から相手方に対し本覚書の終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月19日

甲 伊丹市長
乙 伊丹郵便局長

能登半島地震の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、兵庫県（以下「甲」という。）が伊丹市（以下「乙」という。）に対し、能登半島地震の被災者支援のため、応援を要請することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応援」とは、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第4条第1項に定める救助及び法の対象市町からのやむを得ない要請による対応の救助をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、能登半島地震の被災者支援のため、必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

(費用負担)

第5条 応援に要した費用（事務費を含む。）及び第3条の応援に係る費用は、乙が一時繰替支弁するものとし、追って甲を通じて石川県に求償する。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を所持する。

令和6年1月1日

甲 兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

乙 伊丹市

代表者 伊丹市長 藤原保幸

編 式 様

② 調査報告書 (この用紙は、本部事務局に提出してください。)

本部受付番号

〈通報内容〉 電話受付 面談受付 受付者 _____

受付日時	年 月 日 AM・PM 時 分	住所 伊丹市
通報者名	電話	
通報内容	<input type="checkbox"/> 土のう要請 <input type="checkbox"/> 水中ポンプ要請 <input type="checkbox"/> ブルーシート要請 <input type="checkbox"/> 消毒要請 <input type="checkbox"/> 避難所開設要請 <input type="checkbox"/> 救助要請 <input type="checkbox"/> ガレキ撤去 <input type="checkbox"/> 倒木撤去 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	通報場所 伊丹市	
指示先	<input type="checkbox"/> 対策本部 <input type="checkbox"/> 環境部 <input type="checkbox"/> 施設部 <input type="checkbox"/> 消防部 <input type="checkbox"/> 避難部 <input type="checkbox"/> 水道部 <input type="checkbox"/> 調査部 <input type="checkbox"/> 医療部 <input type="checkbox"/> 物資部 <input type="checkbox"/> 輸送部 <input type="checkbox"/> 援護部	指示者 _____ 指示時間 AM・PM 時 分 受領者 _____ 報告時間 AM・PM 時 分 指示事項 _____ _____ _____

〈調査報告〉 報告者 _____ 課 _____

現場対応	報告日時	年 月 日 AM・PM 時 分						
	出発時間	AM・PM 時 分 帰庁時間 AM・PM 時 分						
	対応者名							
連絡事項								
被害状況調査結果								
人的	死者	人	重傷者	人	道路冠水	ヶ所	通行止	ヶ所
	行方不明	人	軽傷者	人	水路溢水	ヶ所	土砂崩	ヶ所
建物	全壊・流失	棟	世帯	人	その他 (水道、電気、ガス、その他)			
	半壊	棟	世帯	人				
	一部損壊	棟	世帯	人				
	床上浸水	棟	世帯	人				
	床下浸水	棟	世帯	人				

情報収集担当員報告書

		様式	号
		調査員	
No.	被害場所及び目標物	被害の内容	
		1.生理め 2.火災 3.浸水 4.冠水 5.その他	
		(状況・規模等)	
		1.生理め 2.火災 3.浸水 4.冠水 5.その他	
		(状況・規模等)	
		1.生理め 2.火災 3.浸水 4.冠水 5.その他	
		(状況・規模等)	

様式-5

緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事	(印)
		公安委員会	(印)
番号標に表示 されている番号			
輸送人員 または品名			
	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路			
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

死体処理台帳

氏名	性別	年齢 (推定)	住所又は発見場所	死因	死亡日時	特徴、服装、遺留品等

避難者名簿

様式-7

避難所名

／ 担当職員名

番号	入所年月日	氏名	住所	性別	年齢	備考				退所年月日
						その他		歩行困難		
例	R3 1/10	伊丹 太郎	伊丹市千僧1-1	男	70					※/※
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

必要に応じて個別確認が必要な項目記載
例：ミルク、お粥、オムツ、生理用品、ペット 等

必要に応じて特記事項記載
例：妊婦、障害、介護 等
ヘルパー経験、医師資格 等

① 避難者の登録

	氏名	性別	生年月日	電話番号	メールアドレス	避難場所
1	世帯代表者		年 月 日			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 []
2			年 月 日			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 []
3			年 月 日			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 []
4			年 月 日			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 []
5			年 月 日			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 []

住所 | 〒

外国籍の方

	国籍	パスポート番号 または 在留カード番号	日本語がわかりますか？
1			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉) []
2			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉) []
3			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉) []
4			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉) []
5			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉) []

旅行者の場合

滞在先 |

自宅住所 |

② 避難する理由

自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 被害あり (<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊)	<input type="checkbox"/> わからない
ライフライン	<input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 被害あり (<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス)	<input type="checkbox"/> わからない
その他	[]	

③ 個人情報の使用

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。
個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

避難所での支援	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

④ ケガや体調不良はありますか？ はい いいえ

Q1 どうしましたか？



ケガをした



痛みがある



熱がある



めまいがする

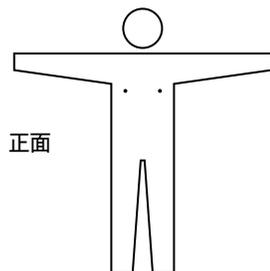


吐き気がする

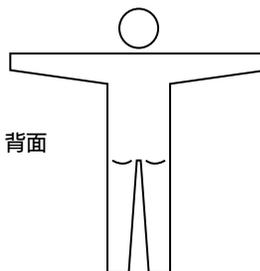
[_____]

その他

Q2 場所はどこですか？



正面



背面

⑤ 妊娠や持病はありますか？ はい いいえ



妊娠している



心臓病がある

糖尿病がある

肝臓病がある

人工透析が必要

[_____]

その他

⑥ 食べられないものにチェックしてください



牛



豚



鶏



羊



魚



貝



小麦



卵



乳



そば



落花生



エビ



カニ



酒

[_____]

その他

⑦ 特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

避難者登録カード | 表面

あなたの名前

やさしい日本語

ひなんしゃ とうろく

① 避難者の登録

なまえ 名前	せいべつ 性別	せいねんがっぴ 生年月日	でんわばんごう 電話番号	E-mail	いま 今いるところ
1 いっしょす 一緒に住んでいる人		ねん がつ 日にち 年 月 日			<input type="checkbox"/> ひなんじよ 避難所 <input type="checkbox"/> いえ 家 <input type="checkbox"/> わ 分からない <input type="checkbox"/> た その他
2		ねん がつ 日にち 年 月 日			<input type="checkbox"/> ひなんじよ 避難所 <input type="checkbox"/> いえ 家 <input type="checkbox"/> わ 分からない <input type="checkbox"/> た その他
3		ねん がつ 日にち 年 月 日			<input type="checkbox"/> ひなんじよ 避難所 <input type="checkbox"/> いえ 家 <input type="checkbox"/> わ 分からない <input type="checkbox"/> た その他
4		ねん がつ 日にち 年 月 日			<input type="checkbox"/> ひなんじよ 避難所 <input type="checkbox"/> いえ 家 <input type="checkbox"/> わ 分からない <input type="checkbox"/> た その他
5		ねん がつ 日にち 年 月 日			<input type="checkbox"/> ひなんじよ 避難所 <input type="checkbox"/> いえ 家 <input type="checkbox"/> わ 分からない <input type="checkbox"/> た その他

じゅうしょ
住所

がいこくせきかた
外国籍の方

こくせき 国籍	ばんごう ざいりゅう ばんごう パスポート番号 または 在留カード番号	にほんご 日本語がわかりますか？
1		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉)
2		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉)
3		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉)
4		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉)
5		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (話せる言葉)

にほん す ひと
日本に住んでいない人

と
泊まっているホテルなど

じぶん くに じゅうしょ
自分の国の住所

② なんでここに来た？

いえ 家	<input type="checkbox"/> つか 使える	<input type="checkbox"/> つか 使えない (<input type="checkbox"/> ぜんかい 全壊 <input type="checkbox"/> はんかい 半壊)	<input type="checkbox"/> わからない
ライフライン	<input type="checkbox"/> つか 使える	<input type="checkbox"/> つか 使えない (<input type="checkbox"/> すいどう 水道 <input type="checkbox"/> でんき 電気 <input type="checkbox"/> ガス)	<input type="checkbox"/> わからない
その他	[]		

③ あなたの情報について

なまえ げんご けんこう
名前や言語、健康やアレルギーなどについて、避難所で助けるために使います。あなたの情報を使うことが大丈夫なら、下の口にチェックをしてください。

ひなんじよ しえん 避難所での支援	<input type="checkbox"/> どうい 同意する	<input type="checkbox"/> どうい 同意しない
います じちたい れんらく 今住んでいる自治体への連絡	<input type="checkbox"/> どうい 同意する	<input type="checkbox"/> どうい 同意しない
ぼくく たいしかん あんぜんかくにん へんじ 母国の大使館などからの安全確認への返事	<input type="checkbox"/> どうい 同意する	<input type="checkbox"/> どうい 同意しない

④ ^{びょうき}ケガや病気はありますか？ はい いいえ

Q1 どうしましたか？



ケガをした



いた
痛みがある



ねつ
熱がある



めまいがする

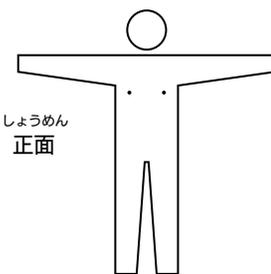


は け
吐き気がする

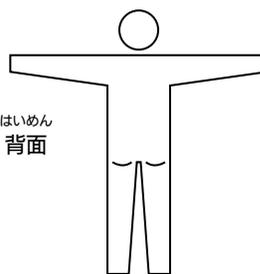
[_____]

た
その他

Q2 ^{ばしょ}場所はどこですか？



しょうめん
正面



はいめん
背面

⑤ ^{にんしん} ^{じびょう}妊娠や持病はありますか？ はい いいえ



にんしん
妊娠している



しんぞうびょう
心臓病がある

とうようびょう
糖尿病がある

かんぞうびょう
肝臓病がある

じんこうとうせき ひつよう
人工透析が必要

[_____]

た
その他

⑥ ^た食べられないものにチェックしてください



うし
牛



ぶた
豚



とり
鶏



ひつじ
羊



さかな
魚



かい
貝



こむぎ
小麦



たまご
卵



にゅう
乳



そば



らっかせい
落花生



エビ



カニ



さけ
酒

[_____]

た
その他

⑦ ^いほかに言いたいことがあれば書いてください

Evacuee Registration Card

[Name of the person filling in this form]

英語

1 Evacuee Register

避難者の登録

	Name 氏名	Sex 性別	Date of birth 生年月日	Telephone number 電話番号	E-mail address メールアドレス	Evacuation Location 避難場所
1	Household representative 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Other その他
2						<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
3						<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
4						<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
5						<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他

Address 住所 〒

Foreign Nationals 外国籍の方

	Nationality 国籍	Passport Number or Resident Card Number パスポート番号または在留カード番号	Do you understand Japanese? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ [Languages you can speak 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ [Languages you can speak 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ [Languages you can speak 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ [Languages you can speak 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Yes はい <input type="checkbox"/> No いいえ [Languages you can speak 話せる言葉]

Travelers 旅行者の場合

Place of Stay 滞在先

Home Address 自宅住所

2 Reason for evacuation

避難する理由

Home (Building) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> Not damaged 被害なし	<input type="checkbox"/> Damaged 被害あり (<input type="checkbox"/> Completely destroyed 全壊 <input type="checkbox"/> Somewhat destroyed 半壊)	<input type="checkbox"/> I don't know わからない
Utilities ライフライン	<input type="checkbox"/> Not damaged 被害なし	<input type="checkbox"/> Damaged 被害あり (<input type="checkbox"/> Water 水道 <input type="checkbox"/> Electricity 電気 <input type="checkbox"/> Gas ガス)	<input type="checkbox"/> I don't know わからない
Other その他	[]		

3 Use of personal information

個人情報の使用

Information given by you such as your name, spoken languages, health conditions and dietary restrictions will be used for support and confirmation of your safety at the evacuation shelter. Please check in the box below if you agree to the use of your personal information.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Support in the evacuation shelter 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Agree 同意する <input type="checkbox"/> Disagree 同意しない
Contact local governments in Japan 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Agree 同意する <input type="checkbox"/> Disagree 同意しない
Reply to safety confirmation inquiries from official bodies (embassies and consulates) of your country of origin 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Agree 同意する <input type="checkbox"/> Disagree 同意しない

Evacuee Registration Card

[Name of the person filling in this form]

英語

4 Do you have an injury or illness? Yes はい No いいえ
ケガや体調不良はありますか?

Q1 What happened?
どうしましたか?



I am injured
ケガをした



I am in pain
痛みがある



I have a fever
熱がある



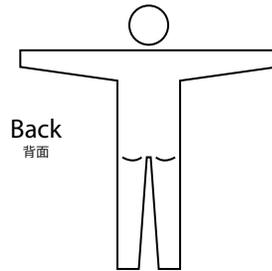
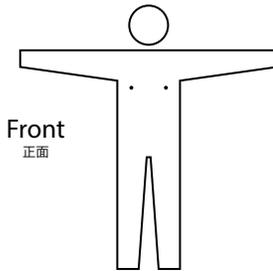
I feel dizzy
めまいがする



I have nausea
吐き気がする

Other
その他

Q2 Where?
場所はどこですか?



5 Are you pregnant, or do you have a medical condition? Yes はい No いいえ
妊娠や持病はありますか?



I am pregnant
妊娠している



I have heart disease
心臓病がある

I have diabetes
糖尿病がある

I have liver disease
肝臓病がある

I need dialysis
人工透析が必要

Others
その他

6 Please check items that you cannot eat
食べられないものにチェックしてください



Beef
牛



Pork
豚



Chicken
鶏



Lamb
羊



Fish
魚



Shellfish
貝



Wheat
小麦



Eggs
卵



Dairy
乳



Buckwheat
そば



Peanut
落花生



Shrimp
エビ



Crab
カニ



Alcohol
酒

Other
その他

7 Please fill this section in if you need any special considerations
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

1 避難者登記
避難者の登録

	姓名 氏名	性別 性別	出生日期 生年月日	電話 電話番号	电邮地址 メールアドレス	避難場所 避難場所
1	戸主 世帯代表者					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 个人住宅 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
2						<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 个人住宅 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
3						<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 个人住宅 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
4						<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 个人住宅 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
5						<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 个人住宅 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他

住址
住所 〒

外籍人士 外国籍の方

	国籍 国籍	护照号码或在留卡号码 パスポート番号または在留カード番号	你会日语吗? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ <input type="checkbox"/> 会说的语言 話せる言葉
2			<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ <input type="checkbox"/> 会说的语言 話せる言葉
3			<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ <input type="checkbox"/> 会说的语言 話せる言葉
4			<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ <input type="checkbox"/> 会说的语言 話せる言葉
5			<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ <input type="checkbox"/> 会说的语言 話せる言葉

旅行者 旅行者の場合

现居住地
滞在先

个人住宅住址
自宅住所

2 避難的理由
避難する理由

个人住宅 (建筑物) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> 未受灾 被害なし <input type="checkbox"/> 受灾 被害あり (<input type="checkbox"/> 全毀 全壊 <input type="checkbox"/> 半毀 半壊) <input type="checkbox"/> 不知道 わからない
防灾生命线 ライフライン	<input type="checkbox"/> 未受灾 被害なし <input type="checkbox"/> 受灾 被害あり (<input type="checkbox"/> 自来水 水道 <input type="checkbox"/> 电气 電気 <input type="checkbox"/> 煤气 ガス) <input type="checkbox"/> 不知道 わからない
其他 その他	[]

3 个人信息使用目的
個人情報の使用

姓名、语种、健康状况及饮食限制等个人信息仅使用于在避难所生活上的协助，以及确认安全与否之目的。
同意个人信息使用目的者，请在下面的方框里打勾。

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

避难所生活上的协助 避難所での支援	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない
联系居住地的地方政府 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない
对本国政府机关 (大使馆 / 领事馆) 确认平安与否进行回复 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない

避难者登记卡

[填写人姓名]

中国語 | 简体字

4 是否受伤或者身体不适? 是 否
ケガや体調不良はありますか? はい いいえ

Q1 有何症状?
どうしましたか?



受伤了
ケガをした



有疼痛感
痛みがある



发烧
熱がある



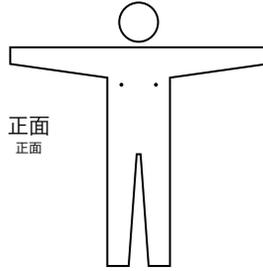
目眩
めまいがする



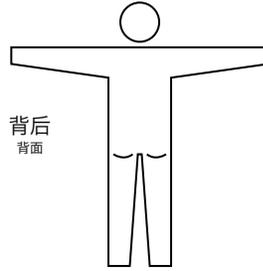
恶心
吐き気がする

其他
その他

Q2 在哪个部位?
場所はどこですか?



正面
正面



背后
背面

5 是否怀孕或者有慢性疾病?
妊娠や持病はありますか? 是 否
はい いいえ



怀孕了
妊娠している



有心脏病
心臓病がある

有糖尿病
糖尿病がある

有肝病
肝臓病がある

需要做透析
人工透析が必要

其他
その他

6 请在不能吃的食物上打勾
食べられないものにチェックしてください



牛
牛



猪
豚



鸡
鶏



羊
羊



鱼
魚



贝类
貝



小麦
小麦



蛋
卵



乳
乳



荞麦
そば



花生
落花生



虾
エビ



螃蟹
カニ



酒
酒

其他
その他

7 如有需要特别照顾的事项请填写
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

避難者登記卡

[填寫人姓名]

中国語 | 繁体字

1 避難者の登録

避難者の登録

姓名 氏名	性別 性別	出生日期 生年月日	電話 電話番号	電郵地址 メールアドレス	避難場所 避難場所
1 戸主 世帯代表者					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 住家 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
2					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 住家 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
3					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 住家 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
4					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 住家 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他
5					<input type="checkbox"/> 避難所 避難所 <input type="checkbox"/> 住家 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 不明 <input type="checkbox"/> 其他 その他

住址 住所 〒

外籍人士 外国籍の方

國籍 国籍	護照號碼或居留證號碼 パスポート番号または在留カード番号	妳會日語嗎? 日本語がわかりますか?
1		<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ [會說的語言 話せる言葉]
2		<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ [會說的語言 話せる言葉]
3		<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ [會說的語言 話せる言葉]
4		<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ [會說的語言 話せる言葉]
5		<input type="checkbox"/> 是 はい <input type="checkbox"/> 否 いいえ [會說的語言 話せる言葉]

旅行者 旅行者の場合

停留地點 滞在先

住家住址 自宅住所

2 避難の理由

避難する理由

住家 (建築物) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> 無受害 被害なし	<input type="checkbox"/> 有受害 被害あり (<input type="checkbox"/> 全毀 全壊 <input type="checkbox"/> 半毀 半壊)	<input type="checkbox"/> 不清楚 わからない
生命線 ライフライン	<input type="checkbox"/> 無受害 被害なし	<input type="checkbox"/> 有受害 被害あり (<input type="checkbox"/> 自來水 水道 <input type="checkbox"/> 電氣 電氣 <input type="checkbox"/> 煤氣 ガス)	<input type="checkbox"/> 不清楚 わからない
其他 その他	[]		

3 個人資料的使用

個人情報の使用

您的姓名、語言、健康狀況和飲食限制等個人資料將用於避難所的支援和確認安全的用途。

如同意我們使用您的個人資料，請於以下方格內打勾。

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

避難所的支援 避難所での支援	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない
聯系居住地的地方政府 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない
對本國政府機關 (大使館 / 領事館) 確認平安與否進行回復 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> 同意 同意する <input type="checkbox"/> 不同意 同意しない

避難者登記卡

[填寫人姓名]

中國語 | 繁體字

4 是否有受傷或身體不適?
ケガや体調不良はありますか? 是 はい 否 いいえ

Q1 發生什麼事了?
どうしましたか?



受傷了
ケガをした



我覺得痛
痛みがある



發燒
熱がある



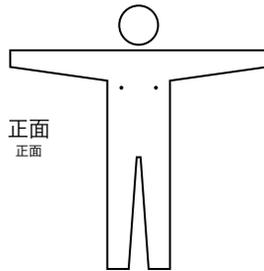
目眩
めまいがする



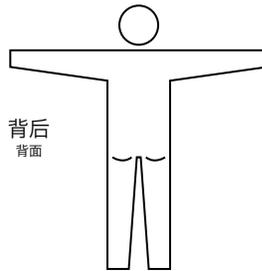
惡心
吐き気がする

其他
その他

Q2 哪個位置?
場所はどこですか?



正面
正面



背后
背面

5 是否有懷孕或慢性病?
妊娠や持病はありますか? 是 はい 否 いいえ



懷孕了
妊娠している



有心臟病
心臓病がある

有糖尿病
糖尿病がある

有肝臟病
肝臓病がある

必須做人工透析
人工透析が必要

其他
その他

6 請在不能吃的食物上打勾
食べられないものにチェックしてください



牛
牛



豬
豚



雞
鶏



羊
羊



魚
魚



貝類
貝



小麥
小麦



蛋
卵



奶
乳



蕎麥
そば



花生
落花生



蝦
エビ



螃蟹
カニ



酒
酒

其他
その他

7 如有需要特別照顧的事項請填寫
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

피난자 등록 카드

[작성자 이름]

韓国語

1 피난자 등록

避難者の登録

	이름 氏名	성별 性別	생년월일 生年月日	전화번호 電話番号	E 메일 주소 メールアドレス	대피장소 避難場所
1	세대 대표자 世帯代表者					<input type="checkbox"/> 대피소 避難所 <input type="checkbox"/> 자택 自宅 <input type="checkbox"/> 불명 不明 <input type="checkbox"/> 기타 その他
2						<input type="checkbox"/> 대피소 避難所 <input type="checkbox"/> 자택 自宅 <input type="checkbox"/> 불명 不明 <input type="checkbox"/> 기타 その他
3						<input type="checkbox"/> 대피소 避難所 <input type="checkbox"/> 자택 自宅 <input type="checkbox"/> 불명 不明 <input type="checkbox"/> 기타 その他
4						<input type="checkbox"/> 대피소 避難所 <input type="checkbox"/> 자택 自宅 <input type="checkbox"/> 불명 不明 <input type="checkbox"/> 기타 その他
5						<input type="checkbox"/> 대피소 避難所 <input type="checkbox"/> 자택 自宅 <input type="checkbox"/> 불명 不明 <input type="checkbox"/> 기타 その他

주소
住所

외국국적소지자 外国籍の方

	국적 国籍	여권 번호 또는 재류 카드 번호 パスポート番号または在留カード番号	일본어가 가능합니까? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> 예 はい <input type="checkbox"/> 아니요 いいえ [가능한 언어 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> 예 はい <input type="checkbox"/> 아니요 いいえ [가능한 언어 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> 예 はい <input type="checkbox"/> 아니요 いいえ [가능한 언어 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> 예 はい <input type="checkbox"/> 아니요 いいえ [가능한 언어 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> 예 はい <input type="checkbox"/> 아니요 いいえ [가능한 언어 話せる言葉]

여행자인 경우 旅行者の場合

체류지
滞在先

자택주소
自宅住所

2 피난하는 이유

避難する理由

자택(건물) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> 피해없음 被害なし <input type="checkbox"/> 피해있음 被害あり (<input type="checkbox"/> 전과 全壊 <input type="checkbox"/> 반과 半壊)	<input type="checkbox"/> 모른다 わからない
라이프라인 ライフライン	<input type="checkbox"/> 피해없음 被害なし <input type="checkbox"/> 피해있음 被害あり (<input type="checkbox"/> 수도 水道 <input type="checkbox"/> 전기 電気 <input type="checkbox"/> 가스 ガス)	<input type="checkbox"/> 모른다 わからない
기타 その他	[]	

3 개인정보 이용

個人情報の使用

이름과 언어, 건강상태와 식사제한 등 개인정보는 대피소에서의 지원과 안부 확인에 이용됩니다.
개인정보 이용에 동의하시는 분은 아래의 네모 안에 체크 표시를 해주십시오.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

대피소에서의 지원 避難所での支援	<input type="checkbox"/> 동의함 同意する <input type="checkbox"/> 동의하지 않음 同意しない
거주하는 자치단체로의 연락 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> 동의함 同意する <input type="checkbox"/> 동의하지 않음 同意しない
출신국의 공적기관(대사관·영사관)으로부터의 안부 확인에 대한 회답 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> 동의함 同意する <input type="checkbox"/> 동의하지 않음 同意しない

피난자 등록 카드

[작성자 이름]

韓国語

4 부상이나 몸에 이상이 있습니까?
ケガや体調不良はありますか?

예
はい

아니요
いいえ

Q1 어디가 아프십니까?
どこが痛かったですか?



부상을 당했다
ケガをした



통증이 있다
痛みがある



열이 있다
熱がある



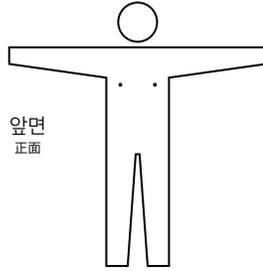
현기증이 난다
めまいがする



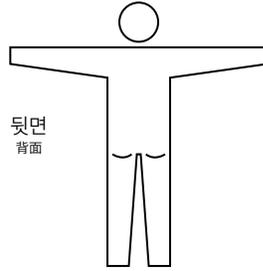
토할 것 같다
吐き気がする

기타
その他

Q2 어디에 통증이 있습니까?
場所はどこですか?



앞면
正面



뒷면
背面

5 임신이나 질병이 있습니까?
妊娠や持病はありますか?

예
はい

아니요
いいえ



임신 중이다
妊娠している



심장병이 있다
心臓病がある

당뇨병이 있다
糖尿病がある

간질환이 있다
肝臓病がある

인공투석이 필요
人工透析が必要

기타
その他

6 먹지 못하는 것에 체크를 해 주십시오
食べられないものにチェックしてください



소
牛



돼지
豚



닭
鶏



양
羊



생선
魚



조개
貝



밀
小麦



계란
卵



우유
乳



메밀
そば



땅콩
落花生



새우
エビ



게
カニ



술
酒

기타
その他

7 특별한 배려가 필요한 사항이 있으면 기입해 주십시오
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

Kard ng pagrehistro ng taong lumikas [Pangalan ng sumulat]

タガログ語

1 Rehistro ng takas

避難者の登録

	Pangalan 氏名	Kasarian 性別	Araw ng kapanganakan 生年月日	Telepono 電話番号	E-mail address メールアドレス	Lugar para sa paglikas 避難場所
1	Kinatawan ng sambahayan 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Gusali ng evacuation 避難所 <input type="checkbox"/> Bahay 自宅 <input type="checkbox"/> Hindi alam 不明 <input type="checkbox"/> Iba pa その他
2						<input type="checkbox"/> Gusali ng evacuation 避難所 <input type="checkbox"/> Bahay 自宅 <input type="checkbox"/> Hindi alam 不明 <input type="checkbox"/> Iba pa その他
3						<input type="checkbox"/> Gusali ng evacuation 避難所 <input type="checkbox"/> Bahay 自宅 <input type="checkbox"/> Hindi alam 不明 <input type="checkbox"/> Iba pa その他
4						<input type="checkbox"/> Gusali ng evacuation 避難所 <input type="checkbox"/> Bahay 自宅 <input type="checkbox"/> Hindi alam 不明 <input type="checkbox"/> Iba pa その他
5						<input type="checkbox"/> Gusali ng evacuation 避難所 <input type="checkbox"/> Bahay 自宅 <input type="checkbox"/> Hindi alam 不明 <input type="checkbox"/> Iba pa その他

Address
住所 〒

Dayuhan 外国籍の方

	Nasyonalidad 国籍	Numero ng pasaporte o numero ng kard ng resident パスポート番号または在留カード番号	Nakakaintindi ba kayo ng wikang Hapon? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Oo はい <input type="checkbox"/> Hindi いいえ [Wikang nagagamit sa pakikipag-usap 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Oo はい <input type="checkbox"/> Hindi いいえ [Wikang nagagamit sa pakikipag-usap 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Oo はい <input type="checkbox"/> Hindi いいえ [Wikang nagagamit sa pakikipag-usap 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Oo はい <input type="checkbox"/> Hindi いいえ [Wikang nagagamit sa pakikipag-usap 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Oo はい <input type="checkbox"/> Hindi いいえ [Wikang nagagamit sa pakikipag-usap 話せる言葉]

Kaso ng paglalakbay 旅行者の場合

Lugar ng tumitira
滞在先

Sariling adress
自宅住所

2 Dahilan ng paglikas

避難する理由

Bahay (Gusali) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> Walang pinsala 被害なし <input type="checkbox"/> May pinsala 被害あり (<input type="checkbox"/> Nasira ang buong bahay 全壊 <input type="checkbox"/> Bahagi ng bahay 半壊) <input type="checkbox"/> Hindi alam わからない
Life line ライフライン	<input type="checkbox"/> Walang pinsala 被害なし <input type="checkbox"/> May pinsala 被害あり (<input type="checkbox"/> Tustos ng tubig 水道 <input type="checkbox"/> Kuryente 電気 <input type="checkbox"/> Gaas ガス) <input type="checkbox"/> Hindi alam わからない
Iba pa その他	[]

3 Paggamit ng personal na impormasyon

個人情報の使用

Ang mga personal na impormasyon tulad ng pangalan, wika, kalagayan ng kalusugan at mga pinagbabawal na pagkain ay gagamitin para sa pagbigay ng suporta sa shelter at pagkumpirma ng kaligtasan.
Kapag sumasang-ayon sa paggamit ng personal na impormasyon, lagyan lamang ng tsek ang box sa ibaba.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Suporta sa shelter 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Sumasang-ayon 同意する <input type="checkbox"/> Hindi sumasang-ayon 同意しない
Pakikipag-ugnayan sa munisipyo ng tirahan 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Sumasang-ayon 同意する <input type="checkbox"/> Hindi sumasang-ayon 同意しない
Pagtugon sa pagtiyak ng kaligtasan mula sa pampublikong institusyon ng inyong bansa (embahada/konsulado) 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Sumasang-ayon 同意する <input type="checkbox"/> Hindi sumasang-ayon 同意しない

Kard ng pagrehistro ng taong lumikas

[Pangalan ng sumulat]

タガログ語

4 May sugat o masamang kondisyon

ケガや体調不良はありますか?

Oo
はい

Hindi
いいえ

Q1 Ano ang nangyayari sa iyo?



Nagkapinsala
ケガをした



May sakit
痛みがある



May lagnat
熱がある



Nahihilo
めまいがする

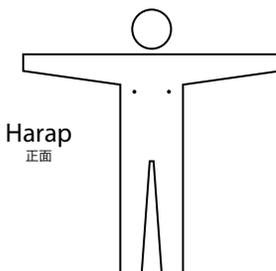


Nasusuka
吐き気がする

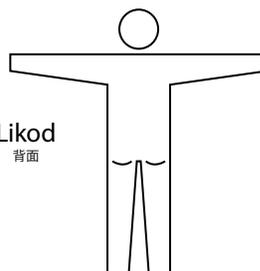
Iba pa
その他

Q2 Saang lugar?

場所はどこですか?



Harap
正面



Likod
背面

5 May buntis o sariling sakit?

妊娠や持病はありますか?

Oo
はい

Hindi
いいえ



Nagdadalantao
妊娠している



May sakit sa puso
心臓病がある

May diyabetes
糖尿病がある

May sakit sa atay
肝臓病がある

Kailangang artificial dialysis
人工透析が必要

Iba pa
その他

6 Mangyari lamang na lagyan ng check ang hindi nakakaing bagay

食べられないものにチェックしてください



Baka
牛



Baboy
豚



Manok
鶏



Tupa
羊



Isda
魚



Kabibi
貝



Trigo
小麦



Itlog
卵



Gatas
乳



Soba
そば



Mani
落花生



Hipon
エビ



Alimango
カニ



Alak
酒

Iba pa
その他

7 Mangyari lamang na isulat kung may kailangang bukod-tanging pagsasaalang-alang

特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

Thẻ đăng ký người lánh nạn

Tên của người ghi

ベトナム語

1 Đăng ký người lánh nạn

避難者の登録

	Họ tên 氏名	Giới tính 性別	Ngày tháng năm sinh 生年月日	Số điện thoại 電話番号	Địa chỉ e-mail メールアドレス	Địa điểm lánh nạn 避難場所
1	Người đại diện hộ gia đình 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Nơi lánh nạn 避難所 <input type="checkbox"/> Nhà riêng 自宅 <input type="checkbox"/> Không rõ 不明 <input type="checkbox"/> Nơi khác その他
2						<input type="checkbox"/> Nơi lánh nạn 避難所 <input type="checkbox"/> Nhà riêng 自宅 <input type="checkbox"/> Không rõ 不明 <input type="checkbox"/> Nơi khác その他
3						<input type="checkbox"/> Nơi lánh nạn 避難所 <input type="checkbox"/> Nhà riêng 自宅 <input type="checkbox"/> Không rõ 不明 <input type="checkbox"/> Nơi khác その他
4						<input type="checkbox"/> Nơi lánh nạn 避難所 <input type="checkbox"/> Nhà riêng 自宅 <input type="checkbox"/> Không rõ 不明 <input type="checkbox"/> Nơi khác その他
5						<input type="checkbox"/> Nơi lánh nạn 避難所 <input type="checkbox"/> Nhà riêng 自宅 <input type="checkbox"/> Không rõ 不明 <input type="checkbox"/> Nơi khác その他

Địa chỉ
住所 〒

Người mang quốc tịch nước ngoài 外国籍の方

	Quốc tịch 国籍	Số hộ chiếu hoặc số thẻ ngoại kiều パスポート番号または在留カード番号	Bạn có hiểu tiếng Nhật không? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Đúng はい <input type="checkbox"/> Sai いいえ [Ngôn ngữ có thể sử dụng 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Đúng はい <input type="checkbox"/> Sai いいえ [Ngôn ngữ có thể sử dụng 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Đúng はい <input type="checkbox"/> Sai いいえ [Ngôn ngữ có thể sử dụng 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Đúng はい <input type="checkbox"/> Sai いいえ [Ngôn ngữ có thể sử dụng 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Đúng はい <input type="checkbox"/> Sai いいえ [Ngôn ngữ có thể sử dụng 話せる言葉]

Nếu là khách du lịch 旅行者の場合

Nơi tạm trú
滞在先

Địa chỉ nhà
自宅住所

2 Lý do lánh nạn

避難する理由

Nhà riêng (tòa nhà) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> Không bị thiệt hại 被害なし <input type="checkbox"/> Có bị thiệt hại 被害あり (<input type="checkbox"/> Hư hỏng hoàn toàn 全壊 <input type="checkbox"/> Hư hỏng một nửa 半壊) <input type="checkbox"/> Không biết わからない
Cơ sở hạ tầng cơ bản ライフライン	<input type="checkbox"/> Không bị thiệt hại 被害なし <input type="checkbox"/> Có bị thiệt hại 被害あり (<input type="checkbox"/> Nước máy 水道 <input type="checkbox"/> Điện 電気 <input type="checkbox"/> Gas ガス) <input type="checkbox"/> Không biết わからない
Nơi khác その他	[]

3 Sử dụng thông tin cá nhân

個人情報の使用

Những thông tin cá nhân như họ tên, ngôn ngữ sử dụng, tình trạng sức khỏe, hạn chế về ăn uống... sẽ được sử dụng để hỗ trợ và xác nhận an toàn hay không tại nơi lánh nạn. Những người đồng ý với việc sử dụng thông tin cá nhân này xin hãy đánh dấu tương ứng vào ô dưới đây.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Hỗ trợ tại nơi lánh nạn 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Đồng ý 同意する <input type="checkbox"/> Không đồng ý 同意しない
Liên lạc đến tổ chức tự trị thường trú 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Đồng ý 同意する <input type="checkbox"/> Không đồng ý 同意しない
Trả lời xác nhận tình trạng an toàn cho các cơ quan công quyền của nước xuất thân (Đại sứ quán, lãnh sự quán) 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Đồng ý 同意する <input type="checkbox"/> Không đồng ý 同意しない

Thẻ đăng ký người lánh nạn

[Tên của người ghi]

ベトナム語

4 Có bị thương hay cảm thấy không được khỏe không?
ケガや体調不良はありますか?

Đúng
はい

Sai
いいえ

Q1 Bị làm sao?
どうしましたか?



Bị thương
ケガをした



Bị đau
痛みがある



Bị sốt
熱がある



Chóng mặt
めまいがする

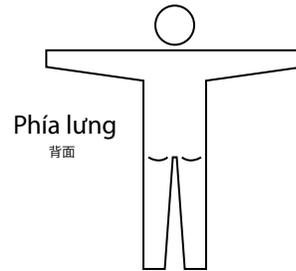
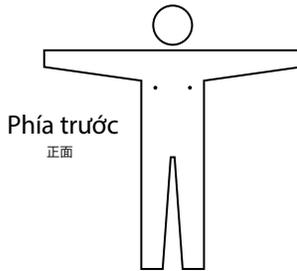


Cảm giác muốn nôn (ói)
吐き気がする

[_____]

Nơi khác
その他

Q2 Bị ở chỗ nào?
場所はどこですか?



5 Bạn có đang mang thai hay mắc bệnh kinh niên nào không?
妊娠や持病はありますか?

Đúng
はい

Sai
いいえ



Đang mang thai
妊娠している



Có mắc bệnh tim
心臓病がある

Có mắc bệnh tiểu đường
糖尿病がある

Có mắc bệnh gan
肝臓病がある

Cần phải chạy thận nhân tạo
人工透析が必要

[_____]

Nơi khác
その他

6 Vui lòng đánh dấu vào món bạn không thể ăn được.
食べられないものにチェックしてください



Bò
牛



Lợn
豚



Gà
鶏



Cừu
羊



Cá
魚



Sò
貝



Bột mì
小麦



Trứng
卵



Sữa
乳



Mì Soba
そば



Củ lạc
落花生



Tôm
エビ



Cua
カニ



Rượu
酒

[_____]

Nơi khác
その他

7 Vui lòng ghi ra nếu có những việc bạn cần quan tâm chăm sóc đặc biệt.
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

บัตรลงทะเบียนผู้อพยพหลบภัย

[ชื่อสกุลผู้เขียน]

タイ語

1 การลงทะเบียนผู้หลบภัย

避難者の登録

	ชื่อสกุล 氏名	เพศ 性別	วันเดือนปีเกิด 生年月日	เบอร์โทรศัพท์ 電話番号	อีเมล メールアドレス	สถานที่หลบภัย 避難場所
1	เจ้าบ้าน 世帯代表者					<input type="checkbox"/> ที่หลบภัย 避難所 <input type="checkbox"/> บ้าน 自宅 <input type="checkbox"/> ไม่ได้กำหนด 不明 <input type="checkbox"/> อื่นๆ その他
2						<input type="checkbox"/> ที่หลบภัย 避難所 <input type="checkbox"/> บ้าน 自宅 <input type="checkbox"/> ไม่ได้กำหนด 不明 <input type="checkbox"/> อื่นๆ その他
3						<input type="checkbox"/> ที่หลบภัย 避難所 <input type="checkbox"/> บ้าน 自宅 <input type="checkbox"/> ไม่ได้กำหนด 不明 <input type="checkbox"/> อื่นๆ その他
4						<input type="checkbox"/> ที่หลบภัย 避難所 <input type="checkbox"/> บ้าน 自宅 <input type="checkbox"/> ไม่ได้กำหนด 不明 <input type="checkbox"/> อื่นๆ その他
5						<input type="checkbox"/> ที่หลบภัย 避難所 <input type="checkbox"/> บ้าน 自宅 <input type="checkbox"/> ไม่ได้กำหนด 不明 <input type="checkbox"/> อื่นๆ その他

ที่อยู่
住所

ผู้ที่มีสัญชาติต่างประเทศ 外国籍の方

	สัญชาติ 国籍	หมายเลขหนังสือเดินทางหรือหมายเลขบัตรประจำตัวผู้พำนัก パスポート番号または在留カード番号	เข้าใจภาษาญี่ปุ่นหรือไม่? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> ใช่ はい <input type="checkbox"/> ไม่ใช่ いいえ [ภาษาที่พูดได้ 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> ใช่ はい <input type="checkbox"/> ไม่ใช่ いいえ [ภาษาที่พูดได้ 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> ใช่ はい <input type="checkbox"/> ไม่ใช่ いいえ [ภาษาที่พูดได้ 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> ใช่ はい <input type="checkbox"/> ไม่ใช่ いいえ [ภาษาที่พูดได้ 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> ใช่ はい <input type="checkbox"/> ไม่ใช่ いいえ [ภาษาที่พูดได้ 話せる言葉]

กรณีที่เป็นนักท่องเที่ยว 旅行者の場合

ที่พำนัก
滞在先

ที่อยู่บ้านของท่าน
自宅住所

2 เหตุผลของการอพยพหลบภัย

避難する理由

บ้าน (ตึกอาคาร) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> ไม่ได้รับความเสียหาย 被害なし <input type="checkbox"/> ได้รับความเสียหาย 被害あり (<input type="checkbox"/> พังเสียหายทั้งหมด 全壊 <input type="checkbox"/> พังเสียหายครึ่งหนึ่ง 半壊) <input type="checkbox"/> ไม่ทราบ わからない
สาธารณูปโภค ライフライン	<input type="checkbox"/> ไม่ได้รับความเสียหาย 被害なし <input type="checkbox"/> ได้รับความเสียหาย 被害あり (<input type="checkbox"/> การประปา 水道 <input type="checkbox"/> ไฟฟ้า 電気 <input type="checkbox"/> แก๊ส ガス) <input type="checkbox"/> ไม่ทราบ わからない
อื่นๆ その他	[]

3 การนำข้อมูลส่วนตัวไปใช้

個人情報の使用

ข้อมูลส่วนตัว เช่น ชื่อสกุล ภาษาที่ใช้สื่อสาร สุขภาพ และการจำกัดเรื่องอาหาร เป็นต้น จะถูกนำไปใช้ในการให้ความช่วยเหลือ ณ ที่หลบภัย และใช้ในการตรวจสอบความปลอดภัยของท่าน. สำหรับผู้ที่ยินยอมให้ใช้ข้อมูลส่วนตัว โปรดใส่เครื่องหมายถูกลงในช่องสี่เหลี่ยม.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安全確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

ใช้ในการให้ความช่วยเหลือ ณ ที่หลบภัย 避難所での支援	<input type="checkbox"/> ยินยอม 同意する <input type="checkbox"/> ไม่ยินยอม 同意しない
ติดต่อไปยังองค์กรส่วนท้องถิ่นที่พำนักอยู่ 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> ยินยอม 同意する <input type="checkbox"/> ไม่ยินยอม 同意しない
ตอบการตรวจสอบความปลอดภัยที่มาจากองค์กรราชการ (สถานทูต สถานกงสุล) ของประเทศที่ถือสัญชาติอยู่ 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安全確認への回答	<input type="checkbox"/> ยินยอม 同意する <input type="checkbox"/> ไม่ยินยอม 同意しない

บัตรลงทะเบียนผู้อพยพหลบภัย

[ชื่อสกุลผู้เขียน]

タイ語

4 ท่านมีบาดแผลหรือความเจ็บป่วยทางร่างกายใดหรือไม่
ケガや体調不良はありますか?

ใช่
はい

ไม่ใช่
いいえ

Q1 อาการของคุณเป็นอย่างไรบ้าง
どうしましたか?



ได้รับบาดเจ็บ
ケガをした



รู้สึกเจ็บ
痛みがある



มีไข้
熱がある



เวียนศีรษะ
めまいがする



อาเจียน
吐き気がする

[_____]

อื่นๆ
その他

Q2 เจ็บที่ไหน
場所はどこですか?



ด้านหน้า
正面



ด้านหลัง
背面

5 ท่านกำลังตั้งครรภ์หรือมีโรคประจำตัวหรือไม่
妊娠や持病はありますか?

ใช่
はい

ไม่ใช่
いいえ



กำลังตั้งครรภ์
妊娠している



เป็นโรคหัวใจ
心臓病がある

เป็นโรคเบาหวาน
糖尿病がある

เป็นโรคตับ
肝臓病がある

จำเป็นต้องฟอกไต
人工透析が必要

[_____]

อื่นๆ
その他

6 โปรดใส่เครื่องหมายถูกในสิ่งที่ไม่สามารถรับประทานได้
食べられないものにチェックしてください



วัว
牛



หมู
豚



ไก่
鶏



แกะ
羊



ปลา
魚



หอย
貝



ข้าวสาลี
小麦



ไข่
卵



นม
乳



โซบะ
そば



ถั่วลิสง
落花生



กุ้ง
エビ



ปู
カニ



สุรา
酒

[_____]

อื่นๆ
その他

7 โปรดกรอกถ้ามีเรื่องที่ต้องเอาใจใส่เป็นพิเศษ
特別な配慮が必要があれば記入してください

Kartu Pendaftaran Pengungsi

[Nama lengkap pengisi]

インドネシア語

1 Pendaftaran Pengungsi

避難者の登録

	Nama 氏名	Jenis kelamin 性別	Tanggal lahir 生年月日	No. telepon 電話番号	Alamat e-mail メールアドレス	Tempat evakuasi 避難場所
1	Kepala keluarga 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Area evakuasi 避難所 <input type="checkbox"/> Rumah 自宅 <input type="checkbox"/> Tidak diketahui 不明 <input type="checkbox"/> Lainnya その他
2						<input type="checkbox"/> Area evakuasi 避難所 <input type="checkbox"/> Rumah 自宅 <input type="checkbox"/> Tidak diketahui 不明 <input type="checkbox"/> Lainnya その他
3						<input type="checkbox"/> Area evakuasi 避難所 <input type="checkbox"/> Rumah 自宅 <input type="checkbox"/> Tidak diketahui 不明 <input type="checkbox"/> Lainnya その他
4						<input type="checkbox"/> Area evakuasi 避難所 <input type="checkbox"/> Rumah 自宅 <input type="checkbox"/> Tidak diketahui 不明 <input type="checkbox"/> Lainnya その他
5						<input type="checkbox"/> Area evakuasi 避難所 <input type="checkbox"/> Rumah 自宅 <input type="checkbox"/> Tidak diketahui 不明 <input type="checkbox"/> Lainnya その他

Alamat
住所 〒

Warga negara asing 外国籍の方

	Kewarganegaraan 国籍	Nomor paspor atau kartu izin tinggal パスポート番号または在留カード番号	Apakah Anda bisa berbahasa Jepang? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Ya はい <input type="checkbox"/> Tidak いいえ [Bahasa yang dikuasai 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Ya はい <input type="checkbox"/> Tidak いいえ [Bahasa yang dikuasai 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Ya はい <input type="checkbox"/> Tidak いいえ [Bahasa yang dikuasai 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Ya はい <input type="checkbox"/> Tidak いいえ [Bahasa yang dikuasai 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Ya はい <input type="checkbox"/> Tidak いいえ [Bahasa yang dikuasai 話せる言葉]

Untuk wisatawan 旅行者の場合

Tempat menginap
滞在先

Alamat rumah
自宅住所

2 Alasan mengungsi

避難する理由

Rumah (bangunan) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> Tidak ada kerugian 被害なし <input type="checkbox"/> Ada kerugian 被害あり (<input type="checkbox"/> Rumah rusak seluruh 全壊 <input type="checkbox"/> Rumah rusak sebagian 半壊) <input type="checkbox"/> Tidak tahu わからない
Lifeline ライフライン	<input type="checkbox"/> Tidak ada kerugian 被害なし <input type="checkbox"/> Ada kerugian 被害あり (<input type="checkbox"/> Air 水道 <input type="checkbox"/> Listrik 電気 <input type="checkbox"/> Gas ガス) <input type="checkbox"/> Tidak tahu わからない
Lainnya その他	[]

3 Penggunaan informasi pribadi

個人情報の使用

Informasi pribadi seperti nama lengkap, bahasa, kondisi kesehatan, keterbatasan makanan dll, akan digunakan untuk dukungan dan konfirmasi keselamatan di area evakuasi. Siapa yang menyetujui penggunaan informasi pribadi, silakan centang kotak di bawah ini.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Dukungan di area evakuasi 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Setuju 同意する <input type="checkbox"/> Tidak setuju 同意しない
Pemberitahuan ke pemerintah daerah domisili Anda 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Setuju 同意する <input type="checkbox"/> Tidak setuju 同意しない
Jawaban jika ada pengecekan keselamatan dari lembaga publik (kedutaan atau konsulat) negara Anda 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Setuju 同意する <input type="checkbox"/> Tidak setuju 同意しない

Kartu Pendaftaran Pengungsi

[Nama lengkap pengisi]

インドネシア語

4 Apakah ada luka atau kondisi yang tidak baik?
ケガや体調不良はありますか?

Ya
はい

Tidak
いいえ

Q1 Ada masalah?
どうしましたか?



Terluka
ケガをした



Ada rasa sakit
痛みがある



Demam
熱がある



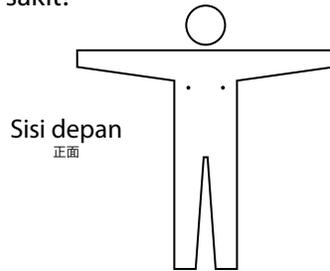
Pusing
めまいがする



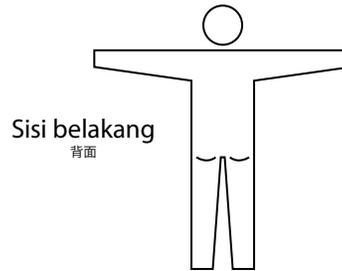
Mual
吐き気がする

Lainnya
その他

Q2 Di mana yang sakit?
場所はどこですか?



Sisi depan
正面



Sisi belakang
背面

5 Apakah Anda sedang mengandung, ada penyakit kronis?
妊娠や持病はありますか?

Ya
はい

Tidak
いいえ



Hamil
妊娠している



Ada sakit jantung
心臓病がある

Ada penyakit diabetes
糖尿病がある

Ada penyakit hati
肝臓病がある

Memerlukan dialisis buatan
人工透析が必要

Lainnya
その他

6 Centang makanan yang tidak bisa dimakan
食べられないものにチェックしてください



Sapi
牛



Babi
豚



Ayam
鶏



Domba
羊



Ikan
魚



Kerang
貝



Gandum
小麦



Telur
卵



Susu
乳



Soba
そば



Kacang
落花生



Udang
エビ



Kepiting
カニ



Alkohol
酒

Lainnya
その他

7 Isilah jika ada hal-hal yang memerlukan pertimbangan khusus
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

1 ဒုက္ခသည်မှတ်တမ်း တင်ခြင်း

避難者の登録

Table with 6 columns: Name, Gender, Date of Birth, Phone Number, E-mail Address, and Evacuation Location. It contains 5 rows for registration details.

လိပ်စာ 住所

နိုင်ငံခြားသား 外国籍の方

Table with 3 columns: Nationality, Passport/Residence Card Number, and Japanese Language Proficiency. It contains 5 rows for foreign national registration.

ခရီးသွားညွှန်သည်ဖြစ်ပါက 旅行者の場合

တည်းခိုရာနေရာ 滞在先
အိမ်လိပ်စာ 自宅住所

2 တိမ်းရှောင်ရသောအကြောင်းရင်း

避難する理由

Form with checkboxes for reasons of evacuation: property damage, water damage, gas, etc.

3 ကိုယ်ရေးကိုယ်တာ အချက်အလက်သုံးစွဲမှု

個人情報の使用

နာမည်၊ ဘာသာစကား၊ ကျန်းမာရေး အနုအထားနှင့် အစားအသောက် ကန့်သတ်မှုစတဲ့ ကိုယ်ရေးကိုယ်တာ အချက်အလက်တွေကို တိမ်းရှောင်ရေးစခန်းမှာ ထောက်ပံ့ကူညီမှုနှင့် ဘေးကင်းလုံခြုံမှု အတည်ပြုခြင်းအတွက် အသုံးပြုမည်။ ကိုယ်ရေးကိုယ်တာအချက်အလက် သုံးစွဲမှုကို သဘောတူပါက အောက်ပါ အကွက်ထဲက ရွေးချယ်ပြီး အမှန်အတိုင်း ဖြေဆိုပေးပါ။

Form with checkboxes for consent to use personal information for evacuation support, contact with local authorities, and contact with home country consulates.

ဘေးအန္တရာယ်ရှောင်ဒုက္ခသည်မှတ်ပုံတင်ကဒ်

[ရေးသွင်းသူ အမည်]

ミャンマー語

4 ဒါဏ်ရာနှင့် နှလုံးမကောင်းဖြစ်နေပါသလား? ဟုတ်ကဲ့ မဟုတ်ပါ

Q1 ဘယ်လိုဖြစ်တာလဲ?
どうしましたか?



ဒဏ်ရာရသွားတယ်
ケガをした



နာနသေးလား?
痛みがある



အဖျားရှိတယ်
熱がある



ခေါင်းမူးတယ်
めまいがする



အန်ချင်တယ်
吐き気がする

အခြား
その他

Q2 ဘယ်နေရာလဲ?
場所はどこですか?



5 ကိုယ်ဝန်နှင့် နာတာရှည်ရောဂါများ ရှိပါသလား?
妊娠や持病はありますか?



ကိုယ်ဝန်ရှိတယ်
妊娠している



နှလုံးရောဂါရှိသည်
心臓病がある

ဆီးချိုရောဂါရှိသည်
糖尿病がある

အသည်းရောဂါရှိသည်
肝臓病がある

ကျောက်ကပ်ဆေးရန်လိုအပ်သည်
人工透析が必要

အခြား
その他

6 မစားနိုင်တဲ့အရာကို အမှန်အပြစ်ပေးပါ။
食べられないものにチェックしてください



နွား
牛



ဝက်
豚



ကကြံ
鶏



သိုး
羊



ငါး
魚



ခရု
貝



လှံ
小麦



ကကြံခွ
卵



နို့
乳



ခေါက်ဆွဲ
そば



မမြဲပဲ
落花生



ပုဇွန်
エビ



ဂဏန်း
カニ



အရက်
酒

အခြား
その他

7 အထူးသီးသန့်အရေးထားရန် လိုအပ်သော ကိစ္စရပ်ပါက ရေးပါ
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

1 आश्रय लनि ब्यक्तिको दर्ता
避難者の登録

	थर तथा नाम 氏名	लडिंग 性別	जन्म मति 生年月日	फोन नम्बर 電話番号	ई-मेल ठेगाना メールアドレス	आश्रय लनि स्थान 避難場所
1	परविरको प्रतनिधि ब्यक्ति 世帯代表者					<input type="checkbox"/> आश्रय स्थल 避難所 <input type="checkbox"/> घर 自宅 <input type="checkbox"/> अज्ञात 不明 <input type="checkbox"/> अन्य その他
2						<input type="checkbox"/> आश्रय स्थल 避難所 <input type="checkbox"/> घर 自宅 <input type="checkbox"/> अज्ञात 不明 <input type="checkbox"/> अन्य その他
3						<input type="checkbox"/> आश्रय स्थल 避難所 <input type="checkbox"/> घर 自宅 <input type="checkbox"/> अज्ञात 不明 <input type="checkbox"/> अन्य その他
4						<input type="checkbox"/> आश्रय स्थल 避難所 <input type="checkbox"/> घर 自宅 <input type="checkbox"/> अज्ञात 不明 <input type="checkbox"/> अन्य その他
5						<input type="checkbox"/> आश्रय स्थल 避難所 <input type="checkbox"/> घर 自宅 <input type="checkbox"/> अज्ञात 不明 <input type="checkbox"/> अन्य その他

ठेगाना
住所

वदिशी राष्ट्रियता भएका ब्यक्ति 外国籍の方

	राष्ट्रियता 国籍	पासपोर्ट नम्बर अथवा बसोवास कार्ड(जाइर्यू कार्ड) नम्बर パスポート番号または在留カード番号	जापानी भाषा बुझ्नुहुन्छ? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> हो はい <input type="checkbox"/> होइन いいえ [बोल्न जान्ने भाषा 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> हो はい <input type="checkbox"/> होइन いいえ [बोल्न जान्ने भाषा 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> हो はい <input type="checkbox"/> होइन いいえ [बोल्न जान्ने भाषा 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> हो はい <input type="checkbox"/> होइन いいえ [बोल्न जान्ने भाषा 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> हो はい <input type="checkbox"/> होइन いいえ [बोल्न जान्ने भाषा 話せる言葉]

पर्यटक भएमा 旅行者の場合

रहने ठाउँ
滞在先

आफ्नो घरको ठेगाना
自宅住所

2 आश्रय लनुको कारण
避難する理由

आफ्नो घर (भवन) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> क्षति भएको छैन 被害なし <input type="checkbox"/> क्षति भएको छ 被害あり (<input type="checkbox"/> पूर्ण क्षति 全壊 <input type="checkbox"/> अर्ध क्षति 半壊) <input type="checkbox"/> थाहा छैन わからない
लाइफलाइन ライフライン	<input type="checkbox"/> क्षति भएको छैन 被害なし <input type="checkbox"/> क्षति भएको छ 被害あり (<input type="checkbox"/> पानी आपूर्ति 水道 <input type="checkbox"/> बजुली 電気 <input type="checkbox"/> ग्याँस ガス) <input type="checkbox"/> थाहा छैन わからない
अन्य その他	[]

3 ब्यक्तगत जानकारीको प्रयोग
個人情報の使用

नाम तथा भाषा, स्वास्थ्य स्थिति र खाने कुराको रोकतोक इत्यादी ब्यक्तगत जानकारीलाई आपतकालनि सेल्टरको सहयोग र सुरक्षा पुष्टिको लागि प्रयोग गरिन्छ।
ब्यक्तगत जानकारीको प्रयोगको लागि सहमत हुने ब्यक्तलि, कृपया तलको बक्समा ठिक लगाउनुहोस्।
氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

आपतकालनि सेल्टरमा सहयोग 避難所での支援	<input type="checkbox"/> सहमत 同意する <input type="checkbox"/> असहमत 同意しない
बसोवास गर्ने स्थानीय निकायमा सम्पर्क 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> सहमत 同意する <input type="checkbox"/> असहमत 同意しない
आफ्नो देशको सार्वजनिक निकाय (राजदूतावास / महावाणजिय दूतको कार्यालय) बाट सुरक्षित रहे नरहेको प्रश्नमा जवाफ 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> सहमत 同意する <input type="checkbox"/> असहमत 同意しない

आश्रति व्यक्तिदरता कार्ड

[भरने व्यक्तिको नाम]

नेपाली

4 चोटपटक र शारीरिक अस्वस्थताहरू छन्?
ケガや体調不良はありますか?

हो
はい

होइन
いいえ

Q1 के भयो?
どうしましたか?



घाउ लागेको छ
ケガをした



दुखाइ छ
痛みがある



ज्वरो आएको छ
熱がある



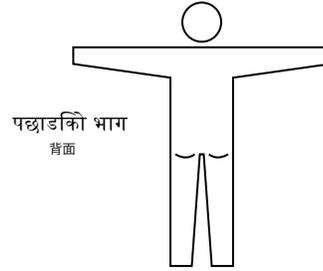
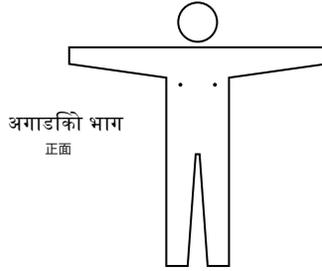
रङ्गिटा लाग्छ
めまいがする



उल्टी आउला जस्तो हुन्छ
吐き気がする

अन्य
その他

Q2 कुन ठाउँमा हो?
場所はどこですか?



5 गर्भावस्था र कुनै विशेष रोग छ?
妊娠や持病はありますか?

हो
はい

होइन
いいえ



गर्भवती छु
妊娠している



मुटुको रोग छ
心臓病がある

मधुमेह छ
糖尿病がある

कलेजोको रोग छ
肝臓病がある

कृत्रिम डायलायसिस आवश्यक
人工透析が必要

अन्य
その他

6 नखाने चजिमा ठिकि चन्निह लगाउनुहोस्
食べられないものにチェックしてください



गाई
牛



बङ्गुर
豚



कुखुरा
鶏



भेडा
羊



माछा
魚



शेलफसि (शङ्खेकरि)
貝



गहुँ
小麦



अण्डा
卵



दूध
乳



फापर
そば



बदाम
落花生



स्रमिप(झडिगे माछा)
エビ



क्याब(गङ्गटो)
カニ



रक्सी
酒

अन्य
その他

7 विशेष रूपमा ध्यान पुर्याउनु पर्ने केही भए उल्लेख गर्नुहोस्
特別な配慮が必要なおことあれば記入してください

Tarjeta de registro para evacuados

[Nombre de quien escribe]

スペイン語

1 Registro de refugiados

避難者の登録

	Nombre y apellido 氏名	Sexo 性別	Fecha de nacimiento 生年月日	Número de teléfono 電話番号	Correo electrónico メールアドレス	Lugar de evacuación 避難場所
1	Jefe/a de familia 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Refugio 避難所 <input type="checkbox"/> Domicilio 自宅 <input type="checkbox"/> Desconocido 不明 <input type="checkbox"/> Otros その他
2						<input type="checkbox"/> Refugio 避難所 <input type="checkbox"/> Domicilio 自宅 <input type="checkbox"/> Desconocido 不明 <input type="checkbox"/> Otros その他
3						<input type="checkbox"/> Refugio 避難所 <input type="checkbox"/> Domicilio 自宅 <input type="checkbox"/> Desconocido 不明 <input type="checkbox"/> Otros その他
4						<input type="checkbox"/> Refugio 避難所 <input type="checkbox"/> Domicilio 自宅 <input type="checkbox"/> Desconocido 不明 <input type="checkbox"/> Otros その他
5						<input type="checkbox"/> Refugio 避難所 <input type="checkbox"/> Domicilio 自宅 <input type="checkbox"/> Desconocido 不明 <input type="checkbox"/> Otros その他

Domicilio
住所 〒

Persona de nacionalidad extranjera 外国籍の方

	Nacionalidad 国籍	No. de pasaporte o tarjeta de residencia パスポート番号または在留カード番号	¿Puede entender el japonés? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Sí はい <input type="checkbox"/> No いいえ Idioma 話せる言葉
2			<input type="checkbox"/> Sí はい <input type="checkbox"/> No いいえ Idioma 話せる言葉
3			<input type="checkbox"/> Sí はい <input type="checkbox"/> No いいえ Idioma 話せる言葉
4			<input type="checkbox"/> Sí はい <input type="checkbox"/> No いいえ Idioma 話せる言葉
5			<input type="checkbox"/> Sí はい <input type="checkbox"/> No いいえ Idioma 話せる言葉

Si es viajero 旅行者の場合

Lugar de estadía
滞在先

Dirección de su domicilio
自宅住所

2 Motivo de la evacuación

避難する理由

Domicilio (Edificio) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> Sin daños 被害なし <input type="checkbox"/> Con daños 被害あり (<input type="checkbox"/> Destrucción de la vivienda Total 全壊 <input type="checkbox"/> Destrucción de la vivienda Parcial 半壊) <input type="checkbox"/> No lo sé わからない
Infraestructura vital ライフライン	<input type="checkbox"/> Sin daños 被害なし <input type="checkbox"/> Con daños 被害あり (<input type="checkbox"/> Agua corriente 水道 <input type="checkbox"/> Electricidad 電気 <input type="checkbox"/> Gas ガス) <input type="checkbox"/> No lo sé わからない
Otros その他	[]

3 Uso de información personal

個人情報の使用

La información personal como el nombre, el idioma, el estado de salud y las restricciones dietéticas se utilizarán para el apoyo y para confirmar la seguridad en el refugio. Si está de acuerdo con el uso de la información personal, marque la casilla a continuación.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Apoyo en el refugio 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Estoy de acuerdo 同意する <input type="checkbox"/> No estoy de acuerdo 同意しない
Contacto al municipio de residencia 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Estoy de acuerdo 同意する <input type="checkbox"/> No estoy de acuerdo 同意しない
Respuesta a los organismos públicos de su país de origen (embajada, consulado) ante la consulta de su estado de seguridad 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Estoy de acuerdo 同意する <input type="checkbox"/> No estoy de acuerdo 同意しない

Tarjeta de registro para evacuados

[Nombre de quien escribe]

スペイン語

4 ¿Está lastimado o se siente mal?
ケガや体調不良はありますか?

Sí
はい

No
いいえ

Q1 ¿Está usted bien?
どうしましたか?



Estoy herido/a
ケガをした



Tengo dolores
痛みがある



Tengo fiebre
熱がある



Siento vértigos
めまいがする

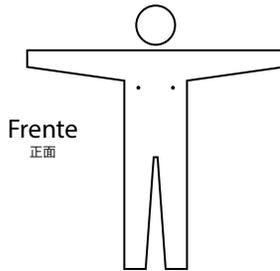


Siento náuseas
吐き気がする

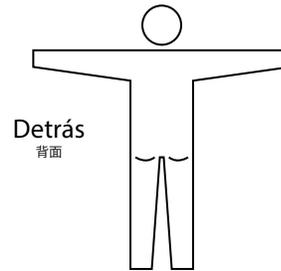
[_____]

Otros
その他

Q2 ¿En qué lugar?
場所はどこですか?



Frente
正面



Detrás
背面

5 ¿Está embarazada o tiene enfermedades crónicas?
妊娠や持病はありますか?

Sí
はい

No
いいえ



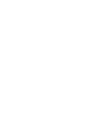
Estoy embarazada
妊娠している



Tengo una enfermedad cardíaca
心臓病がある



Tengo diabetes
糖尿病がある



Tengo una enfermedad hepática
肝臓病がある



Necesito diálisis
人工透析が必要

[_____]

Otros
その他

6 Marque los alimentos que no puede consumir
食べられないものにチェックしてください



Vaca
牛



Cerdo
豚



Pollo
鶏



Oveja
羊



Pescado
魚



Ostras
貝



Trigo
小麦



Huevo
卵



Leche
乳



Soba (alfarfón)
そば



Maní
落花生



Langostino
エビ



Cangrejo
カニ



Bebidas alcohólicas
酒

[_____]

Otros
その他

7 Escriba cualquier necesidad especial que debemos tener en cuenta
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

1 Cadastro de refugiados

避難者の登録

	Nome 氏名	Sexo 性別	Data de nascimento 生年月日	Telefone 電話番号	E-mail メールアドレス	Local de abrigo 避難場所
1	Representante da família 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Abrigo 避難所 <input type="checkbox"/> Residência 自宅 <input type="checkbox"/> Desconhecido 不明 <input type="checkbox"/> Outros その他
2						<input type="checkbox"/> Abrigo 避難所 <input type="checkbox"/> Residência 自宅 <input type="checkbox"/> Desconhecido 不明 <input type="checkbox"/> Outros その他
3						<input type="checkbox"/> Abrigo 避難所 <input type="checkbox"/> Residência 自宅 <input type="checkbox"/> Desconhecido 不明 <input type="checkbox"/> Outros その他
4						<input type="checkbox"/> Abrigo 避難所 <input type="checkbox"/> Residência 自宅 <input type="checkbox"/> Desconhecido 不明 <input type="checkbox"/> Outros その他
5						<input type="checkbox"/> Abrigo 避難所 <input type="checkbox"/> Residência 自宅 <input type="checkbox"/> Desconhecido 不明 <input type="checkbox"/> Outros その他

Endereço
住所 〒

Pessoas de nacionalidade estrangeira 外国籍の方

	Nacionalidade 国籍	Número do passaporte ou cartão de permanência パスポート番号または在留カード番号	Entende japonês? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Sim はい <input type="checkbox"/> Não いいえ [O idioma que sabe falar 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Sim はい <input type="checkbox"/> Não いいえ [O idioma que sabe falar 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Sim はい <input type="checkbox"/> Não いいえ [O idioma que sabe falar 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Sim はい <input type="checkbox"/> Não いいえ [O idioma que sabe falar 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Sim はい <input type="checkbox"/> Não いいえ [O idioma que sabe falar 話せる言葉]

No caso de turistas 旅行者の場合

Local de permanência
滞在先

Endereço residencial
自宅住所

2 Motivo de evacuação

避難する理由

Residência (prédio) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> Sem danos 被害なし <input type="checkbox"/> Com danos 被害あり (<input type="checkbox"/> Destruída totalmente 全壊 <input type="checkbox"/> Destruíd parcialmente 半壊) <input type="checkbox"/> Não se sabe わからない
Infraestrutura vital ライフライン	<input type="checkbox"/> Sem danos 被害なし <input type="checkbox"/> Com danos 被害あり (<input type="checkbox"/> Água 水道 <input type="checkbox"/> Energia elétrica 電気 <input type="checkbox"/> Gás ガス) <input type="checkbox"/> Não se sabe わからない
Outros その他	[]

3 Uso de informações pessoais

個人情報の使用

Informações pessoais como: nome, idioma, condições de saúde e restrições alimentares serão usadas para assistência e confirmação de segurança nos abrigos. Se estiver de acordo com o uso de informações pessoais, marque a caixa abaixo.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Assistência nos abrigos 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Concordo 同意する <input type="checkbox"/> Não concordo 同意しない
Comunicação para a organização local onde reside 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Concordo 同意する <input type="checkbox"/> Não concordo 同意しない
Resposta para confirmação da sua segurança para o órgão público do seu país de origem (Embaixada/Consulado) 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Concordo 同意する <input type="checkbox"/> Não concordo 同意しない

Cartão de Registro de pessoas evacuadas

[Nome da pessoa que preenche]

ポルトガル語

4 Está ferido ou com problema de saúde?

ケガや体調不良はありますか?

Sim
はい

Não
いいえ

Q1 O que aconteceu?
どうしましたか?



Está ferido
ケガをした



Sinto dor
痛みがある



Está com febre
熱がある



Está com tonteira
めまいがする



Está com náusea
吐き気がする

Outros
その他

Q2 Em que lugar?
場所はどですか?



Na frente
正面



Nas costas
背面

5 Está grávida ou tem alguma doença crônica?

妊娠や持病はありますか?

Sim
はい

Não
いいえ



Está grávida
妊娠している



Tenho doença cardíaca
心臓病がある



Tenho diabete
糖尿病がある



Tenho doença hepática
肝臓病がある



Preciso de hemodiálise
人工透析が必要

Outros
その他

6 Marque o que não pode comer

食べられないものにチェックしてください



Boi
牛



Porco
豚



Frango
鶏



Ovelha
羊



Peixe
魚



Ostras
貝



Trigo
小麦



Ovos
卵



Leite
乳



Sobá
そば



Amendoim
落花生



Camarão
エビ



Caranguejo
カニ



Bebida alcóolica
酒

Outros
その他

7 Por favor, preencha aqui se há algo que requer consideração especial

特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

Carte d'enregistrement de la personne évacuée

[Nom et prénom de la personne enregistrée]

フランス語

1 Enregistrement de la personne évacuée

避難者の登録

	Nom et prénom 氏名	Sexe 性別	Date de naissance 生年月日	Numéro de téléphone 電話番号	Adresse e-mail メールアドレス	Abri 避難場所
1	Chef de famille 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Lieu de refuge 避難所 <input type="checkbox"/> Domicile 自宅 <input type="checkbox"/> Non précisé 不明 <input type="checkbox"/> Autres その他
2						<input type="checkbox"/> Lieu de refuge 避難所 <input type="checkbox"/> Domicile 自宅 <input type="checkbox"/> Non précisé 不明 <input type="checkbox"/> Autres その他
3						<input type="checkbox"/> Lieu de refuge 避難所 <input type="checkbox"/> Domicile 自宅 <input type="checkbox"/> Non précisé 不明 <input type="checkbox"/> Autres その他
4						<input type="checkbox"/> Lieu de refuge 避難所 <input type="checkbox"/> Domicile 自宅 <input type="checkbox"/> Non précisé 不明 <input type="checkbox"/> Autres その他
5						<input type="checkbox"/> Lieu de refuge 避難所 <input type="checkbox"/> Domicile 自宅 <input type="checkbox"/> Non précisé 不明 <input type="checkbox"/> Autres その他

Adresse
住所 〒

Personnes de nationalité étrangère 外国籍の方

	Nationalité 国籍	Numéro de passeport ou Numéro de la carte de résident パスポート番号または在留カード番号	Comprenez-vous le japonais ? 日本語がわかりますか?
1			<input type="checkbox"/> Oui はい <input type="checkbox"/> Non いいえ [Langue parlée 話せる言葉]
2			<input type="checkbox"/> Oui はい <input type="checkbox"/> Non いいえ [Langue parlée 話せる言葉]
3			<input type="checkbox"/> Oui はい <input type="checkbox"/> Non いいえ [Langue parlée 話せる言葉]
4			<input type="checkbox"/> Oui はい <input type="checkbox"/> Non いいえ [Langue parlée 話せる言葉]
5			<input type="checkbox"/> Oui はい <input type="checkbox"/> Non いいえ [Langue parlée 話せる言葉]

Pour les voyageurs 旅行者の場合

Lieu d'hébergement
滞在先

Adresse personnelle
自宅住所

2 Raison pour laquelle vous êtes évacué

避難する理由

Domicile (bâtiment) 自宅 (建物)	<input type="checkbox"/> Endommagé 被害なし <input type="checkbox"/> Non endommagé 被害あり (<input type="checkbox"/> Entièrement détruit 全壊 <input type="checkbox"/> Partiellement détruit 半壊)	<input type="checkbox"/> Je ne sais pas わからない
Installations ライフライン	<input type="checkbox"/> Endommagé 被害なし <input type="checkbox"/> Non endommagé 被害あり (<input type="checkbox"/> Service d'eau 水道 <input type="checkbox"/> Electricité 電気 <input type="checkbox"/> Gaz ガス)	<input type="checkbox"/> Je ne sais pas わからない
Autres その他	[]	

3 Utilisation des informations privées

個人情報の使用

Les informations privées telles que le nom et prénom, la langue utilisée, l'état de santé et le régime alimentaire, servent pour aider et assurer la sécurité de la personne sur son lieu de refuge.

Les personnes qui donnent leur accord à l'utilisation des informations privées, sont invitées à cocher la réponse adéquate indiquée ci-dessous.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Aide sur le lieu de refuge 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Je suis d'accord 同意する <input type="checkbox"/> Je ne suis pas d'accord 同意しない
Contacteur la collectivité locale compétente 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Je suis d'accord 同意する <input type="checkbox"/> Je ne suis pas d'accord 同意しない
Répondre à la demande de l'organisme officiel du pays d'origine (ambassade, consulat) concernant la sécurité de la personne 出身国の公的機関 (大使館・領事館) からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Je suis d'accord 同意する <input type="checkbox"/> Je ne suis pas d'accord 同意しない

Carte d'enregistrement de la personne évacuée

[Nom et prénom de la personne enregistrée]

フランス語

4 Etes-vous blessé ou malade ?

ケガや体調不良はありますか？

Oui
はい

Non
いいえ

Q1 Que vous est-il arrivé ?

どうしましたか？



Je suis blessé
ケガをした



Je suis souffrant
痛みがある



J'ai de la fièvre
熱がある



J'ai des vertiges
めまいがする

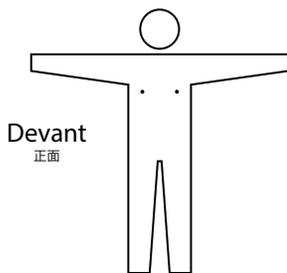


J'ai la nausée
吐き気がする

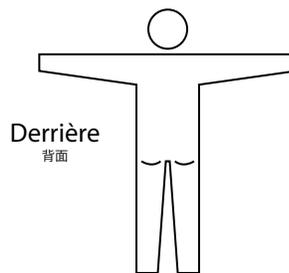
Autres
その他

Q2 Où est l'endroit ?

場所はどこですか？



Devant
正面



Derrière
背面

5 Etes-vous enceinte ou avez-vous une maladie chronique ?

妊娠や持病はありますか？

Oui
はい

Non
いいえ



Je suis enceinte
妊娠している



J'ai une maladie cardiaque
心臓病がある

J'ai le diabète
糖尿病がある

J'ai une maladie de foie
肝臓病がある

J'ai besoin d'une dialyse
人工透析が必要

Autres
その他

6 Cochez les aliments que vous ne pouvez pas manger

食べられないものにチェックしてください



Boeuf
牛



Porc
豚



Poulet
鶏



Mouton
羊



Poisson
魚



Coquillages
貝



Blé
小麦



Oeufs
卵



Lait
乳



Pâtes de sarrasin
そば



Cacahouètes
落花生



Crevettes
エビ



Crabe
カニ



Alcools
酒

Autres
その他

7 Renseignez cette rubrique si vous avez d'autres remarques

特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

1 Регистрация прибывшего на эвакуацию

避難者の登録

	Фамилия, имя 氏名	Пол 性別	Дата рождения 生年月日	Номер телефона 電話番号	адрес электронной почты メールアドレス	Место эвакуации 避難場所
1	Глава семьи 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Эвакуационный пункт 避難所 <input type="checkbox"/> Постоянное место жительства 自宅 <input type="checkbox"/> Неизвестно 不明 <input type="checkbox"/> Прочее その他
2						<input type="checkbox"/> Эвакуационный пункт 避難所 <input type="checkbox"/> Постоянное место жительства 自宅 <input type="checkbox"/> Неизвестно 不明 <input type="checkbox"/> Прочее その他
3						<input type="checkbox"/> Эвакуационный пункт 避難所 <input type="checkbox"/> Постоянное место жительства 自宅 <input type="checkbox"/> Неизвестно 不明 <input type="checkbox"/> Прочее その他
4						<input type="checkbox"/> Эвакуационный пункт 避難所 <input type="checkbox"/> Постоянное место жительства 自宅 <input type="checkbox"/> Неизвестно 不明 <input type="checkbox"/> Прочее その他
5						<input type="checkbox"/> Эвакуационный пункт 避難所 <input type="checkbox"/> Постоянное место жительства 自宅 <input type="checkbox"/> Неизвестно 不明 <input type="checkbox"/> Прочее その他

Адрес
住所 〒

Иностраннй подданный 外国籍の方

	Гражданство 国籍	Номер паспорта или номер регистрационной карты иностранца, проживающего в Японии パスポート番号 または 在留カード番号	Вы понимаете по-японски? 日本語がわかりますか?	Языки, на которых Вы можете говорить 話せる言葉
1			<input type="checkbox"/> Да はい <input type="checkbox"/> Нет いいえ	
2			<input type="checkbox"/> Да はい <input type="checkbox"/> Нет いいえ	
3			<input type="checkbox"/> Да はい <input type="checkbox"/> Нет いいえ	
4			<input type="checkbox"/> Да はい <input type="checkbox"/> Нет いいえ	
5			<input type="checkbox"/> Да はい <input type="checkbox"/> Нет いいえ	

Для туристов 旅行者の場合

Адрес временного проживания
滞在先

Домашний адрес
自宅住所

2 Причина эвакуации

避難する理由

Место жительства (здание) 自宅(建物)	<input type="checkbox"/> Без повреждений 被害なし <input type="checkbox"/> Имеются повреждения (<input type="checkbox"/> полностью 全壊 <input type="checkbox"/> наполовину 半壊) <input type="checkbox"/> Непонятно わからない
Коммуникации ライフライン	<input type="checkbox"/> Без повреждений 被害なし <input type="checkbox"/> Имеются повреждения (<input type="checkbox"/> Водоснабжение 水道 <input type="checkbox"/> Электричество 電気 <input type="checkbox"/> Газ ガス) <input type="checkbox"/> Непонятно わからない
Прочее その他	[]

3 Об обращении с личной информацией

個人情報の使用

Личная информация, такая как персональное имя, язык, состояние здоровья и ограничения по питанию, в убежище используется для оказания помощи и подтверждения при осведомлении о состоянии. Лица, которые согласны с условиями обращения с личной информацией, пожалуйста, поставьте галочку в графе ниже.

氏名や言語、健康状態や食事制限などの個人情報は、避難所での支援と安否確認に使用します。個人情報の使用に同意いただける方は、下記のボックスにチェックをしてください。

Оказание помощи в убежище 避難所での支援	<input type="checkbox"/> Согласие 同意する <input type="checkbox"/> Несогласие 同意しない
Связь с управлением по месту жительства 在住する自治体への連絡	<input type="checkbox"/> Согласие 同意する <input type="checkbox"/> Несогласие 同意しない
Ответ на запрос о Вашем положении со стороны официальных органов (посольство, консульство) Вашей страны 出身国の公的機関(大使館・領事館)からの安否確認への回答	<input type="checkbox"/> Согласие 同意する <input type="checkbox"/> Несогласие 同意しない

4 Нет ли у вас травм или недомоганий?
ケガや体調不良はありますか?

Да
はい

Нет
いいえ

Q1 Что вас беспокоит?
どうしましたか?



Я ранен/а
ケガをした



Беспокоит боль
痛みがある



У меня температура
熱がある



Кружится голова
めまいがする

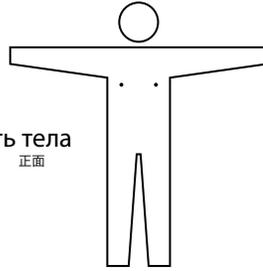


Меня тошнит
吐き気がする

Прочее
その他

Q2 Где это место?
場所はどこですか?

Передняя часть тела
正面



Спина
背面



5 Не беременны ли вы и нет ли у вас хронических заболеваний?
妊娠や持病はありますか?

Да
はい

Нет
いいえ



Я беременна
妊娠している



Есть сердечное заболевание
心臓病がある

Есть диабет
糖尿病がある

Есть болезнь почек
肝臓病がある

Необходим гемодиализ
人工透析が必要

Прочее
その他

6 Отметьте продукты, которые Вы не можете употреблять в пищу
食べられないものにチェックしてください



Говядина
牛



Свинина
豚



Курица
鶏



Баранина
羊



Рыба
魚



Моллюски
貝



Пшеница
小麦



Яйцо
卵



Молоко
乳



Гречиха
そば



Арахис
落花生



Креветки
エビ



Крабы
カニ



Алкоголь
酒

Прочее
その他

7 Если есть какие-то особые пункты, на что нужно обратить внимание, напишите здесь
特別な配慮が必要なことがあれば記入してください

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告時限 月 日 時 現在				受信時間 月 日 時			
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県より受入または前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点
	既存建物	個 所 数	カ所			半失, 床上浸水世帯数	(世帯) 点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
野外仮設	個 所 数	カ所	医療・助産・救助	医療班	医療班出動数		カ班
	収容人員	人			救助地区		
炊出期間	開始年月	月 日		医療班	診療者数	医 療	人
	終了予定日	月 日				助 産	人
炊出し	炊出 個 所 数		カ所	医療機関	医 療	施設数	カ所
	炊出人員	朝	人			診療人員	人
		昼	人		助 産	施設数	カ所
		夕	人			診療人員	人
計	人						
給水	供給地区数		地区	救出終了予定日		月 日	
	供給実人員		人	救出地区			
	供給水量		1	救出をした人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日	今後救出を要する人員		人	
		終了予定日	月 日	救助終了予定日		月 日	
給水方法				救出方法			

学用品支給	県より受入または前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員			
	本 日 支 給	小 学 生	全壊世帯 ()人点		死 体 処 理	死 体 洗 浄	体	
			半壊(床上浸水)世帯 ()人点			死 体 縫 合	体	
	中 学 生	全壊世帯 ()人点	死 体 保 存		死 体 消 毒	体	既 存 建 物 利 用	カ所
		半壊(床上浸水)世帯 ()人点			仮 設 建 物	カ所		
翌日への繰越量			点					
埋 葬	前日までの埋葬		点	理	死 体 処 理 機 関			
	本 日 埋 葬	大 人	体		今後死体処理を要する死体		体	
		小 人	体		死体処理終了予定月日		月 日	
		計	体	障 害 物 除 去	障害物除去を要する戸数		戸	
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除去した戸数 (計戸)		戸	
埋葬終了予定月日		月 日	今後除去を要する戸数		戸			
死 体 の 捜 索	捜 索 地 区			輸 送	障害物除去の終了予定月日		月 日	
	死 体	捜索を要する死体			体	公 用 車 使 用		台
		本日発見死体			体	借 上 車 使 用		台
		今後の要捜索死体		体	救助の種類			
	捜 索 方 法				人 数		人	
捜索終了予定月日		月 日						
仮 設 住 宅	着 工 月 日		月 戸 日	作 業 員	従 事 作 業			
	竣 工 月 日		月 戸 日		そ の 他			
住 宅 修 理	着 工 月 日		月 戸 日	備 考				
	竣 工 月 日		月 戸 日					

被害状況等報告書

市町用

被害状況等報告

午前

災害対策本部の設置状況 (月 日 午後 時現在)

報告年月日	年 月 日				
報告者職氏名			市町名		
災対本部の名称		災対本部	設置日時	月 日 午前 午後 時	
			廃止日時	月 日 午前 午後 時	
水防本部の名称		水防本部	設置日時	月 日 午前 午後 時	
			廃止日時	月 日 午前 午後 時	
災害対策基本法に基づく対策本部の有無	有 ・ 無		消防職員	出動延人数	人
災害救助法の適用状況	適用市町名			出動期間	月 日 ~ 月 日
	適用年月日 年 月 日 午前・午後 時 分		消防団員	出動延人数	人
				出動期間	月 日 ~ 月 日
			出動目的		
避難指示のあった市町名(地区名)			避難指示自主避難	指 示 ・ 自 主	
			避難指示	日 時 月 日 午前 午後 時	
災害の原因			避難者	理由	
				世帯数	世帯
災害発生日時	年 月 日 午前 午後 時 分 年 月 日 午前 午後 時 分			人員	人
				避難場所	
災害が発生場所または				住所	
				氏名	
				解除日時	月 日 午前 午後 時
		その他参考事項			

被害名

被害区分		単位	被害状況	被害区分	単位	被害状況	
人的被害	死者	人		住家被害	河川	個所	
	行方不明	人			港湾	個所	
	負傷者	重傷	人			砂防	個所
		軽傷	人			水道	個所
住家被害	全壊 (全焼)	棟			清掃施設	個所	
		世帯			がけくずれ	個所	
		人			鉄道不通	個所	
	半壊 (半焼)	棟			被害船舶	隻	
		世帯			電話	回線	
		人			電気	戸	
	一部損壊	棟			ガス	戸	
		世帯			ブロック塀等	個所	
		人			その他	個所	
	床上浸水	棟		り災世帯数	世帯		
		世帯		り災者数	人		
		人		火災発生	建物	件	
棟			危険物		件		
世帯		その他	件				
床下浸水	棟		公立文教施設	千円			
	世帯		農林水産業施設	千円			
	人		公共土木施設	千円			
	棟		その他の公共施設	千円			
非住家	公共建物	棟		小計	千円		
	その他	棟		施設被害市公共町数	団体		
その他	田	流出・埋没		その他	農産被害	千円	
		冠水			林産被害	千円	
	畑	流出・埋没			畜産被害	千円	
		冠水			水産被害	千円	
	文教施設	個所			商工被害	千円	
	病院	個所			その他	千円	
	道路	決壊	個所			被害総額	千円
		冠水	個所				
	橋梁	流出	個所				
		破損	個所				

※「火災発生」の欄には、災害に起因して発生した火災のみを記入すること。

